

變動あること、臨時傭人の間に不斷半失業の状態あることは、一々其處置法を講じ、少しの注意と社會の組織を改善することに依りて、多數勞働者の故なくして勞力を徒消するの弊を除くべきを以て、若し吾人が詳述する所を實施せん曉には、全國に在る失業者を一括して救護することを得べきは疑を容れざるなり。吾人は、失業の状態を豫防し得べきものなりと言ふと雖、而も如何なる失業も悉く之を豫防し得べしと速斷せざるなり。如何なる社會、如何なる政體の國家も、産業上、不斷の進歩と改良は行はれ、物品製造法の如きも、日進月歩の勢を以て改良せられ、新奇の材料は發見せられ、社會の趣味好尚は年々變化して止むことなく、風俗慣習は絶えず新を追つて進みつゝあり。人力を以て之を防止せんと欲すと雖、又如何ともすべからざるもの存するは、是れ人間社會に於て免るべからざる約束なるが故に、其進歩變遷の爲めに諸般の職業に及ぼすに大なる影響を以てし、職工が執り來りし職業の範圍を蠶食して、數萬の罪なき職工をして職を失ひ、生計の途を失はしむるものもあるも、是れ如何ともすべからざるなり。更に新機械の發明によりて數萬の職工は其職を奪はれ、製造法の改良によりて數多

の職人をして糊口の途を失ふに至らしむべき例は、吾人の日夜に目撃耳聞する事實なれど、此等は人力を以て防止することも叶はず、又、社會全體の利益より打算して、其進歩を阻碍するを欲せざる所のものなり。其他、更に種々の原因ありて、勞働者中、其職を失ふものの生ずべきものありと雖、此等は人力を以て如何ともすべからざるものたるを記せざるべからず。例へば、資本主の破産若しくは傭主の死亡の爲めに、已むなく製造場を閉鎖せざるべからざる運に及びたるに、より、突然、數多の職工をして其職より離るゝに至らしむること敢て珍しからず。將來に於て、世は如何に進むとも、職工長が其使用する職工をば不意に解職すること能はざる時代の來るべしとは何人も思はざるべし。或は懈怠、不注意、不從順、銘酎などの過失の爲めに職工を解雇すべからずと定むる時代の到來すべしとは思はざるべし。縦し政府が如何に盡力して國民一般の勞力の需要を整理し、何處にも過不及のなからしむべきやうに努め、季節に依りて需給に厚薄のなきやう試むと雖、之を以て勞力の需給を調節して、何れの場所、何れの時に於ても、失業者の醸出を防遏し得べしとは想はれざるべし。第一に、失業者の醸生を防

止せんが爲めに、他方に必ず半失業者中、全く其職業を奪はるゝものを生ずべきは理の明らかなる所なればなり。一方に、失業者の醸出を防止せんと努むると共に、他方に於ては、一般市場の隆盛なるにも拘らず、職業を得ること能はずして岐路に彷徨し、労働紹介所の厄介となれる無職業者の多數存すべきを思はざるべからず。此等の無職業者を如何に處置すべきか。是れ吾人の一考すべき問題なり。一方に於て失業者を出さざるやう努むるものあるも、他方に之が爲めに職業を奪はるゝ多くの失業者を生ずるに於ては、何等の得る所もあらざればなり。其方法は恰も熱病の豫防法を講ずると共に、現に熱病に罹れる病人は之を病院に收容する方法を採るが如く、此等失業者の處置に就いても、同様の方法を採用することを欲するものなり。

此場合にも、窮民豫防の他の場合に於けると同様に、失業者をして成るべく自ら進んで官憲の周旋に依頼して職を搜索せしむるが如き風習を養ひ、決して從來の如く失業者をして成るべく職業の周旋を願ひ出でざらしむるやう努むるが如きことあるべからず。從來、救貧法の方針は失業者にして健康なる者は一

定の居住民たると無宿者たるとを問はず、成るべく官憲に訴へ出でしめざるが如き態度を採り來りしものなるが、斯くの如きは決して適當の方法にはあらざるなり。吾人の斯く言ふは、單に人道問題又は窮困者を救助すべしと云ふ慈善家の立場よりするにあらずして、全く社會一般の利害より打算して斯く言はんと欲するものなり。元來、失業者、無職業者の醸生せらるゝことの一般社會の危害たるは、毫も猩紅熱病患者を隔離せずして放棄するの害毒に異ならざるなり。夫れ何人に限らず、一定の爲すべき業なく、一定の收入なくして、徒食して生活せんか、爲めに健康を害し、品性を傷ひ、其技倆に退歩を來すべきを以て、假令、失業の爲めに實際生計上に何等の影響を受くることなしとするも、其品性を毀損するに因りて被る損失は實に大なるものと謂ふべし。労働のみに依りて一家の生計を支ふるものが毎週、其給金を受けざる時には、妻子眷族は直接に危害を受くることとなるなり。されば何人に限らず、失業者を生ずる時は、一般社會の利益の爲めに直に之を救ふべき義務あるものなり。失業者が救助を願ひ出づる時は、社會は滿腔の同情を以て之を迎へ、彼が新職業を搜索する上に於ては、十分の

便宜を與ふべきなり。近時、當局官憲に於ては、商務院の管理の下に失業者取扱局を新設し、且、將來、勞働大臣をも任命せんと考へつゝあるは、全く以上の精神を實現せんとするに外ならざるなり。

當局官憲にして失業者の爲めに計りて、失業者の發生を防止し、現在、失業者の爲めに國內に於て新職業の周旋を爲さんと欲せば、所要の瀛車賃と些少の臨時救助金の外、何等餘計の手續を要せずして、容易に其目的を達することを得べし。然りと雖、實際、如何に市場の隆盛なる年と雖、職業紹介所の手を以てして充填すること能はざる空地位の存すると共に、他方に於ては、終年爲すべきの職業なくして、饑餓に泣く徒の數多存すべきは、何れの職業紹介所の帳簿を一覽するも、之を認知することを得べし。其等の不幸なる人々の中には、資質善良、多年、同一の會社に勤績せし者にして、一朝、其會社の社長の死亡したるが爲めに業を失ふに至れるものあり、中には、馬丁とか御者とかの如き、一技藝に熟達したる者にて、新機械の發明、新方法の發見によりて職を奪はれたるものなきにあらず、或は手藝に長じ、才能ありと雖、其品行修らず、或は其身に疾病あるが爲めに、職を離れて衣

食の計に窮するものあり、或は、大工、建築業者の如く、一年の中にて、春夏秋冬の季節によりて其業務に繁閑あり、職業紹介所に於ても、其處置に就いては未だ適當の處理法を知らざるものあり、或は身に何等の藝能なく、單に其勞力を資本として日雇業に依りて得る給金を以て衣食する多數の勞役者あり。千差萬別、一定せずと雖、百中の九十九人までは、平素、何等の蓄財もなきものなれば、其家族は饑餓の襲ふ所となるべく、妻女は外に出てて職を求むるも在らず、家には子女のみ獨り残されて何人も保護する者なく、勢ひ慈善團の厄介となり終るもの比々として皆然らざるはなし。其慘狀實に名狀すべからざるなり。社會は果して如何なる方法を以て、其等不幸の徒を處置せんとするか。

其方法他なし、先づ社會をして失業者の發生を豫防する爲めに全力を盡さしむるに在り。若し此事にして實施せられ、全國の職業紹介所が失業者の爲めに周旋するに至らば、自然、失業者の數をば著しく減ずることとなるべし。其曉に於て、紹介所の力を以てして、猶、職業の見附からざるものある時は、宜しく公費を以て其當人及び其妻子の爲めに衣食の費を支辨し、適當なる職業の見附かるま

て保護を與へ、其期間、當人をして必要と認むる身心の修養、練磨、技藝の練習を爲さしむべきなり。

是れ失業者の救済に就いて、救貧法調査委員の少數派が事實調査の結果、案出したる方法なり。若し此階級の人々が全國、何處を搜索するも何等働口を得ざるが如きことあらんには、其害は一日、僅少の給金を得るの害に比して、より大なるものあるなり。蓋しそは一面、其家族に危害を及ぼし、他面、社會に於ける彼等が勞役の需要を減ぜんが爲め、此上、更に失業の危険を大ならしむべければなり。此種の人々は概して平常、身體に異状あり、時として身に藝能を有する者ありと雖、十中の八九は普通の教育を受けたることなく、全く素養の無きものたらざるはなし。其多くは逆境に在りて悲惨の生活をなし、爲めに多くの不便を被るなり。其性質は頹廢し、人格は野卑となり、藝能の如きは全く見るべきものあらざるなり。されば此等の人々をして其失業期間を最も有益に利用せしむべき方法は、藝を授け、能を研ぐ爲めに之を用ひしむるに若くはなし。少數派の委員が貧民の状態を調査して、其救済の方法を案出せんとするに際して、着眼せる點

も全く之に外ならざるなり。元來、此事たる一大人を教育して之に藝能を授くることは、餘りに奇矯の事にして、或は之を以て却て不必要、迷惑の事の如くに思ふ人なきにもあらざれど、少數派の委員が最近十數年間の實驗に照らして、總ての方法中最も有効のものたることを認めたる所のものなり。全國には數百箇所の職業紹介所あるべし。總ての職業紹介所が常に最も必要を感ずるの一事は、此種の勞役者を教育すべきことなりとす。各職業紹介所長の常に經驗する所は、賃銀もよく、支拂も確實なる好地位の時々開けて、適任者を需めらるゝことありと雖、其都度、其需に應ずべき適任者を得ること能はずして、折角の機會を失ふことなり。之に反して、他の一面には、品行も方正に、素行も修り、何等の缺點なき人にして、無能無藝なるが爲めに世の用ふる所とならず、市場の隆盛なる時にも拘らず、糊口に窮する人の數多あるは悲むべき事なりとす。其大部分は長日月の間、爲すべき職業を見出すこと能はずして、失望の極、或は其品性陋劣となり、或は其身體に病を醸して、復、起つ能はざるに至るもの甚だ多し。憐むべきの至りと謂ふべし。

其等の徒の救済法として余が提出する方策は從來の救貧院及び臨時貧民救助會に換ふるに小規模の授産場を以てし、良教師を聘して其指導に當らしめ、之を勞働大臣の管轄となし、全國に在る職業紹介所の力を以てするも職業を得る能はずして失業の状態に在る男女の人々を集めて、之に授くるに職業を以てし、授産場に來場すると否とは全く當人の任意とし、當人の都合を以て幾日間、在場するも全く隨意とし、當人が勞働組合なり、又は他の保險會社より保險金を受くることの出來る間、在場自由たることを得しむるに在り。授産場は市部、郡部、兩つながら之を設け、場合により、都市の外圍に之を設け、來場者をして毎日通勤せしむべし。機宜に依りては、田園生活の目的を以て場内に寄宿せしむることもあるべし。其方法には種々あるべけれども、要するに、來場者の訓練を主とすべきを以て、ホレスリ、ペー農園、又は他の農園、若しくは獨逸及び瑞西に行はるゝ屯田勞働團とは其趣きを異にし、専ら訓練に重を置き、其勞働を以て利益の目的となすことなく、其生産物は決して農場以外に於て賣却すべからざることを忘るべからず。此種の授産場は其性質上、國の東西に依り、都市、郡部の狀況に依りて

其種類も種々あるべければ、吾人は今茲に此種の授産場の規則に就いて概々せんとするにあらず。入場を許可すべき者は、先づ其人物性を細査し、身體上、知能上、普通人に劣れる點を調査し、同時に、其採るべき點と、發達の見込ある點とを考慮して、其長所を發揚し、短所を補ひ得る爲めに適當と認むる所の訓練を與ふべし。在場中は適當の食物を給與するの外、賃銀を給せず。其妻子眷族の生活費として、恰も、ホレスリ、ペー農場に於ける如く、必要の金額を支給すべし。在場者は毎朝、午前六時に起き、食後休憩の外、一定の時間内は一意、専心、終日、所定の業務に従事し、他念あるべからず。時には夕飯をも給與し、午後七、八時まで就業せしむることあり。在場者は毎日爲すべき日課を定め、心身に關する各種の訓練を受け、決して時間を空費すべからず。身體の發育上、特殊の缺點あるものは、其缺點を改良せん爲めに或種の體操を爲し、以て其缺を補ふを要す。其他、適當の教師を備聘して身に職の覺えあるものをして各自の従事せる職業の練習をなさしめ、或は製圖、活字組み、左官、土工、塗職等の練習をなし、將來、職業を得べき準備をなさしむべし。何れも職を奪はれ易く、業に就くことを最も難しとする輩な

れば、此等の練習は特に必要なり。中には、其職業の既に時代後れとなり、社會の需要なきものあり。此等の徒は宜しく需要ある職業を選んで之を學び以て糊口を便となすべし。失業者の大部分は職業紹介所の指示せるが如く、眼に一丁字なく、手に一藝能の素養なきものにて、單に體力の勤勞を以て衣食するの徒のみなれば、其等の徒には簡單なる器具の使用法を教へ、手と眼の練習をなさしむべし。製圖用器書法簿記術初歩幾何四則算をも教ふることも最も妙なり。時には、遊泳術をも教へ、普通水兵の勤務に馴れしめ、料理法の一部裁縫術の初歩をも教へ置くべし。日常の業務を練習せしむべき目的にて、場内の掃除、臺所の手傳、入浴、洗濯、靴の修繕、家畜の世話、庭園の灌漑等一切の事に當らしめ、以て必要の時に應ずべき備を爲すべし。嘗て棉花の不熟の爲めにランカシャー製綿工場の職工等が業を失ひたる時、有益なる訓育を受けたる例あり。格別至難の學問又は講義に依らずとも、日常卑近の材料に依りて、其等の人々の知能を啓發し、以て有用の人と爲すべき法は決して尠からざるなり。

世間、往々、吾人の言を誤解する評論家なきにあらず。此等の人々の爲めに一

言、其迷を辯じ置くこと肝要なり。論者の言に曰く、如何に最善の教育を施すとも、それにて失業を防止し得べきものにあらず。されば失業者に與ふるに職業教育を以てするも何の益もあらざるべしと。論者は、教育の目的は決して失業を防止すべき爲めにのみ存ぜざることを思はざるものなり。失業を防止するには別に、方策の存すること前述の如し。若し適宜の途に訴ふるにあらずんば、如何に職業教育ありとも、失業の不幸を防止し得べきものにあらざるなり。然るに尙、此等無職の徒を集めて、之に施すに訓練を以てし、其心身の發育を計らんと努むる所以は、彼等をして將來、失業の虞なからしむると同時に、教育それ自身に於て既に無限の價値を認むればなり。夫れ一般の市民をして強健なる體軀を有し、訓練あり、思慮ある人民たらしむることの、無學無智、多病羸弱の身を有するものたらしむるに比して勝れるものあるは萬々なり。況や思慮なく、分別なく、不善の徒となれるが爲めに業を失ひ、職を離れ、妻子をして饑餓凍餒の慘を嘗めしむる所以の存するに於てをや。然らば上述の如くにして失業者ある時を利用して、之に施すに適宜なる訓練を以てし、其身體を健全ならしめ、其心智を啓

發することを得ば、之が爲めに精神上に得る所の大なるものあるは、嗚々を埃たずして明らかなり。懈怠にして爲すなき生涯を送る、人生の害之に過ぐるはなし。無爲にして徒に日月を消し、醉生夢死、何等心身を勞することなきほど有害なるはあらず。之に反して、心身に施すに訓練を以てし、人をして爲すべき業務を有せしむるは、心身兩つながらに於て益あり。一定の労働時間を有し、常に爲すべき職を有するほど、心身をして愉快に、活潑ならしむべきものはなし。要は唯、一定の労働時間、爲すべき職業を與ふるに在り。失業者の身體を強健にし、其精神を愉快にし、其生涯をして幸福ならしむべき方法にて、適宜の職業を與ふるに過ぐるものあらず。夫れ與ふるに職業を以てすれば、自ら其技倆を研くの便宜を得べきを以て、經濟學上の理論より考ふるも生産的のことなれば、國家百年の長計として、其效果の大なるもの未だ之に若くものあらざるなり。

論者或は言ふ。此方法は結局失業者を留置^{リテンション}労働^{ワーク}監^{スーパーバイズ}に集め、場内に閉鎖抑留するに歸するものなりと。何ぞ其見解の誤れるの甚だしき。吾人は、論者が故意に斯かる言をなすか、或は不注意の餘り吾人の所説を誤解して、斯く言ふかを知

らずと雖、一言斯かる論者の爲めに辯ずる所あらざるべからず。元來、吾人の所論たるや、勞役中、往々、時を限りて失業の悲運に逢ふものありて、其弊の大なるもの有るを以て、豫防の方法を講じ、此種の人々をして普通一般の方法を以て、斷えず從事すべき職業を得せしめんとするに在り。勿論、多少の失業者の存すべきは免るべからず、而して問題は此等の人々の給與を如何にすべきやと云ふに在り。反對論者は此點に就いて往々借問す、論者は故意に惡意を以て、斯く爲すにはあらざるか、吾人の意を誤解し、唯、單に爲すべき職業を得ざるの故を以て、漫然懶惰に生活する人々を救ふべしと言ひなすものとなし、或は故意に労働するを厭ひ、妻子の凍餓をも意とせざる廉を以て、裁判所に於て有罪と認められたる人々をば、強ひて一箇所に集合せしめんと欲するかの如く、速斷するを常とす。前者、即ち失業者にして國民職業紹介所に於て適當の職業を見出すこと能はざるものにして、國家保險の恩澤に浴する資格なきもの、に對しては、健康を維持するに足るべき適宜の食物を給與し、其家族に對しては、一家の生計と子女の養育費とを給與すべし。但し斯かる場合は、必ず授産場に出勤すること、猶、貸銀の

支給を受けて工場製造所に出勤する時に於けるが如く爲すべきものとす。勿論雙方の契約は全く隨意たるべきこととす。失業者にして若し社會の救助に依らずとも生活し得る時には、強ひて之を授くるに及ばず。論者或は此方法を以て苛酷の法となせども、失業者を處分する方法に就いては、目下の所之に勝る良法あるを見ず。世の批評家中、若し之に勝れる良法を發見せば、吾人は謹んで教を乞はんと欲するものなり。

一方に、吾人の所説を以て苛酷なりと評する論者あるかと思へば、又他方には、之を以て餘りに寛大に失する措置なりと非難するものあり。以爲く、自ら働くことをなさず、遊怠に日を送るものに對して、其家族にまで生活費を給與することは、假令、當人が訓練の爲めに出務すべしとするも、餘りに蟲のよき話にて、斯くは世間多數の横着漢をして争うて失業者となり、以て公共の救助を請ふに至らしめずんば已まざるべしと。是れ即ち勞働園レイボア・ガーデン、手藝講習所ハンド・ワーク・スクールの性質を知らざる机上の空論たるを免れざるなり。人、一度、職業紹介所の經驗に徴する時は、此論の勞働者が如何に勞働を好むかと云ふ實際の事情に通ぜざるもの言たるこ

とを知るべし。職業紹介所が職業の紹介を爲す件数は毎日一千五百人以上なるが、普通勞働者の希望が勞働するに在るか、或は訓練を受くるに存するかと索ぬるに、訓練よりも勞働に従事することを望み、適宜の勞働に従事し、適宜の食物を得ば、酒、烟草、小使錢なくとも寧ろ之を愛好するの傾あるを見る。授産場にて所定の時間訓練を受くることは一般勞働者の堪へざる所にして、暫くの後には、再び成るべく早く手に慣れたる職業に従事せんことを希望するに至るものなり。職業紹介所に於て見る所の實際の事實に鑑みるに、彼等が職業の通知を鶴首して待望するの情實に渴者の水に於けるが如きものあり。給金を支給せられて一定の時間訓練を受くることは勞働者の好まざる所なるを以て、職業の口だに見出すを得ば、争うて之に就かんとするは人情の常なり。されど失業の爲めに糊口の途に窮するに比すれば、授産場に出勤して給金の授與を受くる方、好都合なるも、従事すべき職業を捨て、まて公の厄介とならんとするものあらざるなり。現に失業の爲めに悩めるものは、働かんとする意志あるも、實地働くべき業のなきもののみなれば、此等は宜しく社會より救助して其時間を空費せし

めざるの方法を講ずべきなり。社會は此種の人々を「優遇」して、成るべく授産場に就いて維持の途の立つやう獎勵をこそすれ、決して其來るを阻止すべきにあらざるなり。夫れ小人閑居して不善を爲す。彼等を訓練せんが爲めに社會は多少の經費を要すべきも、而も彼等が失業の餘閑居して不善を爲し、社會が之に因りて被る損害に比すれば其訓練の爲めに支出する經費の如きは殆ど謂ふに足らざるなり。

然れども此事に就いて吾人は豫め多くの困難あるを期せざるべからず。意志薄弱にして進んで職業を求むるの念なく、何時までも同所に留まるの外、他に望なきもの、心身の不具なるが爲め職業紹介所が適當の職業を発見すること能はざるもの、唯、移り易くして常に働き場所を變更するの癖あるもの、性遲鈍にして如何に訓練するも絶えて進歩の見込なきもの等の處置は、實に難中の難と謂はざるべからず。蓋し此等は種々様々の方法を試むるも、全く前途の望なく處置に窮するものなればなり。經驗家の言に據れば、何人と雖、一箇所に三個月以上留置すべからずと。訓練の効果の擧る見込のある者ならば引續きて指導す

べきは論ずるまでもなしと雖、種々の方法を試みたる後、普通一人前の標準以下の低能者とか、病者、不具者にして到底見込のなき者は、或は癲狂院に、或は不治病者として地方衛生局に廻はして其保護と救助とを受けしむるか、或は性不良にして懶惰の癖あり、働きて生活することを欲せざる者なることの明知せらるゝ場合には、それ〴〵然るべき方法に訴へて措置する所あらざるべからず。吾人は、茲に其性不良にして働くことを欲せざる者の處置に就いて一言せんとす。

貧民救助問題の根本的解釋上、或種の人々をば強迫的に留置すべき機關を設くべきことの肝要なるは、故チャールズ・デイルク卿も夙に認めたることにして、苟も貧民生活状態の實際を知悉せるものは何れも此事の必要を感じざるはなし。此事に關して若し衆議院自ら率先して活動することを肯ぜずんば、勞働組合中の有力なる人々は輿論を喚起して施設する所あるべし。事實、目下の所、自ら勞働して生活せんよりは、寧ろ失業を裝うて臨時救濟所に入れらるゝを喜ぶもの、働かずして救貧院に在るを喜ぶもの、職業を見出すことをせず、其妻子の饑餓に苦しむを見て意をせざるもの等は、見當り次第禁獄することとせり。其數、毎年、

千を以て數ふに至りては立法者も一驚を喫せざるを得ざるべし。監禁の方法は、他の事は兎も角多大の經費を要するも而も何等、效果の認むべきものあらず。爲めに獄窓は、浮浪の徒、勞働よりは寧ろ監獄の生活を希望するの輩にて充滿せらるゝを以て、苟も此實情を知悉する人々は何等か良法もがなと焦心苦慮せざるはなし。然り而して、其方法として少數派委員の提出する所は、感化訓練を目的とする新式留置授産場を設け、之を以て監獄事務官又は監獄とは全く關係なき一箇獨立の機關とし、現行法律の或ものに實際、抵觸せるもののみを送りて、之を訓誡的に使役するの法を講ずること是なり。何人に限らず、故意に其妻子養育の義務を怠るもの、或は浮浪罪の或箇條に抵觸するもの、公立の救濟所に於て頑強にして勞役に従事せざるもの等をして従來の如く必ずしも之を監禁することなく、其代りに數个月間、此種の授産場の一に收容して、農業又は他の勞働に従事せしめ、傍、諸般の方法を盡くして其性行を薰育するやう努むるに在り。此方法の實施せらるゝ曉に如何なる結果を來すべかは何人も豫知すること能はざるべし。如何なる程度まで最初の目的としたる性質の改良を計ることを得

べきかは何人も豫知せざるべし。或は其事の不結果に終るべきを豫想して悲觀するものもあらん、或は其效果の必ず擧るべきを信じて樂觀するものあらん。樂觀すると悲觀するとは見る人の性行如何や、其方法に對して有する知識の大小に依りて消長する所あるべし。何は兎もあれ、禁獄の效果の何等見るべきものなくんば、此種の人々を禁獄することは社會の爲めには一文の利益にもならざることのみは明らかなり。此等無頼の徒を普通の失業者と區別して、普通失業者の社會より隔離することは、其等の人々の爲めに便益なるべし。此方法は一方、瑣細の罪にて監禁せられたる多くの人々を救ひ出す爲めに用ひらるゝことを得べし。其方法の如きは別として、失業者の問題を實際解決せんとするには、監獄に施すに何等か此種の改良を以てせざるべからざるは論なきなり。

以上、吾人は、失業者豫防の方法に就いて、少數派委員が國民の爲めに提出せる諸案を陳述せり——即ち全國內の勞働者の需要を一括して之に對して整理を施し、需要と供給の平衡を保つ途を設け、多くの失業者をして再び業を失ひ、途方に暮るゝ思ひなからしむると共に、一方には、都市、郡部に在る勞働者に授くるに

心身上の訓練を以てし、豫てより失業に陥らざる用意を爲さしむるやう努め、且又従來勞働を嫌忌して社會に厄介を掛くるものは悉く之を禁獄に處するの風なりしが、之に代ふるに授産場を以てし、斯かる無賴漢を之に收容するが如きは、失業を豫防する上に於て採るべき方法たるを疑はざるなり。

茲に吾人の記憶し置くべき一事あり、即ち此社會政策は或種の財政政策とか、個人主義とか、若しくは社會主義とは異なりて、土地財産の所有及び管理上の爭論に就いて毫も關知する所あらざること是なり。中外市場の浮沈は循環的に起るものにして、關稅の整理を以て幾分にも之を調整することを得べしとは、極端なる自由貿易論者及び關稅改良論に熱中する人々と雖、唱へざる所なりとす。然らば若し市場の不況を來す所以を防ぎ、事業界の不振、工場閉鎖、製造所の破滅を防遏し數十萬人の職工、勞働者をして失業の悲運より免れしめんとするに關稅の改良以外、何等かの方法を講ずる所あらざるべからず。吾人は、以上既に陳述せしが如く、凶年には政府をして不時の注文を發して之を救ふが如き方法を施さざる限り、自由貿易論者も關稅の改革論者と同じく、循環的に襲ひ來

る所の中外市場の大浮沈をば防止すること能はざるを知る。こは時期を定めて生ずる所の市況の不振状態に於ても同様の事にて、關稅の有無如何は多數の職工が失業を防ぐ上に及ぼすに何等の影響をも以てすること能はざるべく、未だ以て吾人の所説たる全國勞働者の需給を見計らひ、甲の場所にて供給過大の爲め不用の勞働者をば、乙の供給少くして需用多き場所に移して職業に就かしむべき方法を以て不必要のものとなすべからざるなり。之と共に波止場人夫中に起る所の不斷の失業も、他の多くの臨時傭人の場合と同じく、財政政策の變更の爲に何等影響を被ることなく、従つて自由貿易論者も關稅改良論者も同じく、失業豫防上、何等か良法を講ずべき必要を感ぜずんばあらざるなり。吾人、今一步を譲りて科學的關稅論者の言に従ひ、英國内の製業を保護すべしとせん。に議論上、該學說の熱心なる主唱者の言ふ所に同意するも、之に因つて吾人が述ぶる所の失業者救済の方法を以て不必要のものたらしむること能はず。假りに論者の言を實施し、關稅を以て國內の産業に與ふるに保護を以てし、其結果、國內の製造家に與ふるに安固の念と總て英國の製造物は全く英人の間に於て消

費せらるべきものとの確信とを以てし、製造家をして巨額の資を投じて國內の製造業を盛んにし、斬新なる器械の發明と、之に伴ふ學者、發明家の僱聘とを以て盛んに産業を奨励すること、恰も大獨逸及び米國に於ける諸會社の如くし、多大の利益を得て勞銀の昂上を來すものありとせんに、其結果は依然として失業者を生ずること、今日に異なることなく、何等か方法を設けて之が豫防の策を講ずべき必要を感ずること、毫も今日に譲らざるものあるべし。何となれば關稅改正の目的は、英國の商工業者及び農民の利益の爲めに一般産業界の潮流をして大仕掛の下に行路を變ぜしめて、一時、他の方向に流れしめんとするものなればなり。此等の階級の人々は之に依りて一時或は多大の利益を得べく、社會一般も之が爲めに多くの利益を受くべきが如く思はるゝことありと雖、そは單に皮相の見にして、其一方には、必ずや輸入商人に打撃を與へて一假令、此點に氣付ける人々は多からずとするも一各種會社の事業を滅殺し、従つて數十萬人の各種勞働者の職を奪ひ去るものにして、結局過多の失業者を醸出することとなるなり。半失業者の問題は之が爲めに一層痛切に感ぜらるべく、各港灣に在る船渠

及び波止場の人夫勞役者即ち以前多額の輸入品の取扱を業とせし時に於てすら、一週爲し得るもの僅か三四日分の仕事に過ぎず、僅かに衣食の費を得つゝありし徒輩等は輸入杜絶の爲めに全く其職を失ふこととなるべく、其慘狀實に名狀すべからざるものあるべし。今、假りに科學的關稅の利益を以て論者の言の如きものなりとするも、若し夫れ保護政策を實施したる曉に於て、失業の突發を豫防し、不斷に生起する市場循環的の不況衰退と季節に基因する變動とに因り、數十萬人の勞働者をして失業の迷路に彷徨せしむるが如きことなからしめんとするには、宜しく新關稅法施行と共に吾人が提唱する所の失業豫防策を以てせずんば、必ずや後日、噬臍の悔あるべきこと吾人の斷言して憚らざる所なり。吾人が普通一般に社會主義と唱ふる所の説、即ち土地、交通機關の如き生産、分配、交換の機關を國有となすべしとの説の如きも、之を採用して實施するのみにては未だ十分なりと稱すべからず。土地及び産業資本の全部を所有し、總ての勞働者を一國又は一都市の公僕として使用し得ると稱する社會主義の政府と雖、或は支那の洪水、印度、濠州の饑饉の爲めに輸出入の上に影響を被り、循環的に

市場の變動を來すものあること、毫も今日と異ならざるものあると同時に、季節によりて労働者の需給に變動を來し、甲の町にては労働者供給の過剰の爲めに依頼者少く、乙の郡にては労働者の需要の多くして供給の乏しく、一の會社にては労働者を解雇せんとするに、乙の製造所にては一時職工の缺乏を訴ふるが如き現象を來すを見、而して各地、各省が箇々別々に労働力の貯藏を爲す點よりして不斷の失業者を出すかと思へば、又時には一時産業熟の突發の爲めに短時期の間、臨時に餘分の人手を要するが如き變動を來す事を免れざるべし。吾人斯く言はゞ、社會主義の學者等が怪訝の顔をなし、社會主義の原理に基づき政府を建設するに如何ぞ此事あらんやとなすものあるべきは、吾人とても知らざるにあらず。然りと雖、畢竟、單に所有權の轉換個人の所有權を以て團體に移すと云ふが如き方法のみにては、吾人が前に陳述するが如き弊害を除去すること能はず。社會主義を基礎とする政府も、關稅改正策の上に建てらるべき政府、又は自由貿易を政策とする政府と同じく、若し眞實失業及び半失業を豫防せんと欲せば、先づ全國に於ける労働力の需要を整理し、季節によりて失業者の起る場合、時機を見

計ひて一の都市より他の都市に労働者を轉換移植して職業に就かしめ、各地に於ける臨時労働力の需要に應ぜしめんが爲めに共通の職業紹介所を設け、各地の需要に應じて労働力の供給をなし、次に授産場、手藝講習所を設けて新機械の使用法、新方法の講習をなさしめ、新機械の輸入の爲めに職を奪はるゝ懼を除き、従來慣用せる舊式の禁獄法を改良して、之に代ふるに感化薫育を目的とする習藝場を以てすること肝要なり。如何に社會主義の國家の長所を以てすと雖、其長所は未だ以て失業の豫防、疾病の豫防、特殊兒童の豫防、低能兒の續々生起する所以を防遏し、總て社會に關係ある弊害を除き去らんとする最良の社會事業を無視すること能はざるなり。社會主義政府の長所を以てして、之に伴ふに此等有益なる社會事業の實施を以てする曉には、社會主義者の希望するが如き社會の出現せざらんことを欲すと雖、又得べからざるもの有るべきは、蓋し炳として火を視るが如きもの存すればなり。

第七章 保 險

吾人は前章に於て我が國現時產業界に於ける種々なる社會改良事業の狀態を叙述し、或論者中には實際大規模の下に失業を豫防するの計畫を以て、政策として實施すべからざるもの如く速了するものあることに論及せり。元來、社會大部分の人々は、僅少の收入をすら安心して得ること能はざるの狀態に在り。多數勞働者の妻子眷族は夫が日々得る所の僅少の賃銀を頼みに衣食するものなるが、常に其僅少の賃銀すら安心して得ること能はざるは現時社會の狀態にして、古來因襲の久しき、何人も此狀態を見て何等異様の感を懐くことなく、經濟上不安なる此狀態を除去せんとはせざるなり。然り而して社會に斯かる缺陷の存する所以は、其基づく所職として吾人が現時の不完全なる社會組織を改善せんと欲する注意の足らざるに維れ因るものにして、一朝若し吾人が奮勵一番之が改良に關して實地に施し得べき種々の方法を盡さんには、此等の社會的缺陷を補ふこと敢て難きにあらざるなり。此方策は個人主義の社會たると

社會主義の國家たるとに論なく、如何なる種類の社會にも、若し其機關の運轉を自由ならしめんとするに於ては、必須缺くべからざるものたり。之と同じく世上一般の人々に對つて實際各種の疾病を豫防し、疾病に基因する貧窮を以て豫防し得べきものと云ふも、多くの人々は之を以て、實際有り得べからざる空想に過ぎずとなせり。何人と雖、眞に事實の真相を研究するの心なきを以て、多くの疾病は死亡と共に豫防し得べきものたるを信ずるに至らざるなり。兎に角、疾病及び失業に基因する貧窮者の救助法を講じ、勞働者をして大體に於て自己の積立金に依りて不時の用に備ふる所あらしめんには、保險の方法を以て最善のものとなせども、此事に就いては天下何人も、勞働者の生涯に於て金錢上の不安によりて生ずる弊害の如何に恐るべきものなるかを知るものなく、従つて多少の考慮と智慧とを働かして其弊を豫防せんとするもの甚だ少く、多くの人々をして進んで其困難を排して該問題の解決者を以て任ぜんとするもの一人もあらざらしむ。

夫れ保險の便法なることは人の周く知る所にして、防貧策の一助として之を

用ふる時は、其益甚だ大なるものあるべしと雖、保険には一の弱點あるが故に之を以て本書に論ずる所の防貧策に代用すること能はざるなり。そは他にあらざ、即ち保険を以ては「豫防」の目的を達する能はずと云ふことは是なり。例へば、火災保険に依りては火災を豫防すること能はざるを以て、火災保険に加入したればとて、火災の危険を少からしむるを得ざるなり。死亡保険普通、所謂生命保険と稱するものありたればとて、死を豫防すること能はず。随分、生命保険に加入せる人々にして天折する者あり、豫防し得べき疾病の爲めに斃るゝ者すら尠からざるなり。危険に對する保険を以て危険を豫防すること能はず。海上保険を以て海上の危険難破沈没の危害を避くるを得ざるなり。保険を以て天災地變の害を豫防すること能はず。難破、火災、天死、天災地變等に因りて社會一般が受くる所の損害は、一時、之を人為的に他の多くの人々の間に分擔せしめ、或は永久の期間に分散せしむることに依りて其損害の量を減少せしむること能はざるなり。夫れ一人が疾病又は死亡に因りて損害を受けたる時、他人をして其賠償をなさしむるあるも、其爲めに肉體上の苦痛、及び天折、病死等に基因する人生

の悲痛と困難とを社會より除去するを得ざるなり。斯く吾人は保険を以て疾病の發生を豫防し、失業の不幸を除き、低能者の生ずるを遏め、保護者なき兒童及び幼年の跡を絶たしむること能はず。誰か倫敦市中の總ての家が火災保険に加入したるの故を以て、消防隊を無用視し、防火家屋建築規則を不必要と言ふものあらんや。誰か總ての船舶に海上保険を附したるの故を以て、燈明臺の設け及び濃霧の信號、若しくは船舶航路條令を不必要なりと言ふものあらんや。疾病保険の價値の有限なることは、一般の疾病の代りに或一種の疾病に就いて考ふる時は容易に之を知るを得べし。目下、東アングリア及び英蘭に於て黒死病の發生せんとする虞あり。吾人は如何にして其災を避けんとするか。保険か、或は捕鼠の奨励、蠅類の驅除、群居不潔の生活を禁止し、一人にても疾病の疑ひあるものは必ず之を隔離せしめて、疾病の豫防の爲めにあらゆる注意をなすを適當とすべきか。疾病豫防の目的を達せんとするに方りて、二者孰れを選ぶべきかは言はずして明らかなるべし。

吾人は、今試に七十五年前の過去に遡り、窒扶斯病の大流行を極めたる時に於

て、當時の政府がエドウィン・チャドウィックの提唱せる公衆衛生法をば煩瑣なる規則なりとして採用發布することをせず、社會一般何人にも強制的に窒扶斯病保險に加入せしめたりと假定せんか、乃ち如何なる職人又は勞役者と雖、低廉の掛金をさへ拂へば病氣に罹りたる時に、一週、十志の保養料を得、入用の藥を悉く給與せられて安全に養生することを得たるなるべし。然れども今日に於て其結果如何を見るに、決して窒扶斯の豫防とならず、政策としては誠に愚なるものなるを知るべし。然るに若し一朝、疾疫蔓延の兆あるを見るや、直に之が豫防法に注意し、豫てより其病勢をして猖獗ならしめざらんとするの方法を講ずることとせば、それは疾疫の蔓延する儘に放棄して、扱一旦、病勢の盛んなる後に及んで、保險法に依りて之が治療に従事するよりも、結局、社會の利益ともなり、且又、一方、疾疫をば社會より驅除する實を擧ぐることを得るなり。

今日、吾人の最も恐るべき疾病は結核病なり。其狀恰も昔日の人々が窒扶斯に於けるが如きの觀あり。結核病の爲めに毎年の死亡者六萬人あり、其三分の一は實際、救貧院にて罹るものなり、全貧民の七分の一、全窮民の幾分は恐るべき

肺病の犠牲となるものなるが、こは全然、豫防の途の存せざるにあらず。然るに世間或は公衆衛生條令を以て結核病を豫防すべきことに代ふるに、總ての貧民をして結核病保險に加入せしめ、之に課するに一週四仙の保險料を以てし、結核病に罹るものの生ずる時には、一週、十志の醫療費と必要なる醫藥とを給與せられ、一ヶ月乃至二ヶ月間、病院にて靜養することを得しむるの法を以てすべしと唱ふものあり。思はざるも甚だしと謂ふべし。

加之、保險の爲めに弊害を豫防すること能はざると同時に、嚴重に警戒を加へざれば、却て其除かんとする弊害を激増するに至ること往々あり。是れ注意すべきことなりとす。例へば、火災保險の爲めに却て放火罪の増加するが如きは、敢て珍しとすべきにあらず。従つて實際、火災の難を少くせんには、刑法は言ふまでもなく、其他種々の點に於て豫め注意し、警戒する所あらざるべからず。海上保險の爲めに難破船の増加することは、吾人の常に聞く所の事實なり。狡猾なる船主は、豫め破船せしむるの目的を以て保險を附け、故らに難波の災厄を醸して多くの人命を犠牲にすることあり。此等は宜しく適當の方法を設けて爾

後斯かる事のなきやう取締るを要す。貧民の間に嬰兒生命保険のあるが爲めに種々聞くに忍びざる慘劇を演ずることあるは、經驗家の常に唱ふる所なり。疾病の際には保養料、失業の際には救助料を受くべき制度の存するが爲めに、病人を増加し、失業者の續出するが如きは慈善保険團若しくは労働組合の常に等しく認むる事實たるなり。

夫れ保険を以て豫防の目的を達すること能はざるは上述の言に依りて明らかなり。保険の制を設けたればとて、他の方面に於て、社會各種の弊害を豫防すべき方法を無視すること能はざるなり。之に反して、一方に保険の制を設けると共に、必ず他方に於て其弊害を防遏すべき方法を講じ、兩々相俟つて始めて目的を達すべきものなれば、如何にして兩者を調和せしめて實效を擧ぐることを得べきかは、社會學者の宜しく考慮すべきことなりとす。吾人は、以下労働者が疾病保険、負傷の爲めに衰弱者となるものの保険、養老保険、失業保険に就いて論述すべし。

此種の社會的保険の最も顯著なるものを共濟會フレンドリン・ソサエティとす。主なる労働者之に加

入し、會員の數、五百萬乃至六百萬人ならんとす。亦盛んなりと謂ふべし。會員は終身一定の保険料を納め、疾病の際、醫藥看護の給與を受くる外、生活費として毎週若干の金額を受取ることを得るものなり。之に次いで有名なるを労働組合トレーディング・ユニオンとなす。其會員七十五萬人あり。疾病又は失業の際には、毎週一定の金額の支拂を受くるものとす。最後に記すべきは、素と獨逸帝國にて行はれ、現今他の諸國にも行はるゝものにして、國民一般必ず疾病保険に加入すべき義務あるものとし、其保険料は労働者の給金より引き去りて納付し、疾病の際には一定の金額を保養料として受くるものなり。我が英國にても之と同様の方法を採用し、全國の労働者をして一般に加入せしめ、其保険料は給金の中より引き去りて之を納付す。何人にてても疾病事故の爲めに已むを得ず休業する際には、保養料及び生活費として毎週若干の金額を受取ることを得しむべしと論ずるものあり。吾人は、先づ第一に強制、任意、孰れの保険に於ても、其收支の兩側面即ち保険料を納むる側と保険金の支拂を受くる側との事情を察するを要す。疾病と失業保険とに於て、英國人が觀て以て最も著しく感ずる一事は、其保険料拂込の方法

なりとす。共濟會運動に關係せる人の言ふが如く、勞働保險に於て保險支拂金額の全部を全國の勞働者各自に於て負擔するてふことは、該保險事業の性質を詳知する人々の常に誇示する所なり。一般勞働者が豫め特殊の危險に備へんが爲めに協同保險を組織し、其間に發揮する獨立自給の精神は、髓に賞讃に値す。爾來、保險制度の實施と救貧法の撤廢とは形影相伴ひたるものにて、國民一般が保險にさへ加入すれば、富豪及び中流社會より醜集し來りたる世間一切の施與は unnecessary のものとなるべしとの感は、深く英人の腦裡に浸潤するに至れり。保險支拂金額を以て各自の負擔となす爲めに、一般勞働者をして平素より節儉の必要を感じしめ、目前の費を節して不時の用に供ふべき美風を養はしむるの利益は實に大なるものあり。古來、社會の一階級の爲めに設けたる制度中、内は其創立者及び其加入者の心に正義の感を起さしめ、外は一般の社會に與ふるに多大の満足を以てせるもの、未だ共濟會及び勞働組合の如きはあらず。是を以て保險と云ふ語は、英國にて神聖なるものと看做さるゝに至りしなり。

倍、翻つて此等保險事業の他の一面——即ち此等勞働組合組織の共助金支拂の

方面及び之に關する準備金の狀況を見みるに、世人は之に對して左程に注意し居らずと雖、苟も此方面の研究者は、何人も其成績の良からず、國民的、最大備荒貯蓄機關としての運用の甚だ不十分なるを見るべし。十九世紀の中葉に於ては、病者又は失業者は普通、一家族の生活費二十志乃至三十志を要すべき場合に於て、假令、或期日間にて一週に七志乃至十志の金額を給與せらるべきことを以て多大の恩恵と思ひたりしが如し。されど元來、一家の生活費なるものは、戸主一人のみが病氣に罹り、又は失業したりとて、其幾分も減ずるものにあらず、一週の生活費として二十志乃至三十志を要する場合に、其三分の一に相當するか、せざるかの少額の支給を支給せられたりとして、之を以て十分に生活する譯に行かず、結局不十分なる支給の爲に、妻子の養育も不行届になり、十分の食物も給すること能はず、自己も適宜の保養をなすを得ずして、永く疾病の囚ふる所となるべきものあるは理の當然と謂ふべきなり。況や其手當給與には必ず一定の期限の存するに於てをや。共濟會にても、勞働組合にても、病人、失業者に對する手當には一定の期限の存し、其期限滿了後は、縱令、其病氣の全く快復せず、職業に就く

こと能はざる状態にあると否とに論なく、全く救助金の恩典に浴すること能はざるなり。夫れ斯くの如く、一週幾何と一定の額を給するが如きは、救助の方法としては甚だ不十分のものなるが上に、全く無條件にて其額を給與することは當人の爲めに決して益をなすものならざることには経験家の常に認めて慨する所なり。勿論病人に對しては身心を勞すべからずとか、夜中、外出するを許さずとかの細則あり。失業者に就ては、毎日必ず帳簿に署名を要するが如き規則はあるも、何等病人をして醫師の診療を要すとか、其他治療の方法を講ぜしむべき規則あるなく、失業者に對しても自ら力めて新職業を求むる爲めに努力すべき規定絶えて存せざるなり。之と共に、保険料を納めたる被保険者中には一旦、會に金額を納めたる上は、一錢にても多く拂ひ戻しを受ざれば自己の損なりなど思ふもののあるべきは普通の人情なればなり。是れ一部は被保険者の性質にも依るべけれども、幾分かは全然無條件にて救助手當を得べき權あることに基因するは明らかなりとす。勿論普通の納税者に於て、其納税額に達するまでは毎年、必ず公立病院に通ひて治療を受くべく、又或は公立圖書館より讀まざる書

籍をも借り來らざるべからずと思惟せざるべし。されど共濟會の役員等は、其會員の心中に彼等は毎年、拂込みたるだけの金額を受取るべき權利ありと思惟するの傾向ありて、之が爲め其會全體に大影響を及ぼすことをよく曉知せり。従つて輕微の病氣位は等閑に附し去り、失職の場合にも進んで職を捜さんとの心を起さしめざるなり。現時に於て、一般に社會の健康状態が舊時に比して進歩せるに拘らず、共濟會の病人手當支拂の統計に照らして考ふるに、斷えて病人の減少を見ざるが如きは決して喜ぶべき事にあらざるなり。病人の増減は之を死亡率に照らして知るを得べく、共濟會會員の死亡率も社會一般のそれと同じく、近年は著しく減少したれば、必ずや病人の數も減少すべき筈なるに、同會員中の病人數が年々増加するものあるは奇と謂ふべし。然り而して、共濟會が取扱ふ病人の件數は中央部と各地方部と、各地方の支部との中にて、其割合が孰れの場合を以て最も高しとするかと問ふに、言ふまでもなく、會員の各自が共通の積立金より拂戻しを受くべしと思はるゝ所の中央部を以て第一とし、一見、一方の積立金の中より拂ひ戻すが如く思はるゝ所の各地方部之に次ぎ、地方の會

員が各自、病氣の度数に應じて餘分に其負擔を荷はざるべからざることを知り得る所の、各地方の支部に於て其割合の最も低きものあるなり。されど各地方の支部に於ても、動もすれば掛金の拂戻を欲する人々多く、或労働組合の如きは其會員中に規定の手續をさへ了したる後公然失業の爲めの手當金を毎年の如くに引き出すを以て業となすものあり。憂ふべき現象と謂ふべし。労働組合及び共済會會員中、數多の假病者を造り出したるは疑ふべからず。元來有事の際に於て支拂はるべき手當なるものは、平素被保險者の積立てたる金額中よりなさるべき主意のものなりとは、天下一般の普く信ずる所なるに、普通の意味に於ける保險の規定よりして誤解を來し、斯くも人心を浮薄ならしめ、其弊の及ぶ所一般の人々をして節儉の貴ぶべきを忘れ、自治自重心の涵養を怠り、自立自給の精神を没却せしむるに至る。恐れ慎むべきの限りなり。

吾人は、今茲に政府が強制的に總ての職工、労働者をして備荒保險に加入せしめんとする制度が、如何様に保險の性質に影響を及ぼすものあるかを一考せんとするものなり。何故に政府に於て總ての労働者をして必ず保險に加入せし

むる如き方法に出でしめたるかの理由は察するに難からざるなり。從來、共済會や労働組合の保險組織は之に加入すると否とは各自の自由なりしが、斯くては労働者の一部分のみ之に加はり、他に貧困、疾病、不注意、不斷の半失業、失業等の爲めに目前適宜の生活をさへなすこと能はず、況や後日の爲めには全く備ふべき餘裕なき人々は何等其恩恵に浴する所あらざるなり。然るに事實、此等の人人こそ備荒貯蓄の要あるものなるに、其保險に加入すべきと否とを以て各自の自由に一任するのみにては、其目的を達すること能はざる所より、さては何人も總て保險に加はるべきものとせば、此等の缺點を補ふものあるべしと考へ、斯くは強制的の方法を採るに至りしなり。

然れども焉んぞ知らん、強制的保險は到底、名實相伴ふ能はざるものたることを。夫れ保險に加はるべきと否とを以て全く各人の自由に一任してこそ、節儉注意、自活、自制の良徳乃至目前の費を節して不時の用に備ふるが如き保險の特色として見らるべき美性を發揮すべけれ。一旦、之を以て強制的のものとなし、國家の命令を以て何人も必ず之に加入すべき普遍的の制度となすに於ては、以

上の美點を全く失墜せしむるに至るものなり。此強制的の方法は現に獨逸帝國に行はれ居るもの、又は一九一一年の大藏尙書の提案と其性質を同じくするものにて、其保険料をば豫め貸銀の中より義務として差引くものなれば、其加入者に於て、節約、智慮、目前の用を節して他日の用に備ふるが、如き美性を養ふ機會一も存せざるなり。掛金は必ず各労働者の給金中より控除すといふことは畢竟、一三八一年に廢棄したる人頭税と何等選ぶ所あらざるなり。自ら之を欲せざるも、必ず控除せらるべき點は、他の租税と異なる所なく、加入者の徳性に與ふるに善良の刺戟を以てすることなく、さては保険の特長とも稱すべき助力、貢獻の眞意を没却するに至らざれば已まざるなり。加之、保険金支拂の恩典に浴する者は、總て他の政府の救濟事業に於けるが如く、其自ら蒞かざる所より刈り取るものたるを認むべきなり。何となれば政府に依りて組織せられたる疾病保険及び各種の保険に於て、其性質の普遍的に且、強制的のもの、の支拂ふべき保険料は、必ずしも素と被保険者の納附せしものと見ること能はざるべければなり。其財源の大部分は資本家及び政府に於て支出するものにて、實際、資本家は之が

爲めに多くの補助を與ふと雖、自らは曾て其保険料の支拂を受くることなく、何等益する所あらざるなり。人一度、自治の問題に就いて語る所あらんか、何人も一九一一年、大藏尙書に依りて利用せられし共濟會を以て實際、獨立自給のものとは見ること能はざるなり。從來、自治自給の共濟會が資金の募集又は運用に就いて政府の方法を採用し、集金の面倒も見ず、資金の募集も爲さず、投資の方法に對しても責任を負ふことをせず、三年毎に必要な應じて、保険金の支拂額を改正し、其他、支部の設置、醫員の任命、其俸給の支拂等に關しても、政府の監督の下に、其規掟に準據して之を行ふこととなし、従前の如く自らの手腕力量に訴へて事業を經營し、其發展を計ることを爲さざるなり。事實、此方法の爲めに共濟會は全く一大政府新事務局の手足と化し、之が爲めに、保険金支拂掛りの務を爲し、一方には、年々、労働者及び資本主より二千五百萬磅の税金を收め、他方には、其集めたる資金一億萬磅に對して、投資の事務を執るに至るべし。

今、各労働者をして強制的に労働保険に加入せしむべき方法を以て、單に租税徴收の一方法として論ずる時は、毎週、其給金中より控除する方法と云ひ、各種の

傳票印刷、美麗堅牢なる名簿録、詐偽の行爲を防ぐ爲めの鑑定機關等、あらゆる設備を完成するに於て要する手数の多くして、數多の官吏を使用せざるべからざることを以て、之を他の諸税徴收の方法に比較する時は、其經費の過大なる點に於て實に笑ふに堪へたるものあり。人若し勞働保險部新設の爲めに政府が要すべき經費に加ふるに、共濟會が使用せる保險勸誘員に支拂ふべき俸給を以てする時には、何人と雖、保險金徴收の爲めに全掛金の二割乃至二割半を費す所あるを見て、之を内地の稅務局又は稅關に於て直接稅及び間接稅中、孰れかの方法を以て、三千萬磅の多額の稅金を徴收し、之が爲めに要する費用が全徵稅額の二分乃至三分にて事足るに顧みて、保險會社が消費する所の經費の實に過大なるに驚かざるものなかるべし。其結果、吾人が毎年、二百萬乃至五百萬磅の經費を浪費しつゝあるは識者の一考を要すべき事にあらずや。

思ふに、職工、勞働者の全部及び下級の中流社會の者に對つて、總て勞働保險に加入すべく強制的に勸誘することの弊害は、延いて國庫の負擔を重からしむるものあり。敏慧なる大藏尙書の措置としては甚だ以て當を得ざるものなり。

元來、社會が社會公共の爲めに最も多く要求する所は、眞に必要な場合に於て醫師の診斷を受け、治療に必要な手段方法を盡すにあり。然るに強制保險は身心の保養に差支なく事足るべき多くの人々までが、之を受くべき必要ある人同様に國庫の救助金を受くることを規定するなり。今夫れロイド・ジョージの提案に準じて、強制的に勞働保險に加入せる千六百萬人の被保險者中、一時、其當事者若しくは其家族が疾病に罹れる時に於て、國庫及び傭主より一文の救助を受くることなきも差支なく、治療に従事し得るもの數百萬人の上に出でんとするを以て、今後、猶、此儘にて進む時には、此等獨立自給の生活を爲し得べき數百萬の市民の爲めに、國庫及び傭主は其經費の過半を支出することとなり、結局、強制的保險制度をして比較的高價のものたらしむるなり。然るに、今若し其手當支給の範圍を狭めて、全國に在りて市民として一人前の生活をなすこと能はざるもののみを公費を以て支給することとせば、國庫及び傭主の負擔は著しく減ずべく、其實際に要すべき所を以て之を現時の費す所に比するときは、其差、實に大なるものあるべきは明らかなり。

天然痘、猩紅熱の患者ある時は、衛生部は一々、其患者を搜索して全快せしめんが爲めにそれ〴〵治療の方法を施すなり。然れども是れ必ずしも總ての傳染病患者は、一个年の収入百六十磅以内の人々と雖、公費にて治療すべきものなりとのことを表すにあらざるなり。多くの人々の中には、其資力に富まざる者とし、醫師の言の如くに治療、看護、隔離の方法を喜んで爲すもの尠からず。加之、時としては避病院に入りて治療するを以て便利となすものと雖、若し政府に於て或規定を設くる時には、喜んで其費用を負担せんと希望するもの亦甚だ尠からざるなり。實際、多くの地方衛生局當事者は此方法に依りて莫大の金額を徴收するを得たり。例へば、イーストポインの諸中學校の如きは、其寄宿生徒の治療費として市の病院に對して年額百八十磅を納むるものあり。之と同様、癲狂者の場合に於ても、大方は州に於て其經費を支辨するの風あるも、さればとて必ずしも總て公費を以て其治療費を支辨すべき必要なく、其家族中、資力ありて自ら之を負担し得るものよりは、之を徴收するも敢て不可とはなすべからず。英蘭及びウヰールスに於ける地方癲狂局の當事者は、其取扱ふ患者の治療費中、一个年

約二磅乃至三磅をば回收するを得と云ふ。若し國會に於て規定を設けて、總ての疾病者は必ず醫師の診断を受け、必要なる治療を受くべきものたりとのことを詳知せしむること、猶天然痘又は癲狂者の場合に於けるが如くならしむるに於ては、大藏尙書は實際、貧困者にして自ら治療費を負担すること能はざるもの爲めにのみ公費を給與するの外、用なきこととなるべし。

職工、労働者の全部をして強制的に保険に加入せしむるが爲めに政府の負擔を重くし、必要もなき公費の給與と公金の濫費を來すといふ理由の下に、全國の醫師間に一大反抗を惹起するに至れることは實に注意すべきことなりとす。國內の全醫師中、私宅治療を行ふの風は強制的に破壊せられたるを以て、十中の七八までは所謂「俱樂部診療」によりて患者より手数料を徴收して其収入となすに至れるもの比々として然らざるはなし。此俱樂部診療なるものは、元來、共濟會委員の創始せるものにて、大規模の組織の下に病人を診断する爲めの機關なるが、吾人の見を以てすれば、醫師社會に斯かる大革命を來す必要斷えて存せざるなり。國民中、若し疾病に罹るものある時は、如何なる種類の病たるに論なく、

總て醫師の診察と治療とを受け、必要の場合には之が爲めに給與を受くべきものとなすと雖、之が爲めに刀圭家全部の職業を奪ひ去るが如きこと斷えてなかるべし。若し今日、猩紅熱の患者に對して行ふが如く、如何なる患者と雖、之を搜索し、醫師の診察と治療とを受くる準備と資力の乏しきものには、已むを得ざる場合、給與の方法に訴ふべきこととし、一方、患者の生活状態と収入の有無とを鑑定吟味して、薬價と診察料の支拂に差支なきもの―即ち平均一人一日の實収入六片以上のもの―よりは治療費を徴收することとせば、其方法を實施すること、を以て地方衛生官の負擔となすに於ては、毫も醫師の収入に蠶食することなく、却て公費にて俸給若しくは手数料を得べきを以て、醫師社會全體としては多額の収入を増すこととなるべければなり。

夫れ不必要なる事の爲めに公費を濫費する害は猶忍ぶべしとするも、一政策の爲めに人民の人格を墮落せしむるものあるに至りては、政治家として實に忍ぶこと能はざるなり。強制的に何人をも保険に加入せしむべきことの弊が、動もすれば個人の性格に悪影響を及ぼすものあるは、苟も心あるものの常に憂ふ

る所にして、政策として之を採用するに至らざる所以も、全く茲に存すと謂ふべし。強制的に總ての勞働者をして勞働保険に加はるべきものとし、共濟會に與ふるに傭主及び政府よりの補助を以てする時には、勢ひ加入者中に假病者を生ずるの危険を免れざるなり。任意保険にあつては、初めより加入者の人選に重きを置き、其會員は獨立自給の氣象に充てるものあるを常とするに拘らず、斯くの如き組織の會社に於てすら、動もすれば其加入者中、病氣とか失業とか、何等か機會ある毎に、之を口實として能ふ限り多額の保険料を引き出さんとするの傾向あるものにして、若し一般に斯かる弊風の行はるゝに於ては、間もなく會社の破産を招くものあるべきは昭々として明らかなり。保險會社が彼保險者より徴收せる積立金以外に他より多額の補助を仰ぐことを得る場合、保險金支拂の際に何人も各自の拂ひ込みたる金額以外に自己の掛金に對する其補助金の分割を出来るだけ多く得んとて計るものあるは人情として免るべからざる所なり。如何なる保險制度と雖、國立にして強制的に何人も加入せざるべからざるものなると同時に、其資金は加入者の積立てたる金額以外に他より補助を仰ぐ

ことを得る場合被保険者に於て各自積立金以外に掛金に對する割増金を受くべき權利を有する等の理由よりして、保険金と之に對する割増金を欲するの餘り、動もすれば多くの假病者を生ずべき虞あるは、從來、獨逸帝國の實驗に照らして疑ふべからざる所なり。

最後に、強制的保險の缺點に就いて一言すべし。夫れ勞働者が受くべき保費料には其期限に制限ありて、長年月の間、疾病事故の爲めに職業に従事すること能はずと雖、一旦其期限満了したる後は之を支給せられざる一事は、從來、任意保險の短所として認めらるゝ所なるが、強制保險にも此事の存するは吾人の視て一大缺點となす所なり。されば永久不治の疾病は別として、其他の場合にあつては、其病氣の未だ快癒せざる間と雖、保費料拂渡期限の満了後は一切保費料を支給せざるなり。是れ一方、勞働保險に對して自らは何等保費料の分配に與らざる傭主、資本家の心を惹くには都合よき方法なれども、一般の勞働者に取りては實に不必要のことにして、勞働者の失病の如何に永引くものあるかを計らず、保費料の支給に對して人爲的に一定の期限を設くるが如きは、貧窮者を適當に

救護せんとする目的を以て施行する政策として一大缺點と謂ふべきなり。今、試に兒童教養上、必要なる保育料を公費を以て支給すべき場合に就いて考ふるに、其兒童の學齡年限間、全く必要の養育料を支給すべきものなるに、人爲を以て其支給の年月に或一定の期限を設くるが如きは、地方學務官の決して爲すべきことにあらざるなり。猩紅熱患者の生ずる場合、其看護の日數を制限するが如きは地方衛生官憲の敢て爲さざる所にして、其病氣の全癒するまで幾月間にても看護すべきなり。癲狂病者の場合に就いて考るも之と異なることなく、一定の時日を限りて病人を病院に預るが如きことは決してあらざるなり。其病の全く回復して普通の精神状態に至るまでは、假令、幾年間と雖、所謂精神病院に於て療養を怠らざるなり。此等の例に徴するも、社會一般の利益の爲めに設けたる救助には斷えて時日に制限を立つることなし。然るに勞働保險に於ては斷えて此事なく、病氣又は失業の爲めに必要なる期間、保費料を受くること能はず、妻子をして困窮凍餓の苦痛より免れしむること能はずとせば、社會は金錢の上より言ふも、該保險制度の爲めに利益する所あらざるなり。保費料支給の年月

に制限を附するが如きは、其事の性質上決してあるべからざることなりとす。一旦、保養料を受くること能はざるに至りても、病人の保養は依然何等か方法を設けて繼續せざるべからず。失業の爲めに家族の補助料を受けつゝあるものが其期限満了の爲めに補助料を差止められたりとするも、家族の給養は決して中止すべきにあらず、必ずや何等かの方法を講じ衣食の計を立てざるべからざるなり。其貯蓄せし金銭は一朝全く消費し竭し、親戚故舊の救助も受くるに由なくして、已むなく妻子眷族諸共に貧民救助料を受け、或は富豪の組織せる慈善團體の厄介となり終るものを生ずる所以、職として之に原因せざるはなし。

英國政府が一九一一年に規定せし労働保険法は、労働者の最も貧弱なる者を救はんが爲めなるに、其中には此種の缺點の甚だしく存するものあるは吾人の頗る遺憾とする所なり。共濟會に保有せしむるに被保險者選擇の權を以てすべしとはロイド・ジョージ氏の提議せる所にして、之を獨逸にて行はるゝ所の疾病保険が其受持區域の人民をば善惡上下の區別なく悉く被保險者として歡迎すべきものなりといふ制度に比するに、兩者の間大に其趣を異にするものあり。

一九一一年の英國政府提案の法に據れば、被保險者の選擇は全く共濟會の自由なるを以て、自然、性質の善良なる被保險者は悉く基礎鞏固にして勢力ある共濟會に加入することとなり、性質の劣悪なる被保險者は勢ひ基礎根柢の鞏固ならざる共濟會に入るの外途なきに至るなり。而して共濟會中、其被保險者にして疾病に罹るとも、家富裕にして他人の救助を俟たずして十分、一身の措置を爲し得る者、又は身體健康にして全く疾病に罹るべき憂ひなき者のみを有する會に限りにて、政府の補助金及び資本家の寄附金を餘分に受くるの奇觀を呈すべし。然るに他の會にして其被保險者として最貧者を受け容れざるべからざるものもありては、計算、毎に最低支拂能力を維持するだに容易の業にあらずして、多くの場合己むを得ず、支拂金の減額を行はざるべからざる悲境に陥り、或は全く支拂の出來ざるに因り、會の解散と共に被保險者をして既に一旦、保険料の支拂を受けたる人々の爲めに、所謂「冠債」クラウン・デットの名稱の下に高價なる犠牲を拂はざるべからざらしむ。其中の最下級のものとは所謂郵便貯金積立者と稱するものゝ組織するものにて、老若男女の區別なく、總て他の共濟會に加入すべき資格なきもの、若

しくは一時、共濟會に加入せしめ、保険料支拂期限満了後、再度の加入を断られたるもの、或は共濟會の解散の爲めに犠牲となりたるもの等、諸種の人々を網羅するものなり。此等の人々こそ人間社會の最貧者にして、最も疾病に罹り易き階級に屬し、劈頭第一、公費を以て救助せらるべきものなるにも拘らず、一九一一年設定の保険規則には何等之に對して規定することあらざるなり。此種の人々は所謂「貯蓄保険」に加入すべきものと稱すと雖、其實、保険及び貯蓄よりは何等の裨益をも受くるものにあらざるなり。彼等が其瑣少なる給金中より税金として控除せらるゝことは、他の身體健全にして餘分の給金を支給せらるゝ職工と些かも異なることなきのみならず、其割合より言はゞ、普通の料金よりも寧ろ餘分に徴收せらるゝにも拘らず、其保険料の拂戻に就いては種々の制限あり。入會後、滿一十年、政府が其掛金中より手数料として所定の額を控除し去り、其殘額中より當人病氣の場合に於てのみ、其中の幾分を拂戻すことを得るのみにて、それ以外には家族の病氣又は他の必要の爲めに之を引き出すことを得ず。而して貯金消費の後には被保険人としての總ての權利を失ふと共に、該年限の經過後

は一般公費を以て維持せらるゝ病院にすら入ることを得ず、果ては以前に於て強制保険料を賦課せられて、之を納附し來りたるに拘らず、何等の保護も便宜も得ること能はず、己むを得ず救貧法の規定の下に毎週、幾許かの人頭税を拂はずして所定の救助を受くる外、途全く存せざるなり。而して貯金加入者中、生涯、疾病に罹ることなく、假病をも装はずして何等の支拂をも要求せず、其儘、死亡するものあらんに、其際には生涯の間、粒々、辛苦して漸く贏ち得たる勞銀中、政府が強制的に徴收して貯蓄せしめたる積立金は全く政府に沒收せられて、遺族は一錢の恩恵をも被ることなく、寡婦、小兒の如何に困窮することあるも、其夫若しくは父の死後、彼が生涯、蓄積せし郵便貯金の爲めに何等の利益を受くることなく、純然たる貧民同様の取扱を以て教會區の世話の下に彼を葬らざるべからざるなり。

一九一一年、英國政府が制定せる保険法が政府監督の下に二千五百萬磅乃至三千萬磅の經費を強制的に使用しながら、其結果は八十萬乃至百萬の金額を彼保険人中より徴收することと、其積立金の支拂に於て無病健全にして資力に富

む階級の勞働者に與ふるに最大の分配を以てし、身體の虛弱、或は疾病ある勞働者には過少の分配を以てし、肺病の爲め勞働に耐へざる男女若しくは勞働者中の最貧者には最小額の分配を爲し得る外に、何等貧民の爲めに效果ある働をなさざるなり。若し政治家の眼を以て廣く天下の國民疾病の状態を視察し、全體より打算して考ふる時には、尙甚だしき不都合を見ることならん。目下、社會に於て疾病の世話の最も不行届にして、其缺點の最も著しく感ぜらるゝもの、未だ學齡兒童の如きは他にあらざるべし。學齡兒童の數七百萬人、之に數百萬人の嬰兒を計上して之を觀るに、其死亡率の大なるものある所以は、職として疾病に對する醫療の方法の盡さざるものあるに因らざるはなし。殊に麻疹等の治療の不行届の爲めに社會が被る損害は尙一層甚だしきものあるより觀れば、若し社會が此等兒童の疾病を豫防し、虛弱者の防止を努むるに於ては、社會全體として直接間接に被るべき利益は實に莫大のものあるを知らざるべからず。試に兒童の疾病に就いて其性質を考ふるに、全人口の四分の一を占むる兒童中、恐らく道德上の過失又は個人としての過失の爲めに疾病を惹起するに至りし者一

人もあらざるべく、又、假病を以て當局者を欺瞞するが如きことは爲し能はざる所なり。吾人は、社會としての責任上、各兒童に與ふるに必要な醫療上の注意を以てすべきことの急務なるを思ひ、一九〇八年の兒童保護法に於て、總ての小學校生徒をして體格検査を受けしむべきことを規定し、其爲めに要する費用を負擔することとなれり。最近三年間、地方學務官に於ては、國庫の補助に依らずして、此醫療上の方法を普及せしむべき方法に就いて腦漿を絞りつゝありと雖、未だ所期の萬一を盡くすに至らず。當局者の考へにては、兒童をば最寄りの病院に托し、特志を以て無料にて治療せしめんとすることなるが、之が爲め最寄りの病院は意外の負擔を荷ふこととなり、政府に對つて國庫の補助を求むと雖、政府も袖手傍觀の状態にて一も關知する所あらざるなり。政府の命令により、國會は、英蘭及びウェールズ學務局長及び蘇格蘭大臣の雙肩に課するに此等の新職責を以てせしが、何れも補助金の不足の爲めに碌々、其責任を果すこと能はず、如何にして其難關を切り抜くことを得べきかに就いて焦心苦慮しつゝあり。而も政府に於ては、成人の勞働者の疾病救助費として毎年二千五百萬乃至三千萬の

巨額の経費を其爲めに支出せるに拘らず、それよりも數十百倍の効果を生ずべき児童及び嬰兒の疾病救助費には政府より一錢の支出をもなさざるは實に奇怪の措置と謂はざるを得ず。而して其然る所以は、政府は労働者自身の積立金以外には支拂をなさざるべしと云ふ理由に基づくものありとはいへ、實に奇怪の極と謂ふべきなり。

全國の職工労働者をして悉く不時の災厄に對して危険保険に加入せしむることの害は、一八九六年制定の職工危険賠償法の實績に就いて研究するもの認めて疑はざる所なり。國會は總て生産業に基因する所の危険に對して賠償費を支拂ふ爲めに、間接、全國のあらゆる職工に課するに危険保険料を以てす。其保険料は全く備主に於て之を負擔し、而して其賠償金の支拂を受くべきものは總て職工にして備主にあらず。備主は單に職工の受くべき總ての危険に對する保険料を保險會社に納附するに過ぎざるなり。吾人の記せざるべからざる點は、之が爲めに危害の斷えて減ぜざることなり。此等の保険料の支拂を強制的に爲すと雖、之が爲め備主をして直接自家の利害に關係なき出來事に留意

せしむることなく、一方には、職工をして以前よりは不注意ならしむる傾きを生ぜしむ。兎に角、椿事の續發して、其度数の毫も減少せざるは事實なり。天災に基因すると、人の過失に基因するとに論なく、危険の發生する度毎に、備主は保險の掛金を以て其損害を賠償し得べしと信ずるが故に、自己の行爲に對して毫も責任を感ずることなきに至るは自然の數なり。之に反して、職工の方に於ては、保險金拂戻の爲めに自己は勿論他の職工も一人として保険料を納むる必要なことを知るが故に、何等か機會を設け、口實を作りて、一錢にても多く保險料の拂戻を受けんと希望するは、是れ亦、人情の常と謂はざるべからず。茲に於て、一度、眼を轉じて保險料拂戻の成績に就いて觀んに、保險料は全く無條件にて被保險者に手渡さるゝなり。保險料は職工の受けし危害の程度に準じて、毎週幾許と一定の額を定めて拂ひ渡すものと、一時拂との二種あり。其受けし危害の甚だしくして生命に別狀のあるものに對しては普通、一時拂を常とするを以て、不幸なる重傷者たる職工、又は遺族たる妻及び子が其金錢を一時に得ることとなるなり。然るに翻つて社會の狀態を觀るに、物價騰貴の爲めに間接に社會は毎

年、三百萬磅乃至四百萬磅の巨額の経費を負担しながら、一方に於て、危害を豫防すべき實を擧ぐることもなく、他方に於て、被害者をして安んじて休養の途を得しむることあらざるなり。被害者又は其遺族たる妻子は危害に對する保険料の拂戻をば一時に受くるものありと雖、其金額をば直に浪費したる後は、再び救貧法の下に救助を仰ぐこととなり、其狀社會より一錢の備荒費を受けざると何等擇ぶ所なきは、豈寒心の至りにあらずや。實際に於て會社及び製造工場の所在地に住居する多數の貧民中、此悲むべき徑路を辿り來れるもの比々として皆然らざるはなし。而も其數の年々増加するものあるは最も憂ふべき所なりとす。加之、其損害の一次的なる場合に於ては、被害者は無條件にて毎週の支拂を受くべき權利を有するを以て、工場製造所などにて何等か危険の起ることある時は、成るべく之を機會として賠償金拂渡しの恩典に與らんとの考を起し、又、負傷若しくは病氣の場合には成るべく恢復を遅延せしめんが爲めに、故らに養生法を怠るが如き弊に流るゝものなり。職工、労働者が工場、製造所等にて負傷又は生命に危害を受けたる場合、當人又は其妻子遺族に對して適宜の弔慰、救助の方

法を講ずるは人類として爲すべき事にして、且、一般の社會が之が爲めに多くの利益を受くるものあるを知るが故に、吾人は強ち其方法を盡す上に於て之を輕視するものにあらず。吾人若し昔日に於ける社會の狀態を以て之を近時の職工危害賠償案に比し、即ち昔日に於ては單に臨時の一部の救助を受けしのみにて、之に對して一定の備荒準備なかりし狀態と、假令、不十分ながらも、近時の設備ある狀態とを比して、孰れを擇ぶべきかと問はゞ、吾人は其後者を選ぶ點に於て人後に落ちざるものたるを信ずるなり。然りと雖、人、一度社會が一八九六年以來、生産業に基因せる危害の爲めに負傷、疾病、及び死亡者を醸出し、之が爲めに社會の被るべき損害の多大なる所以を思ひ、其危害の豫防費として毎年、三四百萬磅の経費を擲ち來れるに拘らず、其目的たる豫防上の效果の見るべきものなく、社會の救護を受くべき不幸なる職工、若しくは其妻子遺族に對して救護の實績を擧ぐることに尠き、斯くの如きものあるかを想到する時には、實に啞然たらざるを得ざるなり。

されば何れの政府と雖、若し全國労働保險の制を設け、國民をして強制的に之

に加入せしめんとするに方り、之に對して被保險者の醜金以外に補助金をば他の財源より受くることを得しめんとする場合に於ては殊に然りとす。政府にして其保險法を以て豫防せんと欲する危険より實際確實に被保險者をば防衛し得べき方法を立て、而して一朝被保險者の一身上に危害の生ずるときは、最も迅速に之が適當の措置を施して遺憾なからしむべき良法を設けざる限り、其政策は、一面に於て被保險者の心を腐敗せしむべき虞あると同時に、他方に、濫に保險支拂準備金の流出を來し、其結果保險率の増加となるか、或は補助金の増加を見るか、孰れにしても社會全體の負擔をして重からしむるに至るべきは、獨逸帝國の經驗に徴するも、吾人の夙に認めて疑はざる所なりとす。

吾人が強制的全國勞働保險法の設定に先んじて、適當の條件を定むべきことの肝要なるを思ひ、之が調査に就いて一言せんと欲するものあるは全く之に外ならざるなり。其條件は豫防せんと欲する危険の性質、大小如何に依りて自然異なるべきは論を俟たず。

養老保險に對しては何等條件を設くべき要あらざるなり。養老保險の場合、

如何なる方法を以てすとも、被保險者に於て保險金の拂戻を早むること能はず。唯、被保險者の生年月日を明確に登記し、身元證明を誤らざるやう爲さば事足りべく、毫も至難の業にあらざるなり。又、養老年金は規定の最少收入以外の者には給與せざる規定なるが故に、往々、虚偽の申出をなし、或は財産を隠匿する等の弊なきにあらずと雖、此等は害を及ぼす程のものにあらざるなり。斯くの如くして、養老保險は國庫より多額の補助を受け、或は全部租税を以て支辨すと雖、毫も危険又は害を及ぼさず。其税金は各人より直接、他の諸税同様に強制的に徴收すべきものなるや否やは、主として課税法の見解如何に依りて決せらるべきものなり。若し一國の徴税の方法が他の諸税同様に總て貧富の差別なく、最下級の貧民をも除外することなく、各人より頭數に應じて徴收するを以て、公平に且、便利なりとなすに於ては、人頭税として之を課し、之を各人の所得、賃銀の中より控除するも差支なしとす。最下級の勞働者の賃銀より其税金を控除するところが、如何なる程度にまで此等最下級の勞働者に苦痛を感ぜしむべきものなるか、其課税の爲めに勞働者の生活費に如何程影響を及ぼすものあるかは、全く經

濟學者の決定に一任するを以て妙とす。若し養老金の分配を以て眞箇國民收入の均等分配の目的を幾分にも達すべき途としては、全く危険なき方法と看做すことを得ば、吾人は寧ろ其負擔を以て富者に荷はしむることの最も正當なるを信ずるものなり。

英國に於て年齢七十歳以上の者に對する養老保険料は、一切之を被保険者より徴收せざるべしとのことは、一九〇八年の養老保険法に依りて既に定まれる所にして、苟も爲政者中、何人も此恩惠を廢棄せんと試みるものあらざるなり。茲に記すべき一事あり、そは此養老保険法は全く保険料を徴收せざるものなるが、之に聯結して一規定を設け、七十歳以前に於て養老保険を受取らんと欲するもの、又は不治の疾病に罹り始めたるものに對して、保険料を徴收すべきものと、の制を附加するの敢て難きにあらざること即ち是なり。扱後者の場合に於て生ずべき一の困難は、或程度まで各人隨意に病氣を作り得るの自由あることなりとす。此點に就いて吾人が政府の注意を促さんと欲することは、宜しく獨逸國の經驗に鑑み、最初より病人に要求するに病氣治療の際には、單に自己の欲す

る醫療法を以て満足するのみならず、現時行はる所の治療法中、専門醫が見て以て最良の方法と認むる所の方法を施し、一日も早く病氣の恢復を計るやう努めしむべきこと是なり。疾病保養金の請求は醫師の證明を要すと雖、そは如何なる醫師の證明にても可なりとはなすべからず。不治の病の場合には、治療は一切、公費支辨となし、各専門醫をして治療に従事せしめ、病氣の全快まで自宅又は病院にて十分適當の治療を受くることを得しめ、病氣證明書は各専門の醫師をして毎年新しく製作せしむることとせば、其保険は一般的強制的のものとなし、其結果は單に養老保険にのみ加入する場合と同様、斷えて大なる害を見ることなかるべし。唯、此際、注意すべき一事は、養老保険に於けると同じく、保険料の徴收を如何にすべきやとのことにて、他の諸税の如くに被保人より前納せしむる爲めに、強制的に普遍的に職工の賃銀中より豫め控除し去るべきものなるや否や、如何なる方法に出づれば最も便利に、且最も公平に之を徴收し得べきやを攻究するの一事あるのみ。

元來、保険の方法を以て勞働備荒貯蓄の實を擧げんとするに際し、殊に其保險

が普遍的、強制的のものにして、何人も總て之に加入すべき性質のものなる上に、政府又は他の方面よりして、其保険拂戻準備金に對して多く補助を與へ、被保険者より徴收すべき保険料以外に多くの補助金を與へらるゝものたる時吾人を以てして保険金拂戻上種々の弊害を感ぜしむべき事あり。即ち被保険者の病氣が明らかに豫防し得らるべく、且又單に短時期のものにして、些かの注意を以てすれば、必ずや日ならずして全治し得らるべき見込の存する場合に於て醸成し易き弊害あることは是なり。政府をして最初、労働者疾病保険制度を設くるに至らしめたる目的の何れに存るかは別として、實際に於て人民の病氣を醸成せしめんが爲めに保険金の拂渡をなすものあるは蔽ふべからず。然らば其等の弊は如何にして除去すべきか。其方法としては單に労働者をして衛生上の規則を嚴守せしめ、以て不必要なる疾病の醸成を防がしむることに努むるを以て満足せず、更に一步を進めて、一旦病人の生ずる時には、當局官憲は宜しく病人に強請するに治療上自ら進んで力を盡すべきことを以てし、一方、故意の假病の爲めに準備金の濫費を防ぐべき方法に就いて考慮する所あらざるべからず。世には

其弊害を杜絶すべき方法として保険料の拂戻額を以て被保険者の收得しつゝある賃銀の三分の一乃至二分の一以内に止め置くべしと唱ふるものあれども、是れ誠に事情を知らざる人の想像たるに過ぎずして、斯かる方法を以て多數の被保険者に對して諸般の弊を救はんとするは、全く木に縁りて魚を求むるの類に外ならざるなり。世には己十分労働して其全部の報酬を得んとするよりも、寧ろ何等身心を勞せずして、多少にせよ報酬を得んと希望するもの比々として皆然らざるはなし。斯く遊惰安逸を維れ食らんとする癖は、人として何人も免るべからざる所、如何なる人を以てすと雖、斯かる未練の感に襲はるゝものなきを保すべからず。吾人若し、労働組合員が疾病事故によれる失業の際には、病氣治療費を支給せらるべき風の存するを以て、年々、如何に同組合員中に病氣の数の増加するもの多きかを一瞥せば、思ひ半ばに過ぐるものあらん。殊に斯かる労働組合に加入せる労働者が失業保険金を全部引出したる際に於て、病人釀出の多きことは實に驚くに堪へたるものあり。

斯くの如く、假病の爲めに保険料拂渡準備金を濫費するの弊を除くべき方法

は、單に治療に關する規定を以て之を取締るの外に途なきなり。會員中病氣の申出をなすや、事實、勞銀を得ざるものありとするも、直に之に支給するに病氣保養料を以てするは決して策の得たるものにあらず。醫師の診斷書さへあらば、それにて事足るものとせば、病者は其昵懇なる醫師に就いて依頼するに、診斷書の交付を以てすべく、醫師も之が爲めに多少の手數料を得べきを以て、容易く病人の依頼に應ずべきは人情の常なりとす。況んや診斷書あればとて、病者は必ずしも治療の途を盡すべしとは斷言すべからざるものあるべく、尙更、永續して治療に従事すべしといふ證明とはならざるべし。是れ病人をして醫師の命に従順にし、病痾を驅逐せしめんとするの法にあらざるなり。病氣治療に際し、醫師の選擇及び治療の方法を以て病人の自由に一任するの結果、病人に於て適當の醫師を選び、或は治療の途を十分に盡さんとするものならざること、我が國の私立保險若しくは外國の官營保險制度の歴史に徴するも、明らかなり。吾人は、病者を以て保險金を詐取せんとし、或は故意に疾病を永續せしめんと欲するものと看做すものにあらず。假令、實際に於て斯かる事の行はるゝは免れざる

所なるも、而も病者としては、保險料拂渡の請求上、必要の證明書をば平素最も懇意なる醫師より得んことを望むは人情なり。普通の人情として、何事にてても病人の望み通りに證明書を與へ、毫も人情の弱點を指摘することなく、病人に於て治療上如何に不注意の事あるも看過して、何等問ふ所なき底の醫師を歓迎するものなり。病者若し病氣治療料を受けながら、速に醫療を受くることをなさず、或は一度診斷を受けたるのみにて引續きて治療に注意する所なく、又、各自、其欲する所の醫師に就いて診斷を請ひ、醫師の注意に耳を傾くることをなさず、各自、随意的行動をなし、食物、其他療養上、必要の事に就いて注意を怠り、夜間の外出、其他意の欲する所を行ひて顧みる所なからんには、病氣を快癒せしむること能はざるべきは、勿論却て多くの病人を作り、果ては假病患者を醸出せしむるの弊に陥るものあるは、從來の經驗に照らして疑ふべからず。全國の人々をして悉く保險に加入せしめ、強制的に保險料を徴收しながら、一方に於て、病人に對して醫師の選定、治療法の自由を許すが如きは、延いて疾病の數を増し、治療料として支拂ふべき支出の額を増大ならしむるものたること、大陸諸國の實歴に照らして

認知することを得べし。政府が一方に於て、公衆衛生局を設けて人民の疾病を減ずるやう努めんとて、毎年多額の経費を支出しつゝあるに拘らず、他の方面に於ては、疾病保険の制を設け、事實、人民の疾病を増加せしむる爲めに殆ど之も同額の経費を使用しつゝあるは、前後矛盾の擧と謂はざるべからず。苟も公衆衛生局を設けて疾病豫防の計を廻らす傍、更に他の機關を設けて其事業を破壊せんとするが如き擧動の慎まざるべからざることは、以上の所論を見るも明らかなり。

吾人は、官營保険をして其目的とする疾病の豫防を確實ならしめんが爲めに、公衆衛生局と其行動を共にし、互に相倚り相扶くる所あるを望むものなり。論者或は言ふ、既に保険制度を以て疾病の豫防をなす以上、何等の必要あるを見ずと。思はざるも甚だしと謂ふべし。吾人は、我が國に於ける保険事業に於ても豫防の方法の設立せられたるものあるを見ず。我が共濟會の理事及び監督等は、依然として舊式の思想を懷き、疾病を以て神の所業にして人爲を以て避くべからざるものと信ぜり。彼等は確に豫防せられ得べき疾病すらも、如何にせ

ば豫防し得べきやに就いて考を廻らすことなく、衛生上の設備に就いて思慮を煩はす所あらざるなり。元來、衛生上の設備を完全にし、各市に設くるに結核病者治療所、肺病者治療所を以てし、學齡兒童體格検査を勵行し、或は各戸に就いて人民の衛生状態を視察する爲めに衛生委員を設くるなど、最も必要の事なり。されば共濟會が社會上の地位と勢力とを以て宜しく地方衛生官を働かし、此等の設備をば完全ならしむべき筈なるに、吾人は、未だ其事の何人に依つても唱へらるゝことすら聞かざるなり。共濟會の豫防事業としては二三の退院患者收容所を設け、同會員の病氣の際に入院すべき少數の病院を維持するの外、公衆衛生上、何等盡す所あらざるなり。

獨逸には既に達眼の士あり。強制的に國家保険に加入せしむると同時に、疾病豫防の途に就いても多少施設する所あるは多とするに足るものありと謂ふべし。各種の保険拂渡準備金を管掌すべき任にある當局官憲は、疾病治療支出額を増大して、保険拂渡準備金の濫出を防ぐ必要上よりして、肺病病院を設け、會員中の病者を收容して、其治療に努めんとするものあり。勿論、其病院の數より

言はゞ、僅々、七十一箇所にして、何れも規模至つて微小のものなれば、之を以て六千五百萬人の中に肺勞にて死亡する者十萬人以上に垂んとするものありの人口に對しての施設としては九牛の一毛と謂ふべき程のものにて、別に言ふに足らずと雖、兎に角、微小ながらも保險事業と並行して豫防の施設の必要なる事に心附きたる段は飽くまでも認むべきなり。人一度、單に英蘭及びウエールスのみにても地方衛生官が肺勞患者よりも遙か稀少なる酸酔病（サウザン・シフト）に對してすら病院を設くること七百餘箇所に及び、此等の病院にて毎年十萬人の患者を治療し、病毒の傳播を防遏する上に於て多くの貢獻をなすものあるべき一事に想到する時には、獨逸の保險法が社會に必要な豫防事業の爲めに盡せしことの誠に微たるを知るべきなり。大英國に於ける地方衛生官が肺病者の爲めに施設するに至りしことは極めて近々の事なるに拘らず、其人口の割より言はゞ、英國に於て此等の病人の爲めに設けられたる病院の數は、獨逸の保險法が二十年間の長年月に於て成し得たるものに比して、殆ど劣る所なきの成績を見るものありと稱するも決して過言にあらざるなり。地方衛生局が肺病治療の爲めに盡し

つゝある此事業の成績を見て、地方政廳は大に之を獎勵するに意あるも、政府に於て肺病豫防の目的を以て、各郡市に衛生委員を設け、國庫より其經費を支出せしめて、地方衛生局の事業と拮抗せんとするものあるが爲めに、其進歩の障害せらるべきものあるは歎すべきの極にこそ。

英國の任意疾病保險にせよ、獨逸の強制疾病保險にせよ、孰れも疾病豫防上の実績を擧ぐるに能はざる原因は、職として英、獨共に其疾病保險事業が公衆衛生の施設に伴はざるに由らざるはなし。疾病保險事業に公衆衛生上の施設が伴はざるの一事は、英、獨共に其揆を一にするものあり。英國にせよ、獨逸にせよ、保險事業に管掌するものの中には、單に救助の念のみ存して何等豫防の點に留意するものあらざるなり。英、獨共に保險事業にて窒扶斯の豫防に就いては其成績大に見るべしと雖、肺病豫防上の施設は未だ窒扶斯病に於けるが如きものあらざるなり。何れの場合に於ても、斯かる施設に對する費用の負擔は或一種の人々の頭上に掛り、直接、金錢上の利益は他の種類の人々の收むる所となるなり。元來、我が國にて疾病保險は強制的にして、一般人民の之に加入すべきもの

なるが、其施設の爲めに莫大の經費を投じつゝあるを以て、若し保険制度を以て、疾病豫防上の施設に對する補助機關たらしめ、之を以て現行公衆衛生機關と互に聯絡せしむることを得ば、其利益は實に大なるものと信ずるなり。然るに現今の状態を観るに、保険事業と疾病豫防事業の間に何等の交渉なきを以て、往々、假病を生ずるの弊を免れざるなり。然れども若し一朝、兩者を聯絡し、保険事業を以て豫防機關の働きをもなさしむることとせば、自然、斯かる弊害をば全く一掃するを得べし。現に地方衛生官等は夙に疾病の豫防を以て任とし、其機關として七百箇所の病院を有し、人民の衛生状態視察の爲めに委員を選定して、直接人民の住宅を訪問して疾病の有無を調査せしめ、豫防事業の成績上大に見るべきものありて、毎年、治療を施す患者の數十萬人に垂んとす。衛生官は多年の經驗に依り、流行病の豫防せざるべからざる所以を知り、疾病は初期に於て治療すべきことの肝要なることを悟り、病人の家庭の状態が治療に不適當なる時には、病院に入れて治療すべき途を講じ、或は轉地療養、其他病人に對して治療上、必要の注意を促すを怠らず、主として病氣再發の患なからしむるやう考慮するなり。

若し此際、疾病治療費給與の制を以て豫防事業と關聯して施行するを得ば、其結果は假病者の醸出を防ぎ、從つて治療費の濫費をも減ずることとなるべし。失業上の假病と稱する弊害を防止せんには、之を如何にすべきやとの問題は、縦し假病ほどには困難ならずとするも、其複雑せる點に於ては、假病の問題に勝るものあり。今日にては、病氣の有無は大抵の場合、確實に之を知悉することを得べし。若し適當の醫師をして診断せしめて、病者は之を治療せしむべき方法を講ずるに至らば、健康者にして僞りて病人の仲間に入らんとするものの數をば著しく減ずることを得べし。然れども身體の健全なるに拘らず、生活費を給與せられて遊怠に日を送ることは左程、苦痛を覺ゆるものにあらざるのみか、世には往々、性懶怠にして却て斯かる生活を希望するものなきにあらざるを以て、保険政策を實施するに方り、單に失業の事實を確知するを以て満足することなく、之と同時に、必ずや其失業の原因は當人に於て職業を求めて已まざるにも拘らず、適當なる職業の見附からざるに職由することをも知悉すること肝要なり。以上、論述したる所に依りて之を観るも、保険政策の實施は必ず職業に紹介所の

如き有力なる機關(失業が故意に出でたるものにあらざることを發見すべき)と聯絡せしめて、失業者の生ずる毎に、其眞の原因が已むべからざる事情に出でたるものなりや否やを詳知することの必須缺くべからざるものたること明らかなり。さはいへ、一利の存する所害必ず之に伴ふ。此兩機關を聯關せしむる上に於ても全く附隨すべき弊なきにあらざるなり。

保險官をして常に監督圈内に於ける各種の會社、製造所に如何なる働き口の生じ居るやに精通せしめ、失業保險金の拂渡を受けつゝある職工、労働者をして寸時も早く職に就くことを得しめ、事情の誠に已むを得ざるもののみ限りて失業保險金を拂渡すこととなさしむるやう努むることは、官營失業保險制度の實施上最も緊要の事なりとす。各種の會社、製造所に於ては、一朝職工を要する時には、直に國民職業紹介所に届出て、其補充を仰ぐこと肝要なり。元來、失業手当支給の爲めに要する費額の四分の一乃至八分の三は、僱主の側に於て負擔するものなれば、一朝會社、製造所に於て職工を要する際には、國民職業紹介所に届出て、同所より労働者の供給を仰ぐこととし、以て國民職業紹介所の事業進捗上

に直接間接の便宜を與へ得るに於ては、保險官は全く已むを得ざる事情の存するもののみ限りて其失業手当を支給し得べきを以て、保險金の濫費を防ぎ、僱主の負擔額をも減ずることを得て、結局、僱主の利益となるべき筈なり。然れども僱主中には、全體の僱主が各自の負擔する所の失業保險金の課税額は何れも皆同一にして、一般に徴收せられ、其金額とても輕微にして言ふに足らざる程なるが爲めに之を意に介することなく、一朝、労働者を要する時に於ても、必ずしも國民職業紹介所にのみ届け出て其補充を同所に仰ぐを敢てせざるものなきにあらず。斯かる場合には、強制的に總ての僱主をして國民職業紹介所を利用するやうなさしむること、恰も過ぐる五十年來政府が水夫船員紹介所を設けて各港到る處に之を置き、水夫船員は必ず同所にて備ひ入るべき方法を實行し、之を以て強制的の制度としたるが如く爲さば、僱主中、一時或は之に對して不滿の念を懷くものあるやも知らねども、其不便が船主の受けつゝあるものに比して輕少のものたるや疑ひなきを信ずるなり。

失業者には新職業の見附かるまで毎週の定額をば保險拂渡準備金中より給

與することとなすも、猶一の困難あるを免かれざるなり。斯かる場合に於て、一旦新職業の見附かる時には、労働者は必ず之に就くべき規定にして、其際、失業者に於て若し之を受けざる時には、従來、積み立てたる保険金中より保険料拂渡を拒絶せらるべき規定なるが、扱、斯かる場合に於ける新職業とは如何なる種類のものを謂ふべきにや。其就くべき業務は必ず従來執り來りし種類のものならざるべからざることは言ふまでもなし。機關士に對つて強ふるに力役者たることを以てすること能はざるなり。一職業と他の職業との疆界に就いて或は議論の生ずるものなしとも限られざるも、此事は左程の困難にはあらざるべし。職人の需要が失業者の居住地以外の地に於て起るものとせんに、家族の移轉の爲め出費を要し、不便を感ずることあるべし。されどこれとて云々する程の困難にはあらず。此二者よりも大なる困難は給金の問題なりとす。失業の場合、失業者居住地に於て新傭主の見附かるものありとせんに、其給金は如何にすべきや。失業者が以前、従事せし同一の業務ならん限り、其給金の多少に拘らず、之に就かざるべからざる義務ありとなすべきか。夫れ一定の標準賃銀以下に於

ては、何人も職務に就くべからずとは労働組合員の一般に唱へて變ぜざる所にして、爾來、數十年間、議論の結果、現に一般經濟學者は之に對して裏書をなし、衆議院の一般政治家は之を以て公務及び一般公契約の場合にも適用すべきものとして賛意を表し、或種の職業に關しては既に一九〇八年の商務院法に編入せられたるものにして、何れの職業を論ぜず、夙に傭主、資本家の大部分の正當と認め、て疑はざる所なり。然れども會社中、時には標準賃銀以下にあらざれば職工を雇ひ入れずと主張し、其結果、労働組合のものを雇はざるものあり。然るに一方、労働組合に於ては、會員の規約として、決して標準賃銀以下の賃銀にて勤務に服することを禁じ、若し規約に背きて斯かる會社即ち不當の工場に雇はるゝ時には、組合員中より除名せらるべきを以て、假令、資本家より申込を受くることあるも、決して應ずるの風あらざるなり。扱、官設労働保険の制に據れば、一方、失業者をして標準賃銀以下の賃銀にて不當なる工場よりの申込に應ぜしむるか若しくは他方、政府に於て其申込拒絶の理由として労働組合にて規定せるより以下の賃銀を以てしては申込に應ずべくもあらずと云ふか、二者其一を選ばざるべ

からず。若し不當なる工場の申込を受けしむる場合には、之が爲に労働組合の本義を無視することとなり、之が拒絶は政府の権力にて總て都市に在る會社、製造所、工場に對つて地方標準賃銀は資本家の方にて必ず拂ふべきものたることを強制的に、勿論此場合、善良なる傭主及び經濟學者等は其事の正當なるを認むと雖、指定することとなるなり。吾人は、後の策を以て格別異存あるものと思はず。然れども現時の國會が之に對して同意なるや否やを知らざるなり。即ち政府に於て所謂一般最低賃銀なるものを認むるのみならず、適當なる賃銀、労働時間、契約上の條件、不時偶發の危険に對する豫防上の注意、總ての製造所、會社に於ける使用人衛生上の設備に關して眞の責任を有することたるを假定するものにして、少くとも職工中、假令、雇入れの申込を受くることあるも、若し其會社又は製造所の状態に、一般社會の公益上より見て、好ましくならずと思ふ點のあるに於ては、其申込を拒絶し、之が爲めに失業者となることあるも、政府は労働保險拂渡準備金を以て之に支給すべき責任の存することを明確に指示するものなればなり。

如上の困難を排除する方法として、各市町に設くるに仲裁委員會を以てし、代表的傭主及び保險加入者たる職工を以て其委員とし、何等か労働問題の起る毎に之を委員會に附して、事の是非曲直を判断せしむることとし、失業者中、若し職業紹介所が紹介する職業に就いて不服を唱へ、拒絶して受けざる時には、失業者として斯かる行動が果して當を得たるものなりや否やを決定せしむることとせば、或は其目的を達することを得べしと信ず。されど委員會ありと雖、何等か據るべき理論の存ぜざる限り、措置に窮すべきのみならず、全國労働組合の運動上、至大の關係あることなれば、恐らく議會にても之を等閑に附し去らざるべく、従つて茲に原則として職工たる者は、從來給與せられつゝありし給金以下の低給にて勤務に就くべき理由全くなき所以を決し置くこと肝要なり。此法は労働組合及び第一流の職工をして賃銀の低減を要求せらるべき虞を免れしめ、一方、傭主をして第二流の職工又は労働組合外の標準賃銀以下の職工を使用すべき自由を得しむるものなり。此法は極めて精妙のものなるも、賃銀以外の他の條件、労働時間數、賞與の方法等、中、往々、標準程度以下のもの存する場合に於て

適用すること能はざるを遺憾とす。之と共に傭主中、全く労働組合員を使用することを拒み、若し雇入れの申込に應ずるものある時は必ず組合より脱會の必要ありと言ふ所のものに對して適用すべからざる外に、市と市との間に於ける職工標準賃銀に差異の存する場合には全く之を適用すること能はざる缺點を有するものなり。例へば、マンチェスター市とケリー市又はリッジ市とゲインズボロー市との間に於ける職工賃銀の高低を比較せんに、同じく労働組合員若しくは一等給の職工にても、マンチェスター市に於て失業せる時には、一週五十三時間の労働に對して三十七志を得べく豫期すべきに、ケリー市に於ては五十四時間の労働に對して僅に三十志のみを得るなり。リッジ市にては一週五十三時間の労働に對して三十四志を豫期すべきに、ゲインズボロー市に於ては一週五十四時間の労働に對して僅か二十八志を得るのみなり。今、假りにケリー又はゲインズボローに於ける職人が従來地方の標準給金二十八志又は三十志を得つゝありしものが、一旦、失業の爲めにマンチェスター又はリッジに移住し、同市職業紹介所に登記を願ひ出てたりとせんに、以前は僅か二十八志又は三十志の給金

を得つゝありしを以て、マンチェスター又はリッジに於ける新職業の申込に應ぜんとする場合、以前の地に比して生活費の高騰したるに拘らず、ケリー又はゲインズボローに於て受けつゝありし所の給金を以て雇入に應ずべしとし、若し不服を唱ふる時には、所罰として失業保険金の拂渡を停止すべしとなすべきか。若し此事にして法律として施行せらるゝ曉には、全く物價の高騰せる都市に於ける職工の標準賃銀の制を破壊し、斯かる都市にて營業する不逞工場をして不當の便益を得しむるに至るべきは明らかなり。目下の状態にては何れの不當工場と雖、標準賃銀以下にて満足すべきものの外は雇ひ入ること能はざれば、結局、二等給以下の職工をのみ雇ひ入るべきこととなるなり。ケリー市又はゲインズボローの職人と雖、其手腕力量に於て必ずしもマンチェスター若しくはリッジ市のものに比して劣れりとは言ふべからず。事實、職工中、向上心の盛んなるものは、賃銀の低廉なる土地より生活費の高騰せる土地に移轉すれば、必ず新移住地の給金を受けつゝあり。如何に強制的の保険法を以てしても、甲地より乙地に移轉し、従前得つゝありし給金よりも多額の給金を受けんとするものあ

るも、之を禁止するを得べきか。此種の問題は標準賃銀主義の政治家をして此種の政治家は何れの政黨者流中にも在り、議會に於て強制失業保險法に關して修正案の提出を以て、已むを得ざるものなりと思はしむることあるべし。次に其修正案の形式が如何なるものなるべきかに就いて記する所あるべし。即ち「如何なる労働者と雖、(一)雇はるべき土地に於て自己の職業に對して一般に行はるゝ標準賃銀以下の低給を以て雇はるべきことを拒み、又は(二)現在、自己の住居する土地に於て自己の執り來りたる職業に對し、一般に支給せられつゝある標準賃銀以下の低給にて雇はるべきことを拒み、或は(三)労働時間、賞與、衛生上の設備、就職者の安全、生命身體に對する危険の防備、其他の諸點に於て、調停仲裁法に規定する所の決定又は判定以下の不利益なる取扱を受け、若しくは僱主對被僱者間に締結せられたる契約又は一般に遵守せらるゝ労働者取扱規則中、現に職工の従事する職業に適用せらるゝものにて、其雇ひ入れらるべき職工が新に雇はれんとする土地に於て行はるゝ規則に規定する所のものに比して、不利益のものなるに依り、雇はるべきこと

を拒絶せるが爲め處罰せられ、之が爲めに保險金の拂渡を停止せられ、或は不利益なる取扱をば決して受くべからざることを規定するものなり。政府が失業者の釀出を豫防せんが爲めに失業保險法を設け、強制的に一般の労働者をして之に加入せしめんとしたるも、元來、豫防事業の性質として種々、復雜なる事の存する所より、容易に解決すべきものにあらざるが爲め、其結果は疾病に對する保險の場合と同じく、當初の豫期の如くなること能はざるものあるは論ぜずして明らかなり。労働組合も初めは主として相互保險及び集合契約の方法に基づきて組織せられたるものなるが、政治上、行政上、不斷の必要に迫られ、漸次、其性質を變じて有力なる法令執行機關となるの日あるべし。従つて失業保險が職工、労働者一般の必ず加入すべきものたるべしとの條件存するが爲めに、製造工業の組織と賃銀契約の上に及ぼすに多大の影響を以てすべし。而して若し保險の事業をば議會の監督の下に取締ることとせば、他に及ぼすに良好の影響を以てすべく、且、一般の取扱上、吾人が提唱せる所の方法よりも遙に有効のものたるべしと信ずるなり。吾人は、失業保險の起原を以て臨時僱人の就

職を安固ならしめんと欲する意に出でたるものたるの點に就いて特筆する所あるべし。若し臨時傭人の就職が安固なることを得ば、其効果は限りなく大なるべきを以て、一日も早く改良を加へんと欲す。而も實際、改良するに方りては、種々の困難ありて容易の業にあらざるべきを以て、其目的を達せしむる上に裨益する事は其如何を論ぜず之を弘く採用することとし、之と共に一方、倫敦及びリヴァプール船渠會社、埠頭、マンチエスター汽船疏水會社、及び大都市に在る倉庫會社に使役すべき臨時傭人の就職を安固ならしむべき目的を以て、傭主をして保險に加入するに至らしむべき便法を設くるの必要を感ずるものなり。若し普通の場合ならんには、賃銀中より強制的に必ず二片半宛を一人毎に控除すべきものとし、而して臨時傭人の場合に限りて、特に當該週内に契約したる人員に應じて、各人更に二片半を徴收すべきこととせば、各傭主は同一週間を通じて同一人物を使用する方、經濟的なるを見るべし。傭主中、若し目下の如く臨時に使役の雇入をなすを以て便となす場合には、特に一便法を設け、傭主の支拂ふべき保険料に於て特別の割引をなし、其割引したる金額を以て定期保険料支拂の時

に流用することを得べき條件の下に、雇入るべき傭人は、職業紹介所をして職業繰り替への便宜の爲めに、必ず職業紹介所を経て之が雇入をなさしむべき途を開きて、傭主中、職業紹介所に對つて毎週平均若干名を使役すべき豫定數を一定して、一今年一定の傭人を使役することを契約する時には、此上更に保険料の割引をなすこととするも妙ならんか。兎に角、此種の便法の存するが爲めに、傭主は勞役者使用上、種々の便宜を得べきを以て、自然、傭人就職の安固を計るべき策に出づべく、果ては臨時傭人使用の方法を改良するに至るべきは、嗚々するを要せざるなり。

然れども茲に又、新問題の起るを見る。即ち長期間の失業の爲めに、保險金の給與を得ること能はざるもの、乃至、臨時傭人の就職を安固ならしむべき此巧妙なる方策の爲めに、以前從事せし職業をば蠶食せられたるものの措置をば如何にすべきか。『傭人就職を安固ならしむること』は就職上の状態を整理し、二三人をして不斷一定の職業に就かしめんが爲めに、他の臨時傭人の執り來りたる少許の職業を蠶食せしめて意とせざる苛酷の方法たるを忘るべからず。此等不

幸にして己が職業を蠶食せられたる徒は、元來、何等其身に罪を犯したるにあらず。又、其執り來りたる職業を嫌忌して之に就くを拒みたるにもあらず、唯、只、多くの場合、何等罪なくして産業界新組織の犠牲に供せらるゝに至りしのみ。斯かる不幸の徒及び其家族は如何なる方法を以て處置すべきや。彼等は地方局が救貧法の下に規定せる所の臨時厄介者たるの取扱を受け、或は健康者吟味處分の爲め救貧院に收容せられて罪人同様に取扱はるべきものなるか、或は乞食の班に加はり、浮浪の徒と化し、漂浪的生を營まんより、寧ろ皇帝陛下の監獄に獄囚としての取扱を甘んじて受くるの覺悟を以て、故意に或輕微の罪科を犯すに至らしむべきものなるか。

吾人は、其處置法として強制的保險法の下に一般人民より保險料を徴收する傍之に並行して疾病又は失業を根絶せしむべき方法を設け、既に疾病又は失業の不幸に遭遇せる者に對しては、一日も早く其不幸より免れ出でしむべき方法を講ずると共に、一面には詐僞の申出、又は假病の弊に流るゝ途を防がんが爲め適宜の方法を講ずることの肝要なるを思ふものなり。即ち疾病の場合には、單

に病人の選べる醫師の證明のみならず、世間の信用ある醫員の證明を要するごととし、治療中は衛生上の規則を遵守して十分に治療の途を盡し、一日も早く全治すべきやうに注意せしめ、假病又は詐僞の申出の疑あるか、或は疾病の原因の確實ならざる場合、他所にては適當の治療の施し難き場合には、家族の生活費も支給して病院に入院せしむることとするに在り。強制的保險法の下に一般人民が之に加入すべき時に於て、一方に實際、疾病の醸成する數を減じ、假病及び詐僞の申出の場合を生ずることなからしめんには、社會全體に於て嚴に病人の生活状態を取締るべき要あり。其責任の重大にして手數の多く掛るものたる、實に豫想の外にありと謂ふべし。強制的保險法の下に一般人民をして加入せしむべき曉に於て、失業保險料の濫費を取締るに關し、社會の責任と手數とは更に一層の大なるものあり。單に保險機關に並行して失業豫防機關を設くるの要あるのみならず、之と同時に、職人、勞働者、傭人の一般生活上の状態を取締るべき要あり。此取締が社會公共の利益の點より考ふれば、實に必須缺くべからざるものなるも、傭主又は職工に取りては甚だ迷惑のものたるを免れざるなり。是

れ實に強制保険法の短所にして、之と同時に、保険法なるものが必ずしも失業を防止すべきものにあらず、社會に於て先づ第一に救助を要求すべき地位に在る所の赤貧者を救ひ得べき方法にあらざることは、端なく吾人をして少數派報告中に之が採用を拒絶するに至らしめたり。

以上、吾人は一方に於て任意保険の利害得失を詳論し、他方には、強制保険法の長所缺點に就いて詳述する所ありたり。然れども之を以て保険法の種類を竭くしたものと稱すべからず。其他に、任意保険と強制保険との折衷したるものあり。そは一方に於て共濟會又は勞働組合の保険法とは全く其趣を異にするべきものたると同時に、他面獨逸にて行はるゝ強制保険即ち政府の補助を受くる種類のもの、若しくは英國現内閣の定めたる保険法とも其方法を同じうせざるものなり。全國勞働者の全部を舉げて強制的に之に加入せしむることとせず、隨意契約の組織となさば、却て保険金の收得を多くし、強制的のものに比して他に多くの便利あるものなり。今若し政府に於て全國に在る任意保険會社に與ふるに補助金給與の特典を以てせんか、保険法實施の爲めに生ずる所の不便

を見ることなくして、其利益は舉げて數ふべからざるものあるべし。是れ單に理論のみにあらざるなり。從來「ドイツ」保險法として世に知られたる所のものは既に弘く大陸に於て行はれ、失業保険として其效用の著しきものあるは世の齊しく知る所なり。失業保険を以て強制的のものとなすことは、何れの所にても實施して效なきものなり。獨逸政府の如きは夙に保險法の普及を唱へ、強制的に一般人民をして之に加入せしむべき方策を執れる國なるが、其獨逸に於てすら、強制保険法を以て失業の場合に適用することの事實、何等の效果なきを見るにあらずや。然るに従來、ドイツ市に實施せらるゝ所の保險法にては、任意保險會社中、失業保險事業を經營するものある時には、之に給するに國庫の補助を以てするものにして、此法は素とドイツ市に起り、爾來、獨逸、佛蘭西の諸市、白耳義の各市、波蘭及び丁抹、那威に傳はり、盛んに行はれつゝあるものなり。勞働組合又は他の保險會社に加入せる總ての被保人は、故意に自ら失業を招くが如き舉に出でざる限りは、總て失業保險金を給與せらるべきものにして、斯かる場合には、勞働組合及び之と同様の保險會社に於ては、其保險金の拂渡に對して總ての

責任を有するものとす。失業者が新に就職の途を求むるの際、起るべき苦情に對し、詐僞の申立てをなさざらしめんが爲めに、保險會社は之に對して意見を發表するの全自由を有す。此等任意保險會社は新契約者の申込、保險料の徴收、保險金の拂渡等に關する事務は一切、會社に於て處辨し、毫も政府官憲の干渉を受けざるなり。各年度の終りに方り、地方廳及び政府は、各保險會社が一年中に募集したる會員の數、失業者に對して實際會社が拂ひ渡したる保險金額及び取扱件數の多少を調べ、其數の多少に應じて中央政府若しくは地方政府より會社に與ふるに補助金を以てす。但し其金額は會社が一年内に拂渡したる失業保險料又は新契約申込者取扱の數に準じて、會社が實際に支拂ひたる金額の一部に超過せる範圍に於て定むるものとす。蓋し此法たる、會社をして被保人中、保險金に對して詐僞の申立てを豫防せしむべき途ともなり、失業者の數を減ぜしむべき手段ともなり、一般に行政上の經費を節約せしむる點に於て獎勵ともなるべきものなり。此政府補助金は一年を経過したる後に至り、會社に拂ひ渡さるべき法なるを以て、或は之を以て會社は被保險人が失業及び之に伴うて起

る所の貧困の爲めに國費の濫出を一年間防止したるに因り、其功勞に對する報酬として政府より會社に支拂ふものと見るを得べし。其結果、多くの勞働組合は、其會員にして以前、保險に加はらざりしものをも悉く失業保險に加入せしむることを得、斯くて勞働者中、任意保險加入者の數を著しく増加せしむることを得、果ては吾人が開陳せる任意保險會社の利益たる諸徳——平素節約の慣習を助長し、目前の冗費を節して後日の用に供する美風を養ふが如き——を訓致し、失業の弊を排除するを得べきなり。政府は此方法に依りて、一方には職工が新就職地の可否に關して裁決すべき手数を要することなく、標準賃銀を支拂ふべきや否やの爲めに苦慮すべき要なく、僱主に對しては特別の負擔を荷はしむるの要なく、詐僞假病の申出を防止する爲めに何等方法を設くるの要なく、個人的に職工、勞働者と直接交渉すべき勞をも省くことを得べきものなり。

佛國及び其他の國々の政府中には、共濟會に與ふるに補助金を以てするものもあるも、吾人は未だ何れの處に於ても、疾病保險に適用するに此「ゲント」方法を以てするものあるを見ず。吾人は何が故に之を適用せざるかを訝るものなり。

人、一度共済會の任意保険の契約及び労働組合の疾病保険が齎すべき便益のなるものたる所以を察する時は、何人も其等の協會共済會及び労働組合の如きが社會有益の事業擴張の爲め國庫の補助を受くべき十分の理由ある所以を知るべし。其金額は協會が過ぐる一年間に於て、其全會員を擁護して疾病事故及び失業の不幸より免れしめたる功勞に對する報酬として各一年後に支給すべく、決して協會の現状の確實なる事又は將來の拂渡能力如何を保證せんが爲めに支給すべきにあらざるなり。各協會は、年々過去一年間に於ける會員の年齢を報告し、所要の補助金を請求するを便とす。其盡したる働きの效果如何は、會員の平均年齢を見て決定すべく、其決定額に比例して其中の一部を補助することとすべきなり。國家は協會に加入する面倒なく、協會の拂渡能力の如何に就いて保證すべき要なく、保険事務に就いて苦慮すべき煩なく、何等自由を拘束せらるべき要なきなり。政府は協會の如何に論なく、單に其仕事の效果如何に應じて補助金を支給すべきを以て、孰れの協會が其管理宜しきを得、經濟的に、着實に鞏固なる基礎の上に經營せられて、實際の拂渡能力を有するものなるや否や

を問ふの要あらざるなり。若し協會の經營、其途を誤り、一朝破産の運命に逢ふことありとも、同協會が單に翌年度に於て補助金の請求をなし、其給與を受くること能はざるに止まり、政府は全く之に對して責任を感ずることあらざるなり。此方法は保險會社をして任意保険の總ての長所を保持せしむると同時に、國庫の補助を以て事業を擴張し得るの便宜を以てし、疾病の際には強制保険制の時の如く、被保険者は無料條件にて保険金の拂渡を受け、且各自好める醫師に就いて治療するの權利を得るも、其實、斯く拂ひ渡さるべき保険金は平素節約して備荒貯蓄の精神よりして保険に加入せる所の總ての被保険者の一般に分擔する所なるを以て、政策としては最も適切の方法たるを得べきものなり。斯くて被保険者は何等他の事情の下に、假病又は虚偽の申出を豫防せんが爲めに必要と認めらるべき條件なくして、保険金を引き出すを得べきも、是れ其生活費の全部をば社會より寄附せらるゝにあらずして、其拂ひ渡さるべき金額は自ら進んで保険に加はることなく、果ては其疾病に襲はるべき際の出費を以て全部、社會の負擔に歸せしめんとするが如き人々の拂渡さるべき額に比して少かるべ

きは明らかなり。換言すれば、人民中、自ら進んで疾病保険に加はるべき人には、疾病の際に政府は無條件にて保険金の拂渡をなし、被保険者及び其朋友同志等が好む所の方法に據り、被保険者の望む所の醫師に就き、望む所の方法を以て治療すべき自由を得しめんとするに在り。之に反して従來、保険に加入することなかりしもの(其中には共濟會より拒絶せられたるもの及び勞働保險金の拂渡を受け盡したるものをも含む)にして一朝、疾病に罹る場合には、國家が公衆の利益の爲めに公費を以て其生活費を支出せざるべからざるものに對しては、十分の醫療を受くべき方法を與へ、且、生活に不自由なきやう補助を與へ、更に必要な場合には家族の生活費をも支給すべし。蓋し人民が疾病の爲めに生活上の困苦に陥ることは、其如何なる理由たるに論なく、國家として寸時も等閑視すべからざる事にして、殊に其妻子眷族が扶養者の病氣なると否とを問はず、心身の墮落を來すことは經世家の一日も黙視すべからざる所なればなり。唯此場合、醫療上又は生活上の補助を與ふるに方りては、彼等の希望する方法に出で、或は其欲する條件を容るゝに及ばざるなり。斯かる場合、社會は社會全體の公益の

爲めに適當に且、有利なりと認むべき方法に訴へて之を措置するを可とす。斯くの如く其等保険に加入せざる多數細民の處置に就いては、豫め出来るだけ注意して不必要の病を醸すが如き、或は假病の申出をなすが如き情弊より免るべき方法を講ぜざるべからず。勿論、病人の希望に従ひ自宅治療を施すべき遠慮を要することなく、或は病人が之を望めばとて、官給小使錢の使用を許すが如きことあるべからず。其給與は社會の公益の爲めになすべき性質のものなれば、條件として衛生上の規則を嚴守せしむべきこととし、情慾の抑制し難き爲めに假令之を好まざるにもせよ、毫も用捨する所なく、疾病の恢復を早め、治療の目的を達せしむべき方法は飽くまで之を適用するを可とす。失業保險の場合に於ても同じく此原則を適用すべく、従來、保険に加入せるものに對しては、一朝、失業の不幸に陥る場合に於て國家は保険金の拂渡をなし、其保險金の用途に就いては被保険者の自由に一任して何等干渉する所なかるべし。但し何れの場合に於ても、被保険者として其所屬勞働組合の規定を遵奉し、組合の存在に對して不都合なからしむべきは勿論なり。之に反して、平素、失業保險に加入することを

怠り、或は之が勧誘を拒絶したる労働者又は既に保険金の全部を引出し盡くしたるもの、若しくは最下級の勞役者にして假令、政府の補助金を以てしても、自ら保険に加入するだけの資力なきものに對しては、政府の當局官憲に於て生活上、必要なる補助をなし、其條件として之に要求するに、假病詐僞の行跡を絶ち、着實穩健の良慣習に就き、加ふるに元氣活力の充實、技工實力の養成を以てすべし。

かの所謂「デント保險法」なるものは大藏尙書が一九一一年に發布したる案に比すれば、其優ること多しと雖、其儘にては多少の缺點あるを以て、吾人は茲に修正案を提出せんと欲するものなり。目下、保險法が労働者の爲めに有時、備荒貯蓄の方法として社會に歡迎せらるゝ所以は、其拂渡の方面に於て特に傑出せる優所の存することよりは、寧ろ受入の方面に於て特長を有すと看做さるゝに由らずんばならず。夫れ失業保險たると疾病保險たるを問はず、何れの種類の保險に於ても、其組織が強制的にして一般の人民の必ず之に加入せざるべからざるものたる場合に於て起るべき情弊は、何時も其受入即ち保險料徴收の點に於てせずして、必ず其支出即ち保險金拂渡の點に存するものたること吾人の既に

論ぜし所なり。さらば吾人は何故に保險法の二方面—徴收と拂渡と—に於て其方法を異にせざるか。即ち保險料徴收の場合には之を強制的、一般の人民の必ず加入すべきものとなし、保險金拂渡の場合は個人々々の事情を斟酌して之に處すべき方法に訴へざるか。若し上流の資産家中、其輿論として各労働者が收得する毎週の賃銀中より其生産額の多少に拘らず、中には日常の生活費さへ十分に支へ得ること能はざる者と雖、之を除外することなく、保險料として必ず特別に一定の金額を控除し、之にて他日、失業、又は疾病の如き有事の場合に於て、保險金の拂渡を受くべきことの要件となすべしとの説を固執するものあるも、斯かる輿論に何人も異存のあるべき筈なし。果物賣、私宅傭人、小商店、臨時傭人の如き一定の傭主なき細民は例外として、其他の労働者、職工より一年、十志乃至二十志を人頭税とし、現在の賦課税以外に必ず課することとするも、其徴收の方法には左程、困難を感ずることなかるべし。總ての労働者が毎週、收得すべき賃銀中より必ず一定の額を控除すべしとするも、其事が労働者を精神的に裨益する爲めに徴收せらるべきものならんには、決して恐るべきほどの困難と危険とは

存せざるべし。されど一度之が政府より疾病又は失業によりて困却せる労働者の爲めに毎週一定の額を支拂ふこととなる曉には、茲に始めて危険と情弊との纏綿し來るものあるを見る。保険料の拂渡を受くるが爲めに病人の數の増加を來し、或は失業者を醸成するに至りては、識者の一考を煩はさざるを得ざるなり。若し夫れ政府の救助法を以て普遍的、一般的のものとなさざることを得ば、或は多少此等の弊を防止することを得ん。總ての職工、労働者が一般に課税の負擔を荷へばとて、必ずしも其給與をも一般的になすべき要、斷えてあらざるなり。勿論、平素、心掛けの善良にして、常に勤儉の徳を守り、よく目前の冗費を節して他日の用に備ふる底のもの爲めには、一朝、疾病事故に逢着する時、一般公衆より醸出せる金額中より規定通りは勿論、時としては共濟會又は労働組合を経て、これ以上に保険金を拂渡し、且、之に與ふるに其拂渡したる金額は之を如何に使用するも、一切被保険者の自由たるべき特權を以てするも、其間、何等の危険又は情弊の生ずべきものあらざるべし。然れども從來、保険に加入することをなさざるもの、若しくは既に保険金全部の拂渡を受けたるもの、従つて共濟會又

は労働組合の機關を以て國家に對して必要の寄與をなさざるものにして、一朝、疾病事故の爲に共同醜金の中より救助金の支給を仰ぐべき必要の生じたる場合に於て、假令、補助金を支給せらるゝことありとするも、吾人は、斯かる人々に對つて之に與ふる費用も餘暇も共濟會又は労働組合加入者同様に自由に使用し得べき特權を以てすること能はざるなり。斯かる種類の人々は、疾病中は公益上、必要の給與を以てし、生活上の不自由なからしむべく、或は十分に治療の方法を盡さしむべきことは勿論にして、其支給額の如きも必ず共濟會員又は労働組合員に比して減額すべきにあらざるなり。事實、此種の人々は平素、品行の修まらざるが故に、其監督上如何に注意すとも何かに就けて多額の經費を要し、各人が疾病の治療に於ても、其生活費に於ても、他の心得の善良にして勤儉の良習を守り、他人の勧誘を俟たずして、自ら進んで自治の精神の充實せる共濟會員に比して多額を要すべきことは、是れ誠に已むを得ざる所なり。然れども此等共濟會又は労働組合に加入せざる人々は、必要上、公費を以て總ての費用を支給せざるべからず。然り而して、行政上、此等の人々の處置に際して必ず考ふべきこ

とは、疾病の場合には地方衛生局に於て、失業の場合には國民の保護を本務とする當局官憲に於て、目下の職業紹介所を擴張し、疾病又は失業を豫防する所あらざるべからず。人若し共濟會及び勞働組合に於けるが如く、假病又は詐僞の申出を豫防せんと欲せば、必ず上述の機關を利用してこそ始めて其目的を達すべきなれ。疾病又は失業者にして公費の支給を受くべきものも十分に治療手當を要給する權ありと雖、共濟會及び勞働組合員の如く、之に與ふるに其支給せられたる金額を各自の欲するが儘に使用する自由を以てすべきにあらざるなり。彼等は治療を受くる權利こそあれ、其治療の方法の如きは自宅療養なり病院に入りてなり、兎に角事情調査の上、最善の方法を採り、治療費の如きは顧みる所なく、一日も早く全治せしむる所あるべきなり。若し被保險者中、不治の疾病に罹り、當人に於て何等詐僞、假病等の過失存せざること明らかなる者には、特に之に與ふるに其支給すべき年金をば隨意に使用し得るの權を以てすべし。若し其失業又は疾病に就いて故意に假病又は詐僞の申立をなしたること發覺したる時には、裁判所にて審査の上、犯罪の宣告を受けたるものに限る、病院又は救貧院

に送致して改悛せしむるの方法を講ずべきなり。

本論を終るに方り、吾人の立場を明らかにすべき要あり。即ち疾病保險及び失業保險に就いては、吾人が勞働者賠償法ロークンズ・コンペンゼーション・アクトに關して陳述せし所を再叙せんと欲す。勞働者の疾病及び失業の爲めに、公費を以て備荒貯蓄の計を廻らすことは焦眉の急務なるを以て、假令、不完全の方法と雖、有るは無きに勝ること萬々なれば、之を拋棄することは多大の損失と謂ふべし。最初國會を指導して勞働者間の失業と疾病の爲めに悩むもの數、數百萬人の上に出で、之が救濟の方法の等閑視すべからざる所以に注意するに至らしめしは、其功、職としてロイド・ジョージの慈眼愛腸と其熱誠とに負ふ所あるを記せざるべからず。之と同時に、彼が大聲疾呼、全國民に對つて全下級勞働者の疾病を豫防し、彼等の健全を保たしむべき一大新責任の存する所以を唱へたる其功績は、永く没すべからざるなり。吾人は、勞役者が毎週、賦課せらるゝ人頭税及び傭主が負擔せる所の賃金税ダブリン・オウナーズ・タックスを以て、公金徵收の方法としては、不公平にして非常に高價のものなりと思惟するものなり。總て疾病に罹るもの、又は職業の不幸に遭遇する者に支給するに現金に

て生活費を以てするも、實際、無條件にて支給せらるべきが故に、病者をして病氣全快の爲めに治療及び起居動作に注意せしむることを得ず、従つて糊口の資を得ることも出来ず、妻子眷族をも扶養すること能はざらしむ。病人が既に健全なる身體に恢復したると否とを問はず、一定の週間、毎週一定の金額を支給するのみを以て救済の能事終れりとなし、病人をして各自の衛生に注意せしむべき規定を設けざるが如きは、國民として果して其責を全ふせるものなるや否や、吾人疑はざるを得ず。然れども今日にては、一般社會は保險の效力を過信するを以て、吾人は先づ之に對つて論争を續けざるべからず。蓋し世間にては、保險に任意強制の二種ありて、全く其性質を異にし、其結果に於ても二者の間に相違あるを思はずして、單に保險の名の下に二者を混同するを以て、其然る所以を辯明し、且は其方法たる規定の標準生活を送れる市民に支給するが爲め、巨額の公金を消費するものたることを證明するも、其疑惑を解くこと能はざるなり。されば現時の悲むべき状態を改良せんと欲するものは、此一般社會の謬見を以て一時已むを得ざるものと看過し、其現時行はるゝ愚劣なる徵税の方法と愚劣なる

支給の方法とを以て、社會をして今後、疾病及び失業を豫防するの政策を採用するに至らしむるに免るべからざる進歩の道程と看做し、暫く其缺點を忍んで時機の到來を待つの外、途なきを思はざるべからず。如何なる方法を以てするも、社會政策の能事終れりとなすべからず。況や粗惡杜撰なる方法を採用するに於てをや。吾人若し他人の經驗に依りて己が缺點を補ふ能はざるほど愚なりとせば、吾人は吾人各自の經驗に依りてなりとも學ぶ所あるべきなり。吾人は、獨逸政府が発見せるが如く、保險政策の目下、猶試験中の事に屬するものたる所以を發見すべし。然り而して、保險制度の普及せられて、強制的のものとなるに従ひ、社會全體の負擔をして益、重大ならしむるを以て、其都度、國民一般に於て、豫防政策の必須缺くべからざるものたるの理を解するに至るべきは、自然の數と謂ふべきなり。

第八章 私設防貧機關の範圍擴張

論者或は曰く、世界廣しと雖、私設慈善事業の前途の有望なるもの、未だ英國の如きはあらざるなりと。大陸より來りて倫敦市を視察するものの常に驚く所は、市内到る處として遍く私設慈善事業の存せざるなきの一事にありとす。然れども以上の事實を見て、英國に於ける私設慈善事業を以て大陸諸國に比して發達するものありと思惟するは、井蛙的偏見たるを免れざるなり。羅馬加特教の盛んなる國民中、露西亞、土耳其、印度、及び極東諸國に於ては比較的施與の風盛んに行はれ、而して國家が貧民の爲めに世話を焼き、周旋すること、半世紀以前の英國よりも少き所以を見ずんばならず。一方に於て、個人として施與をなすことなく、其代りに獨立の團體、協會を組織して、之に置くに有給吏員を以てし、慈善事業の爲めに喜捨したる義捐金の取扱をなさしむると共に、他面、公設慈善事業の機關に採用するに多くの無給吏員を以てし、總ての事務を處辨せしめつゝ、ある一事は、實に現時の英國に於ける一奇習と謂ふべきなり。何れの大都市に

於ても、私設慈善團や社會改良を目的とする團體、協會の事務を處辨するに特志家の手を以てせずして有給吏員の勞を煩はし、公設慈善事業の經營が其中央政府のもの、地方廳のものとの別なく、主として民間の無給特志家に於て擔任しつゝあるが如きは、吾人が常に目撃する所なり。斯く吾人は、公私慈善事業の提携上、最も適當なる方法を見出さんとて多年、研究中の事なれば、茲に公私慈善事業の關係と從來、之に關して世に行はるゝ所の學說とを研究し、社會防貧策の實施と共に、將來に於て私設慈善團體の執るべき方針及び其事業の範圍の大に擴張すべきものある所以に就いて一言せんと欲す。

社會救済に關して慈善家同志の團結を計り、公私機關の步調を一にすべしとの觀念は比較的近代の事に屬す。今日と雖、施與を貧民になすの風、全國到る處に行はれ、施物を與ふることが之を受くるものに及ばず、影響結果の如何を考ふることなく、唯貧しきものに對つて物を施しだにすれば、神より恩惠を得るものとの誤想を懐くもの尠からざるなり。斯かる人々は、唯物を與へだにすれば、それにて慈善の事と思つて、他を考慮せざるなり。之に反して、一方には、ヴィクトリ

ア時代の經濟學者が懐きし舊思想の今に尙存するものあるを見る。此派の人は總ての慈善的行爲を以て世に害ありとし、貧民の獨立の念を挫き、弱者を保護するの弊を醸すものとす。其政府より給與する救助たると、個人的民間の施與たるとに論なく、少くとも理論上、社會に有害のものなることは、此派の學者の古來唱へし所なり。

吾人は、茲に從來、慈善事業に對して民間特志家が企畫する所のものと、國家の企圖する所のものとの間に、如何なる調和聯絡の存するものありしかを抽象的に研究するも、強ちに無益の事にあらずと雖、寧ろ一步を進めて此等の學說が實地應用上、如何なる變遷を來せしかを考ふるを以て妙なりとす。一八三四年の救貧法には私立慈善團に關して毫も規定する所なかりき。同法起草委員が、學說として公、私の如何を問はず、總ての施與を以て生存競争に有害のものと思惟せることは其報告書に照らすも明らかなり。彼等は實際の窮困者を救ふの方法として救貧院を設け、嚴重なる取締の下に窮困者を收容し、饑餓の爲めに犯罪者を生じ、暴行を敢てすることなからしめんとせり。此派の學者等は以爲く、若

し天下の窮民にして何人も救助するものなく、饑餓凍餒の慘苦に沈淪するものあらんか、一般の社會は窮乏の如何に恐るべきものたるかを思うて、自然、自活の途を搜すに至るべく、何等、身體に異狀なくして、失業の不幸に遭遇する輩は自然、勞働市場に勞作を求めて、之に就くか、或は新開懇地を求めて、之に移往するに至るべし。孤兒病者、老人等にして扶養者の之なき場合には、親戚故舊に於て給養するものあるべく、萬一、鰥寡孤獨の全く頼るべき親戚を有せざるものは自ら凍餓に逼りて死亡すべく、其結果、適者、生存者に與ふるに生活上の餘裕と便宜とを以てすべしと。

然れども一八三四年の當時に於てすら、一般人民の思想は斯かる學說を受納することなく、従つて救貧官は其唱ふる所說が一般の人民より不仁非道として反抗せらるべきことあるを恐れ、人民をして慈善心を満足せしむべき途を開くことの肝要なるを感じ、以て一方には、原則として凡そ身體健全なるもの及び其家族は救貧院を除くの外、何等、公費救助を受くべからざるの規定を設けると共に、他方には、已むを得ず他人の救助を仰がざるべからざるものは例外者として

私設慈善團の救助を受け、窮民の群に墮落することを「豫防」し得べしと考へたり。此「豫防」(prevent)云ふ語は爾來貧民問題の討議せらるゝ時に於ける常套語として、一種特別の意味にて使用せらるゝに至れり。されば「豫防政策」と言へば眞箇窮困者の醸出を防止するの意にあらざして、窮困者即ち救貧法に依りて救助を仰ぐものの醸出を防止すべき意味に解せられたるなり。此意味にて、言はゞ例へば、茲に人あり、窮困者の状態を視て黙視するに忍びず、之に與ふるに年金又は一時金を以てし、一時失業の苦境より救ひ出すものありとせんに、同じく是れ救貧法の救助を受くべきものを防止せるが故に、豫防政策を實施したるものと謂ふべきなり。此方法を吾人、假りに名づけて、公私慈善機關の聯絡上「排障」法(カウズアウト)を用せる學説と呼ぶなり。されば字義本來の豫防、即ち窮困者の醸出すべき禍源を絶ち、窮困者をして再び生ずることなからしむるといふことは斷えて其間に見るを得ず。唯、單に種々の原因よりして窮困者の生ずるあり、或は窮困者の生ぜんとする場合、其事情の眞に已むを得ざるものなる限り、私設慈善團に於て之が救助の方法を講じ、窮困者をして公然、救貧法の給與を仰ぐの要なからしめん

と努めしむるを以て豫防事業の能事終れりと誤解するものあるは注意すべき事に屬す。

一八六九年に至り、ゴッセン氏は私設慈善團と救貧法との聯絡をして今一層密接のものたらしめんと試みたり。其以前、英國一般、殊に倫敦の東端に於ける窮民困苦の狀、實に見るに堪へざるものありき。從來、救助費及び他の金錢をば誰彼の差別なく給與したる結果、窮民の間に道義心の頹廢を招きたること實に甚だしきものあり、端なくゴッセン氏をして窮民救助法改良の忽にすべからざる所以を思はしめ、事情調査の後、窮民中、嚴正なる意味に於て救貧法を適用すべきものと、不義不徳の岐路に彷徨せんとする窮狀より一時的救濟を要する者との間に、斷えず永久に救助を必要とする多數窮困者の存することを認めしむるに至れり。然れども當時彼は躬自ら救貧局長の任にありしが爲め、是等多數の窮困者を以て救貧官の取扱範圍に包括せしむることの不便を感ぜしを以て、何等か良法を設けて救助の實を擧げんと苦慮せし結果、端なく救貧法と並行して私設救濟機關の必要を觀是等の私設救濟團に托するに以上、窮困者の處分法を以て

することの穩當の方法たるを思ふに至りたるなり。救貧法は主として些少の収入なき最下級窮困者のみを救助するに止め、多少の収入あるも十分生活を維持すること能はざるが如き一部のは、擧げて之を私設經營の慈善團に托することとせり。ゴッセン氏の此方法は公私救助機關の兩立を計り、兩者の間に救助すべき貧民の範圍を限定して互に相侵すことなからしめんと欲するものにして、假りに之を稱して公私救助機關の『二重障壁説』と謂ふを得べきものなり。之をかの救貧法調査委員會の多數派報告書の語を以てせば『其主意とする所、救貧法と民間慈善團との調和を計り、兩者をして各其爲さんとする所を爲さしめ、互に矛盾又は重複の弊なからしめんと欲するにあるものにして、各自其救助すべき貧民の種類を區別して一定の範圍を定め、一方の救助を受くるものをして其故意なると偶然たるとに論なく、他の慈善團の救助を受くることなからしめんと欲するにあり』と謂ふべし。

救貧事業の實施上、公私慈善團の協力一致の行動を必要とすることは夙に慈善同盟會の唱ふる所なるが其着想が最初、ゴッセン氏が提起せる『二重障壁』の説に

基づくものたること吾人の認知する所なり。茲に注意すべき一事あり。即ち一八六九年のゴッセン氏の提出案及び上記慈善同盟會の執り來れる所に照らすも、其主意とする所、最下級窮民の救助を以て全く救貧官に委託せんとすることはなり。元來、政府は地方衛生係官、地方學務係官、地方癲狂係官、地方養老係官、又は失業係官を設けて窮民の救助に従事せしめ、租税及び保險拂渡準備金中より毎年救助しつゝある人員の數が、救貧係官の手に依りて救助しつゝあるものに比して、實際、二倍の多數なるものあるにも拘らず、吾人の認知する所に於ては、貧民救助問題に關して、公私救濟機關の關聯を論ずるものの中、未だ一人も此等顯著なる事實に就き述ぶるものあるを見ざるなり。救貧法調査委員が一九〇九年に公にしたる多數派報告書中には、慈善事業に就いて長篇の論文を載するものもあるも、其中に於ても、上述政府の行動に就いては何等説き及ぶ所なきこと、毫も四十年前ゴッセン氏の時に異なるものあらざるなり。

此『二重障壁説』の第一解説(即ち貧者を二分して極貧のものと、些少にせよ収入を有するものとの二種とし、極貧のものは救貧法の規定に準じて處置し、些少に

せよ収入を有するものも、其生活に差支へるものは全く私設慈善團體をして救助せしむべしと唱る所のの實際に施して行ふべからざるものたるや論なし。貧民の間に斯かる嚴然たる區別を設けること能はず、従つて區別の存するが如きことあるも、それは單に一時的のものに外ならざるなり。如何なる家族と雖、一朝、収入不足の爲めに生活に差支を生ずるものは、早晚、全くの極貧者と伍を同じうするに至るものなり。斯かる場合、私設慈善團の救助を受くること能はざるか、或は迅速に總ての點に於て救助を受くること能はざらんか、是等の家族の全部は全く再び救ふべからざる窮困に陥るものなれば、忽ち救貧法に準據して已むなく處分するに至るものなり。斯くの如く救貧法適用の範圍は徐々に擴張せられ、其結果、病人、小兒、寡婦、低能者、虛弱者、老年者にして救助を必要とするものを以て、事實、極貧者と同部類に包容せらるべきものと看做すに至るべきが故に、何れも皆、政府に於て救助すべきこととなり、私設慈善團活動の範圍を蠶食するに至るものなり。之と共に、かのゴッセン氏の言の如くにして、一面若し私設慈善團に於て、貧民中、一部、収入の不足の爲めに生活に苦惱し居るものをも救ふべし

とせんか、他方に於て、資力の不十分にして總ての需要に應ずること能はざるの困難あり。他方には、假令、私設團體に於て其資力の豊富にして十分に救助の方法を竭し得べきものありとするも、濫に不相當の賃銀を給與するが爲めに自然、貧民をして自立獨行の精神を挫くの虞あるを如何んせん。往昔、羅馬帝國に於ては窮民の饑餓を救ふに、其皇帝より施與せらるゝと、偉大なる愛國者より施與せらるゝとの間に於て、施與を受くる者にとりては何等、異なる所あらざりき。さればゴッセン氏の提案たる『二重障壁説』の如く、公私救濟機關を兩立せしめ、各、其分擔の區域を區別して、共に窮民の爲めに竭す所あらんとするには、窮民の収入の有無を觀て、或は一部救助すべきもの、又は全部の救助を要するものと區別するの愚を止め、全く其収入以外に於て何か區別すべき標準を求めざるべからず。公私救濟機關の調和と聯絡とは、慈善同盟會の組織の爲めに著しき進歩を見たり。今や吾人は、單に『同盟會』てふ名稱を聞きてさへ思想上に一大進歩をなしたる所以を窺知することを得るなり。抑、社會救濟事業も他の總ての事物と同じく、主としてそが永年の間に於て、一般社會の上に與ふる影響と結果の如何を

觀て、其事業の良否を卜知すべきものにして、社會救濟事業をして苟も社會に齎すに幾許かの利益を以てせしめんとするには、精慮熟考の後事に従ふことの必要なるは勿論、必ずや最善の意味に於て一致協力して、一大組織體のものとして行動せざるべからざる所以のものは、即ち慈善同盟會が社會一般の慈善團に對つて指示せんとする一大教訓たるを知らざるべからず。智慮あり、分別あり、且、銳意熱心なる慈善同盟會の先覺者等は、私設慈善協會と公設救助機關との行動すべき範圍を如何に決定すべきかに就いて苦慮し、如何にして各種の私設慈善協會と救貧法との間に聯絡を作るべきかの問題に就いては種々、良策を案出し、實行上自ら率先して範を世に示す所あらんとす。慈善同盟會の人々は一八七一年より五年に至る間に於て、銳意熱心なる地方局の監督の下に「私宅救助法」改正の必要なる所以と、一八三四年の報告に提起せられたる如く、單に身體に異狀なくして救貧法に規定せる所の救助を受けんとするもの、及び其家族、小兒のみならず、一般の被救助者に適用するに「救貧院吟味法」を以てすべきことを唱へたりき。之に就いてテイ・マカイ氏は謂へらく、「恰も一八三四年の法令に於ては

身體に異狀なくして遊惰に日を送るものは、必ず救貧院に監禁せらるべしと規定せる爲め、何れも其煩を厭うて自家の責任を思ふに至りたるが如く……同一の原理を以て他の事物にも適用する時は、其責任を感じしむることを得ると共に、必ずや効果を生ずべきなり」と。爾來、救貧局にては私宅救助の取締を嚴重にし、老人も虚弱者も、さては子女ある寡婦をも、一切、用捨なく、雜然として同一の救貧院に監禁するの外、途なきこととし、以爲く、斯くして他の人々等は、(一)救貧院内の生活の如何に暗憊たるものなるべきかを視て、平素より自ら顧みて疾病及び不時の備をなすに至るべく、(二)入院者の親戚、知人等は假令、血縁あるものにあらずるものも、日夕、困苦と恥辱との間に壓迫悶死せんとする入院者の不幸に同情して、必ず感憐の情を惹き起すに至るべしと。然るに實際は全く其豫想に反し、一八三四年の原理を普く適用したるが爲め、到る處、多數の窮民を激増し、私設慈善團をして、其慘憺たる光景を默視するに忍びず、端なく救助の途を案出せしむるに至りたるこそ是非なけれ。果ては一八三四年の救貧法調査委員會に於ては、救助を必要とする窮民は單に一時的にして不斷の救助の必要はなかりしが、今

日にてはゴッセン氏の指摘せるが如く、天下一般にして永久的に救助を要すべき者を生ずるに至れり。而も其法律を適用するや、其意、生活難の下に苦悶する人を救護するよりは、寧ろ公然、社會より救助せられて、何等、差支なき人々をして進んで救助を請ふことを防止せんとするに存せるを以て、「排障説」を採用し、以て私設慈善團の働きを無用視することを得べしと考へ、公、私救濟機關の「二重障壁説」を以て私設團體の行動を拘束するに至れり。

然れども此説の實際に行ふべからざるものたること、前説と毫も異なる所あらざるなり。元來、私設慈善團、財政上の基礎は甚だ薄弱なれば、正當に救助を受くべき窮民をば悉く救濟して、救貧法の苦難より、免れしむること到底、不可能に屬す。而して此事は都鄙孰れも同様にて、救貧法適用の取締を嚴重になしたる結果、救助を必要とする總ての窮民は悉く之を救貧院に收容せらるべきこととせり。其中には人生の成行上、餘儀なくして救助を受くるに至りしもの、又は最も尊敬すべき不幸者にして、扶養者もなく、親戚もなく、已むを得ず救助を請ふに至れるもの、多く存するを見る……老年の寡婦にて若年の頃は勤勉力行、其生

涯に於て一も非難すべきものあらざりしも、現に夫に訣れ、或は其子を失ひて獨り淋しく老後の生活をなしつゝある者の如き、生涯、不治の難病に罹り、其手足を勞すること能はざる者にて、親戚故舊の頼るべき者なきもの如き、其他、盲者、聾者、啞者、跛者、癲狂者、低能者、數多の勞症者、肺病患者にて生業に就くこと能はず、已むなく救貧院に收容せらるゝの外に、何等生存の途なきものは、悉く私設慈善團に於て救助の途を施すべきことなるが、其數の多きが上に之を救助するに就いては、或は産業の状態を改良し、或病人にありては、轉地療養を要するあり、或は家庭の状況、生活上の境遇を改良すべき要あり。其目的を達するには、莫大の經費を要すべければ、到底、私設慈善團の力にては之を支辨すること能はざるなり。或は言ふ、救貧法の適用の範圍を限定して、救助を受くべき資格なきもののみを以て救貧院に收容することとせば、自ら救助を乞ふものを防止し得べしと。此説に據れば、總て救助を乞ふものは、罪の有無、年齢の如何を問はず、老人、虛弱者、病人、又は小兒の差別なく、苟も救助を必要とするものは、悉く救貧院に收容すべしといふを以て、果ては浮浪者、放蕩者、懶惰漢の外に、救貧院に送らるゝものなき

こととなり、老人、小兒、寡婦、虛弱者にして正當に救助を受くべきものをして救貧院に行くことを厭ふに至らしむべきは理の當然と謂ふべし。若し救貧法の主意を以て總て窮民を救助するに在りとし、其方法として被救助者の種類を區別し、羊は羊、山羊は山羊と別途の取扱をなし、玉石混淆の弊害を避くることあらば、人生の成行上、餘儀なくして救助を受くるに至るもの爲めにも便宜となるべし。然れども若し如上の説の如く、餘儀なきものの救助は總て私設慈善團體の受持となすに於ては、自然、救貧院をして惡漢、凶徒の集合すべき場所と化せしむるに至るべし。

之と同時に、窮民の種類を分ちて善、不善を決することの緊切なるは論ずるまでもなきことなるが、是れ實に言ふべくして行ふべからざる説たるを如何にせん。正當に救助を受けて差支なきものと、然らざるものとを判定して、各、別途に取扱ふべしとは、從來唱へたる所なるも、之が爲めに盡力せし志士、仁人は何れも此事の人力にては到底、實行すべからざるものたる所以に想到せざるはなし。如何に注意して過去の事實を精査するも、個人の眞價は容易に判定し得べきに

あらず。蓋し行爲に現れたることは或は以て計量し得べきも、内心の苦悶は如何なる知者と雖、之を計量すること能はざればなり。個人の性行は遺傳、境遇の感化及び幼時、哺育、教養の如何によりて影響を受け、千種萬別、一定し難きものなれば、個人の價値を判定するに方りて、遺傳、境遇、又は幼時、教養上の感化の如何なる程度まで個人の性格に影響するものあるか、如何なる程度まで情實を酌量すべきかを決定すること能はざるなり。即ち懶惰放蕩の結果、貧困に陥りたるものと、成行上、餘儀なく窮民の悲境に沈淪せるものとを識別するを得ざるなり。加之、當人の性質を矯正する場合、從來曾て惡事をなしたることなしと言へるものの成績が案外に不良なることあると共に、過去の素行上より觀れば、全く採る所なき惡性の者と雖、訓練の方法如何に依りては案外、柔和善良なる者と變ずるあり。若年の婦女にして一時、色慾の爲めに身を誤りたるもの、或は貧困の苦境に在りて自暴自棄、飲酒の癖に陥りたる者、一時の慾心よりして或は竊盜、詐僞をなすに至りしものの中に、案外早く前非を悔い、全く改悛の實を擧ぐるに至りしものも尠からず。此等の人々の成績は、却て俗に素行の修りたりと稱せらるゝ

も、心身虚弱にして普通の發育を遂げざる人に比して、大に勝るものあり。

此結果として慈善同盟會に依りて學說の修正を見るに至れり。爾來、私設慈善團の受持つべき種類の窮民は、單に其當人の道德上の過失の有無如何のみを以て區別せずして、其當人をば私設慈善團の薄弱なる資力を以て果して能く救助するを得べきや否やを考へて、然る後に之を定むることとなりたり。扱、斯くなるときは、私設慈善團に於て救助すること能はざる數多の窮民は、其當事者が從來の素行如何を問はず、全く成行上よりして已むを得ずして救助を乞ふに至りしものと雖、悉く救貧法の規定に照らして處置せられ、他の惡漢、泥醉者の徒と共に虐待苛遇せらるべき不幸を見るは當然の事と謂はざるべからず。慈善同盟會に於て斯く學說を修正して、以前は已むを得ざるもの限りて私設慈善團に於て救助すべく定めしものを、今は救助し得べき者に限りて私設慈善團にて引受くることとせんか、結局公私救助機關の「二重障壁」といふこと意義を没却して、私設慈善團をして其立場を失はしむるに至るものなり。若し救助を受くべき窮民の多數が當人の過失に由らず、全く生活上の成行よりして斯かる悲境

沈淪するに至れるもの、或は遺傳、其他の事情の爲めに生涯、不治の病に罹り、或は生れながら虚弱性にして救ふべからざる多くの困苦と不幸とを忍耐して、立派に人道を辿れるものの如き、或は夫が暴飲亂醉の爲めに失職者となり、其妻子が救助を乞ふに至れるもの、或は過度の勞役の爲めに其身體を毀傷せる男女、或は失敗、不幸、天災地變、其他、如何なる原因にせよ、現在、饑餓に瀕するものを悉く救はんには、莫大の經費を要すべく、是れ全く資力に限ある私設慈善團の到底、企圖し能はざる所なりとの理由を以て一々之を放棄して顧みず、而して此等多數の窮民をば悉く舉げて救貧院に收容し、何等の事情をも酌量せずして、素行の方正なるもの、老人、小兒、男女の區別なく、玉石混淆、一所に虐待苛遇することとなれば、公私救助機關の「二重障壁說」の原則は其意義、没却せられ、私立慈善團の立場は又認めらるゝものなきにあらずや。救貧官の遣り方は、一方に於て、罪なき正善の人人にすら受けしむるに救貧院の屈辱を以てし、他方に於て、救貧院の目的たる身體健全にして社會の厄介者たる無頼漢の取締をなすこと能はざらしめ、無理に私設慈善團の行動を拘束し、成行上、餘儀なく救助を乞ふべきものに對して、竭す

こと能はざらしむるに至るなり。其結果は、國家をして救貧法の取締を嚴重にして其規定の下に救助を乞はんとするものを抑壓防止せしめんとする、最初の目的をも達すること能はざらしむ。

公私救助機關の「二重障壁」説の破壊せられしが爲め、慈善同盟會をして其目的を達するを得ざらしめたり。慈善同盟會は各種の救濟機關の間に相互の聯絡を保たんと欲せしが、其企畫は全く水泡に歸し、同盟會の事業として見るべきもの一も之あざらるなり。無條件に分別もなく、漫然、救助費の流出することの百害ありて一利なきは、從來、具眼者の認むる所なりしが、同盟會は其弊害をすら救ふこと能はざるなり。同盟會設立以來、約二十年間に於て其爲す所を見るに、最初、設立の主意目的に背反せる結果を來したる外、何等爲すこと能はざるなり。慈善同盟會及び之に類する總ての慈善協會が種々の口實の下に數多の窮民を救ふことを拒むと共に、救貧法の取締の嚴重になり、總て救助を受くべきものは必ず救貧院の屈辱と苦痛を忍ばざるべからざることとなりたる爲め、窮民中の最善の人も最劣等の惡漢同様に救貧法の救助を乞ふを厭ふに至り、公私救濟機關

は兩者共に窮民の釀出を防止すること能はざるを以て、窮民の數は日に月に益々増加し、其慘狀、默視すべからざるものあり。端なくも、世の博愛仁慈の人々をして目前饑餓窮困の爲めに惱まされつゝあるものに對して、衣飲住必要のものを給與すべきことの、實に焦眉の急務たる所以を感ぜしむるに至りしなり。空理に拘泥して實際を顧みざる慈善家の遣り振りと、法文の取締を嚴重にして救助を乞はんとするものに對して、苛酷に取扱ひたることは、兩つながら貧民救助の上に防害をなすものありしかば、慈眼愛膺なるブリス大將は何等か以て之を救はんものと思ひ、終に救世軍を組織するに至りぬ。時維れ一八九〇年、彼は有名なる「最暗黒の英國」なる一書を公にし、到る處の大都市として漫性的窮民の群居せざるはなく、其數總て全國民の十分の一に達し、其慘狀實に見るに忍びざるものあること、從來、世人が見て以て組織的なりと考へ來りし救助法の全く其の途を誤り、到底、救助の用をなさざる所以を詳述し、是等の窮民は老若男女の區別なく、悉く之を救世軍にて救ふべき所以に就いて挑戰的に世に問ふ所あらんとするや、何人も破天荒の痛快事なりとし、驚異の眼を以て彼の活動を見ざるはな

かりき。貧民の取締を嚴重にし、何人も容易に救助を受くること能はざらしめんとしたる結果、數十萬人の數に達する窮困者をして社會的危險の程度に達するにも拘らず、猶も救助を仰ぐこと能はざらしめたる一事は、解釋の仕様如何に依りては、之を以て當局者の目的に於て成功したるものと見るを得べく、又、全く其企圖計畫が失敗に終りたるものと解するを得べし。其見解の如何は見る人の判斷に一任し置くとして、事實救助を受くることの出來ざる多數の最下級窮困者を生ずるに至らしめたるだけは否むべからざる事實なるを以て、ブリス大將は之が處置に就いて大聲疾呼して世人の注意を促す所ありたり。一旦、飲酒放蕩の癖に陥りたるもの、浮浪乞食、不義不正の徒、又は犯罪者は一時、必要に迫らるゝ數日間は兎も角、永く救貧院に在りて救貧法の規定の下に懲罰的救助を受くるを好むものにあらざるなり。救貧院に入りて堪ふべからざる屈辱と苦痛とを忍ばんよりは、寧ろ皇帝陛下の獄に入れられんことを希望し、故意に輕微の竊盜罪を犯し、寧ろ捕はれて國王の罪人たらんことを欲するものなり。此等の窮民も正當に救助せらるべきものたる否とは別問題として、ブリス大將の眼

より觀れば、同じく救はるべき靈魂ある人々たるに相違なきなり。然れども彼等が其憐むべき生活の現狀を以てしては、到底、心靈救濟の如きは望むべくもあらざるなり。唯見る、一群の窮民、肉瘠せ、骨現れ、男女老若の區別なく、雜然混居して、其中には人生の成行上、罪過なくして不幸を堪へ忍ぶものあり。性善良なるもの、劣惡なるもの、可もなく不可もなきもの、無辜の孤兒、夫なき寡婦、あらゆる天下の不幸者を網羅せざるはなし。一度「最暗黒の英國」を讀むもの、何れも皆救貧法と私設慈善團とが救助の途を誤りたる結果の恐るべきもの斯くの如きものあるかを思うて、雙眼の落涙を禁ずること能はざらしむ。是れブリス大將の一日も黙視すること能はざる所以にして、起つて之を救ふべき方法を設け、如何なる人と雖、苟も救助を必要とするものは、救世軍に於て之を救ふべき所以と、人としては何人も救はるべき靈魂を有するものたることを公表し、弘く天下の慈善家に訴へて寄附を募集し、或は無料宿泊所を設け、無料飲食店を開き、衣服なき者には衣服を與へ、病める者には藥を給し、先づ肉體の窮苦を救ひ、後、徐々に精神の改悛を促すことに努めたるが、天下、翕然として風靡し、教會軍を始め、他の宗教團

に於ても救世軍を模倣するもの陸續出現するに至れり。何れの大都市に於ても救貧院の在る所は必ず其向ひ側に於て無料宿泊所は設けられ無料飲食店は開かれ救貧院の懲罰的訓練を受くることを好まざるもの又は慈善同盟會及び此種の私設慈善協會の救護を受くるに至らざるものを歓迎せざるはなし。而も其一視同仁の心を以て沈淪せる此等多數の窮民を救はんとする熱誠は救世軍の全部に行き互りて常に著しき活動をなして易らざるなり。

吾人は私設慈善團と救貧法とを兩立並行せしめんとせし計畫が見事に失敗したるにも拘らず慈善同盟會及び救貧法の當事者が其眼を蔽うて故意に事實を見ざることを思ひ世には氣の毒なる諷刺もあるものかなと實に憫笑に堪へざるなり。グラウダー氏の如きは救貧法の熱心なる實施者にして東部救貧局の聖ジョージ寺領區に於て三十年間も熱心に之に従事し、同寺領區に於て慈善事業の統一を計る爲めに盡力せし人なるが曾て救貧法調査委員の前に於て救貧法と他の慈善機關との關係に就いて全く成功せる所以を態々證明したることあり。彼は出來得る限り取締の嚴重なるを可となし常に人に語りて「救貧法

の本意は單に極貧者といふものをば普通の貧民と區別して之を救護するに存す、法律上救助を受くべきものの生活状態は獨立せる最下級の貧民の生活に比して一層劣等のものならざるべからず。若し下級の貧民中眞に生活に困難なるものある時には、個人間の慈善團に於て宜しく之を救護すべく、強制的に人民の課税に由りて維持せらるゝ救助機關の關知すべからざるものなり」と。彼、又曰く、「議會が救貧法以外の他の慈善團に對つて取締方に就いて救貧法同様に注意せしことも全く成功せり。論より證據、現に聖ジョージ寺領區内に在る貧民等は國家の救助なくして生計を營みつゝあり。要するに、彼等の元氣と實力の充溢せるものと共に、勤儉の諸徳も進みたるべしと信ず。其原因は職として聖ジョージ寺領區内の貧民は多年教會の救助の受くべきものたらざること、各自自活自給すべきものたるの理を教へられ、普通の場合には容易に他の救助を受くべく願ひ出でざるに維れ由らざるはなし」と。彼が三十年間嚴しき取締と訓練を施したる結果、聖ジョージ寺領區内の貧民の状態が彼の言の如く眞實に改良せられたらんに、天下復、それ以上に悦ぶべきことはなかるべし。されど其事

實の真相が全く其反對なるに於ては、吾人はクラウダー氏の盡力に對して實に氣の毒の思に堪へざるものなき能はざるなり。

夫れ公私救助機關の窮民に對する遣り振りの全く失敗せるは、上來陳述したるが如く、餓孚到る處に生じ、其慘狀見るに忍びざるものあり。救世軍、教會軍、及び其他之と同一の目的を以て設けられたる慈善團體は、争うて此等の窮民を誰彼の差別なく救ふこととなり、爾來、今日に至るも尙依然として盛んに活動する所あるも、クラウダー氏は其事實を以て救貧官に告知することなく、自らも斯かる事の行はれつゝあることを認めんとはせざるなり。然れども實際に於てクラウダー氏の救貧局も、クラウダー氏の慈善同盟會も、兩つながら窮民を救ふことをなさざるが爲めに、是等多數の窮民は勢ひ救世軍に於て救助せらるゝこととなれるを以て、一方公然國家の救助若しくは慈善同盟會の救助を乞ふ者の數の減じたることのみを見て、一般の窮民の減少せるが如く言ひなすことの誤れるは明らかなり。救世軍を初め同種の宗教團體が斯かる窮民を救はんが爲めに常に寄附金を募集するの風あり。而も其窮民はクラウダー氏が管理する寺

領區内の者にして、クラウダー氏は同寺領區内の窮民中、公然と救助を仰ぐもの數以前に比して大に減少し、何れも各自獨立の生計を營むものとなり、従つて窮民間に於ける風儀道德も改良せられ、一般に勤儉力行の美風も訓致せられ來りたるもの如く誤想すと雖、安んぞ知らん、救世軍及び其他の慈善團體に於ては、二十五年以前より既に種々の救助機關を設け直接、クラウダー氏の管轄する同寺領區内の總ての窮民に對つて救助を施しつゝあらんとは。吾人は、茲に其寄附金募集の文の一節を抄録して、彼が困窮の狀の如何に甚だしきものあるかの一斑を察せんとす。其寄附金募集の廣告文に曰く、「余は汚穢言ふに忍びざる貧民窟の苦境に、日夜、彷徨する多數の波止場勞役者の失業者、憐むべき寡婦、兒童の爲めに、茲に無料飲食店を設けんと欲す。……一度、倫敦市の東端にある貧民窟に於ける餓孚の情狀を目撃する者は、如何なる無情冷酷の者と雖、覺えず眼底の濕涙を禁ずること能はざるべし。之が爲めに毎日、食を乞ふ者あるも、餓死の外に免るべき途なし」とは、當局官憲が彼等に對つて宣告する所のものなり。世の博愛仁慈の士希くは是等憐むべき人々を救はんが爲めに寄附する所あらんこ

とを。僅か二志六片あらば十五回分の食料を得べく、五志あらば三十人の餓者を救ひ得べきなり。一磅にて百二十人の瀕死者を助くるを得べく、五磅あらば能く六百人の生命を救ふを得べきなり。吾人が年々、此等の人々の爲めに成し來りつゝある事にて、必要の者に食を與へしもの二萬四千人、朝飯、日曜日の喫茶、基督祭食事を與へし數、五千八百八十人、衣服、靴、夜具等を給與せしもの四千人、日中託兒所にて兒童を救護をしもの五千四百人、病院に入れしもの四千五百三十人、聖書小冊子等の配布數一萬八千冊にして、現に吾人の設立せる慈善團體の救助を得て生命を拾ひ、職業に就きしもの枚擧に遑あらず。此等の人々より送り來れる感謝狀は積んで山をなすものあり。

人若し少數派報告書を一見すれば、救貧法の取締を嚴重にし、濫に慈善同盟會の救助法を困難にし、面倒臭くなしたるが爲め、其反動の結果總ての窮民は老若男女の區別なく、正當に救助を受くべきものと、其然らざるとに論なく、私設善團より救助を受くることとなり、さては最初救貧法を設け、或は慈善同盟會を組織せし本來の主意目的を没却せる結果を來すに至りたることを知るべし。

夫れ公私救助機關を並存兩立せしむべしと言ふ説の一見解たる所謂「排障説」(窮民中救貧法の手續を経て處分せらるべき要なきものは私設慈善協會に於て宜しく之を救助し、彼等をして經濟的に獨立し得るやう爲さしむべく努むるに)あるを以て、其經營する事業の範圍も救助し得らるべき窮民のみに限るべしと云ふは、多くの慈善團に於て實際之を採用せざるを以て、假令救貧法の取締を嚴にすと雖、其説を實施すること能はざるのみならず、其結果は我が國に在る總ての大都市に於ける窮民間の状態をして危殆ならしむるものありたり。夫れ窮民の救はれざるあり、社會的悲慘の存するは、一般文明國の恥辱となす所なり。然るに何の斟酌もせず、濫に貧民を救助するときには、意志薄弱にして性の懶怠なる者をして、往々、貧民の列に加はらしむるの傾きを生ずるものにて、其弊の及ぶ所、單に國家の恥辱なるのみならず、直接に國家をして危殆に陥らしむるものなり。貧民に對つて自治の義務あることを説き、兩親の責任あることを口にする人々か、其唱ふる所、説く所は個人の性格の要用なる部分に害を與へ、總て其希望をして畫餅に歸せしむるに至るべき理由を解せざるは、實に奇と謂はざるを

得ざるなり。救貧法の取締を嚴重にし、來りて救助を受けんとするものに忍ばしむるに非常なる苦痛と屈辱とを以てし、人をして救助を受くることを避けしめ、厭はしめんとすると共に、慈善同盟會をして善良の徒までも救ふべからざるやう爲さしめたり。斯くて其反動は意外の邊に悪影響を來し、單に救貧問題の解決をして不可能ならしめたるのみか、實際の状態をして以前よりも劣れるものたらしむるに至りたり。人誰か惻隱の心なからん。博愛仁慈の士は日夕、饑餓に迫られつゝある窮民の状態を見て黙視するに忍びず。東部聖ジョージ街の窮民窟に就いて、正當に救助するべきものと否とを問はず、誰彼の區別なく、一時的の困窮者にも、生涯窮乏の境に沈淪すべき悲運のものに對しても、何等の斟酌もせずして救助を與へ、社會に及ぼすに恐るべき害毒を以てするに至らしめたる其原因は、職としてクラウダー氏が餘り極端に峻嚴なる救貧法の取締法を設けて、三十年間も銳意熱心に之を其教区内に實施せんとしたる事に在りと謂はざるべからず。

然らば公、私救貧機關を律するには如何なる學說を以てすべきやと問ふに、其

事を決するに先立ち、公、私救貧機關の特有の長所と實際の能力とを知悉することと肝要なり。今日の英國に於ける實際に顧みるに私設慈善團は公設の機關に比して三箇の長所を見る。即ち其發明的、自發的なること、或一部の箇所に向つて惜氣なく全精力を注ぎ得るの點あること、及び個人の性格に及ぼすに強盛なる宗教的感化を以てすることを得るもの等是なり。

社會病理學は今猶試験と改良の途に在るものなれば、今後其發展の如何は何人も豫知すること能はず。従つて個人の取扱に就いても如何にせば可なるべきかの問題の如きも、試験的に改良進歩の實を擧ぐることは主として私設の慈善團に埃つ所あらざるべからず。官設の機關に於ては、萬事規則と中央行政部官憲の命令とに拘泥して行動すべき要あると同時に、一面に、地方納稅者は新規の事に向つて金錢を消費するを欲せざる點をも顧慮せざるべからず。夫れ納稅者より徴收したる租稅を以て漫に實驗的に使用すべからずとは吾人が常に聞く所の言たるなり。一事を行ふにしても、市會又は町會の意見を質したる後にあらざれば、着手すること能はざるなり。雖然るに私設の團體にありては、或事

項に就いて斬新なる方法の案出ある時には、試験的に之を施行し得るの便あり。過去百五十年間の歴史に鑑みるに、慈善事業又は社會矯風事業の爲めに先鞭を着けたるは主として私設の團體にして、吾人が社會救濟事業に於て今日の成功と發達を見るを得たるは、全く民間慈善家の創意と實驗とに負ふ所なくんばあらず。試に、之を我が國の教育事業の發達に徴するも、下は幼稚園の經營より上は大學の計畫に至るまで、其他小學校教育といひ、感化院の創設といひ、料理學校、手工學校、各種の特殊學校の制度、大學普及事業、「休暇學校」といひ、一として其起原を民間篤志家の幹旋に負はざるはなし。各種の社會改良事業にして今日、國家の經營する所のものの中、最初民間篤志家に依りて先鞭を着けられざるもの殆どあらざるなり。例へば、公衆衛生上の設備にしても、道路の敷石掃除、瓦斯電燈事業、隔離病院、結核病患者收容所、「戸別病氣訪問委員」、「母の學校」、「學齡兒童體格検査」及び病後靜養所等の設置の如き、一として皆然らざるはなし。過去の歴史に於ても、將來の發展に於ても、社會が私設慈善團に負ふ所は決して尠少にあらざるべし。慈善團の長所として世に誇るべき點は一に其創意的なるに在り、前人

未發の新天地を開拓して社會の指導たり、世の木鐸たるの點に存す。私設慈善團たるもの、豈大に自任自重する所なくして可ならんや。

私設慈善團の第二の特長は、其慈善事業又は矯風事業に盡力せんとするに方りて、個人としても、或は團體としても、或困難なる一點に向つて其全力を集注して之に當ることを得る一事に在りとす。若し俸給にて備はれたるものならんには、其教師たると監督たるとを問はず、其顧客即ち傭ひ主の意思に副うて行動せざるべからざるの不便あれども、初めより篤志を以て自ら進んで社會事業に従事するものにおいては何處よりも俸給にて拘束せらるゝ所なきを以て、不羈自由の行動を執るを得べく、特別の場合に臨んで、個人なり家族なりを救護する爲めに普通一般の場合より餘分の盡力を要すと觀るや、全力を其方面に集注して數十日乃至數十ヶ月の永きに互るも毫も悔ゆる所あらざるなり。篤志の慈善家は其私財を擲ちて自ら必要を信ずる或特別の計畫の爲めに全力を傾くるを得べく、之が爲め生にすべき結果、利益の大小を考慮し、統計上の數字の如何を見て志を變ずるの要なし。私設の團體に於ては其事業の性質が實驗的なるを

以て時としては最初の九十九まで失敗するも、其次の第百回目に至りて大なる成功を博し、其最後の一成功の爲めに一般社會に及ぼすに多大の利益を以てするものなきにあらざるなり。

第三に私設慈善團の他に拔んずる特色に就いて一言せんに、現時の英國に於て、個人又は個人の集合團體に於て多少にせよ、宗教上の感化を及ぼすものありとせば、それは全く民間の篤志家、若しくは有志の團體たる慈善團に依りて訓致せられたるものたること即ち是なり。論者或は言ふ、斯かる特長を以て決して私設團體と公立の機關を區別すること能はざるなりと。如何にも或種の社會又は或種類の輿論に於ては、政府當局官憲の力を以て其救助せんとする人民の間に發揚せしむるに強烈なる宗教心を以てするものなきにしもあらざるべし。然れども一般に公設の機關にありては、多少個人をば宗教上の教理を以て拘束するの弊を免れざるを以て、實際私設團體に於けるが如く、其被救助者に與ふるに醇正なる宗教上の感化を以てして、改悛移善の實蹟を擧ぐることも能はざるなり。

エセックス郡のハッドリに在る救世軍植民地は、ブリス大將の創設に係る労働團として世に有名なるものなるが、著者の一人は嘗て之を參觀したるに、當時目撃せし光景の今に至るも尙髣髴として忘るゝ能はざるものあり。同労働團には、出獄者、嘗て救貧院に在りし者、堤防睡眠者、漂浪者の如き身體健全なる各種の人民の混集するもの其數、約三百人あり。其中には、身許の確實なる人々にして海外移住の爲め訓練を受くるもの亦尠からず。何れも一定の取締の下に勞役に従事しつゝあり。救世軍は其實驗上、労働團の爲めに適切なる取締法を案出し、全労働團を以て一箇の小別天地とし、其内に在るものをして自立獨行、向上の精神を訓致せしむ。殊に其間に蓄積する熱烈なる宗教的氣風と、將校等が全團に波及する感動とは、實に救世軍獨得のものにして、他に例を見ざる所のものなり。救世軍の將校等は其熱心なる獻身的の働に對して、僅に質素なる生活を維持すべき實費を支給せらるゝ外、何ものをも給與せられざるなり。彼等は労働者と起居を共にし、労働を同じうし、言語動作に於て懇切丁寧を極め、一見熱切なる宗教心の發露するものあるを思はしむ。斯く將校等が日常労働者と起居飲食を

共にし、同じく勞働に服し、同情同感と一視同仁の愛を以て被救助者を指導し啓發するの狀態は、ホースタル感化院の如き如何に完備したる公設の感化院に於ても決して見るべからざるものなり。加之、勞働團の全部は、救世軍の「技士」が指導せる宗教上の禮拜に列席すべき規約を設け、一度其禮拜の會に列するものは何れも皆勇壯なる音樂に依りて志氣を鼓舞し、滔々として盡きざるが如き懸河の辯舌に依りて激勵せられ、目前に其等將校等の熱誠を見ては之に感動せられざる者なし。兎に角此等宗教上の集會には活氣溢れ、靈力充ち、如何に冷腦氷腸の士と雖、之を見て、其間に活ける靈力の磅礴するものあるを疑ふこと能はざるなり。勿論其説教、講話が全聽衆の上に及ぼす感化力は或は一時的のものにして、道義の價値は左程稱すべきものならざらんも、救世軍士官等が其熱心、其愛と信仰とを以て聽衆の心を惹付け、之に與ふるに一種の感動を以てするは、到底他の公立機關には見るべからざるものたるなり。論者或は曰く、救世軍の訓練は單に感情にのみ走り、知的温厚と常識を離るゝを以て、聽衆の胸裡に印するに永久の痕跡を以てすること能はざるなりと。之に反して、熱心なる羅馬加特力

教の人々は、或は救世軍の遣り方を以て感情の方面にのみ流れて、懺悔の實行の伴ふものなく、堅固なる宗教的經驗の之を確かならしむるものあらざるなりと評し、或宗派の信者等は救世軍の熱心を以て所謂狂熱に近きものとし、十八世紀頃、英國の教會が「狂熱」として禁止したるものに類すとなし、兎角贊否、區々の批評を免れざれども、斯くの如きは實に人の過を責むるに苛酷なるものと稱すべきものにて、羅馬加特力教派の人々の間に行はるゝ宗教上の氣風に對しても同様なる攻撃の矢を向けて顧みざるなり。現に聖ヴェンサン・ド・ポール教派に屬する八人の姉妹の監視する救貧院の如きは、愛蘭に於て救貧法調査委員が最も完全に且、仁慈なる救貧院なりと稱する所のものなり。此處にても、女宣教師等は其慈善事業の爲めに全く無報酬にて盡力し、社會より一文の給與をも受くる所あらざるなり。而して中心より出づる愛と至誠とを捧げて、救貧院の爲めに面倒を見、巨細の世話をなして注意の行き届くものあるは、決して公吏の企て及ぶ所にあらずるなり。救貧院の隅々に至るまで美と秩序との現れならざるはなく、同處に收容中の被救助者の一舉手、一投足の末に至るまで、彼等が日夜、好遇歡待

せられつゝあることに對して満足の意を示さざるはなし。然れども今日英國に於ける租税の納付者が救貧事業を以て被救助者の心に徹底せしむるに或宗教團の特色たる信仰上の感化を以てするが爲め喜んで納税すべしとは考へられざるなり。

此等心靈的感化の實際の效果如何に就いては、古來學者の議論區々として一定せず。吾人も總ての場合に於て其感化が適當のものなりとも、將た又總ての取扱に對しても有效なるものとも思はざるなり。然れども或種の場合、或種の取扱上に於て斯かる宗教的感化が價値甚だ貴きものにして、偉大なる勢力をすら有するものたることを認めざるに至りては、頑冥不靈も甚だしと謂ふべし。狂妄者はいざ知らず、苟も狂妄者ならざるものにして、私設慈善團の事業が適當なる監督を以てさへすれば、如何に大なる感化を社會に及ぼすものなるかを知らざるものなかるべし。私設慈善團は公立機關よりは比較的少額の經費にて其事業を經營し、被救助者に及ぼすに一定の宗教的感化を以てすることを得るものにして、或は宗派に屬する人々は自己の信ずる宗派の人々が經營する慈善

團に好んで入るを得べく、或は成年者にして公立のものよりは寧ろ私設のものを好んで之に投ぜんとするもの爲めには至極便利の事と謂ふべきなり。今日の英國が墮落婦人乃至犯罪の初期に在る不良少年、又は或種の生來の低能者、酒癖漢、及び懶惰漢に對して面倒を見ることの出來る所以は、主として斯かる私設慈善團の存するものあればなり。社會が此種の慈善團に負ふ所あるは決して尠少にあらざるなり。

然りと雖、以上の特長を有する慈善團とて公立機關に存せざる缺點なきにあらず。私設慈善團の第一の缺點は其經費支出の不公平なること即ち是なり。何れの私設機關に於ても、其機關の經費を負擔するものは極めて少數の篤志家にして、此等篤志家は各地に散在するを以て、負擔額は案外、少數の人に重くして、多數の有力者は毫も之に關知する所なし。斯くの如きは蓋し何處に於ても其揆を一にするものなり。されば公共的觀念の盛んにして、社會改良、矯風事業に熱心なる人々は、常に之が爲めに多大なる負擔を荷はざるべからざるに、一方、斷えて斯かる公共的精神のなき利己的なる多數の人々は、假令、多額の資産を有す

と雖、毫も其經費を負擔することなく、一方にのみ重くして他方に輕し。良心の鋭敏なる者は、其爲めに案外の犠牲となりて多大の損耗を被ることあるに、眼中一掬の涙なき冷腸の俗輩は何等の寄與をもなさずして自ら利することをなし、其結果、各自の負擔に於て甚だしき不公平を免るべからず。加之、各寄附者の各地に散在するものありて、義捐金募集の爲めに非常の手續と費用とを要し、發起者又は社長をして其時間の過半を義捐金募集の爲めに費さしむるが如き不便あり。私設慈善病院の事業などに莫大の經費と手数とを徒費せしむる虞あるは之が爲めなり。

私設慈善團の第二の缺點は、一部其財政の不確定なるに基因すと雖、一部は其發達の癡癡的にして所謂偶爾的なる點に存す。私設機關にあつては、一事を永續して全く成し遂ぐるに能はざるなり。十八世紀の倫敦市民の狀勢に鑑みれば、其誣言にあらざるを知るべし。當時に於ては、市中の舗道、點燈、及び掃除は多く個人又は私設會社の經營する所なりしが、其爲す所の事が全體にまで手の行き届かざりしは固より論なし。例へば、此處に石塊の磊々と横たはるものあ

るかと思へば、彼處には泥土の堆積せるものあり。或は深き穴の窪み、凹凸甚だしく、或は板や、燃屑の類が道路を充塞するなど、其不秩序なる光景全く見るに堪へざるものありき。點燈に就いても同様にて、甲の家には燈火の照らすものあるに、乙の家には其備なきが如く、夜の番人に就いて之を見るも、聖ジューム街の如きは目抜き場所として、住民は其所有の貴重財産を保護せらるべしと雖、其他の場所にては全く番人なしに放棄して顧みざるなり。事態斯くの如きものありしを以て、私設の會社にては、到底全體に手を行届かしむること能はずとの理由よりして、後には舗道、道路の修繕、點燈市内に番人を附することを以て之を市營事業となすに至れり。兒童教育事業の如きも素とは私設慈善團にて經營したりき。然れども私設にては、到底全體に手の行き届かざるが爲めに、後には地方學務局を設け、總ての人に對つて教育税を課し、總ての學齡兒童をして就學の義務あるものと定むるに至れり。地方衛生局の設置せられて以來、各地に病院は設けられ、必要な場合には、全國到る處に隔離病院を設けざるはなし。一旦、人民一般に對つて必要と認めらるゝ事の起る時は、或種の治療法又は或種の

病人の看護の如きも、公立機關にあつては全國普遍的に施行せしむることを得べしと雖、私設の會社、慈善團の力にては到底、其目的を達すること能はざるなり。一事を普遍的に永續のものたらしめんには、必ずや公共の權威に依りて成し遂ぐるものあらざるべからず。

私設の團體又は社會にあつては、一事を以て全國に普及せしむること能はざると共に、一般の人民をして必然之に據らしむること能はざるが如き弱點あり。治療の場合に於ても、人民をして餘儀なく其命に服従せしめて、最善の方法の下に治療を強制的に施行するが如きは、到底、私設會社の爲し得ることにあらざるなり。之と同じく、豫防の途を盡さんとする場合に於ても、善良の方法とは知りながら、人民をして強制的に之を爲さしむること能はず。現に住宅問題及び衛生上の設備の爲めに種々の疾病を醸すありて、之が豫防の方法として是非とも、以上の問題より着手すべきに拘らず、私設會社又は慈善團の力にては、公立機關とは大に趣を異にし、社會的境遇の變更、生産業の狀態の改良、惡風陋習の防止、物質的不幸の防遏などを實施すべき餘力なきを以て、疾病、不幸の豫防事業の如き

は、到底、私設團體の事業としては、完全なる經營を爲す能はざるは勿論なり。以上の弱點以外に、私設會社及び團體の注意すべき一事あり。そは個人に對して其權威を振ふこと能はざる事にして、個人又は私立團體の經營する事業としては治療を強制的に施すを得ざるの不便あり。即ち治療を乞ふも乞はざるも全く人民の自由なれば病人によりては甲の病院に於て診察を受け、暫くにして又乙の病院の厄介となり、食物の養生、其他の養生法に注意するもせざるも頓着なく、果ては口にては其病氣を全治し度しと言ひながら、實際には其病氣の爲めには大害となるべき事を爲して顧みざるものなど出て來り、到底、權威を以て人民に臨むこと能はざるなり。兒童に關する慈善事業に就いて之を觀るも、私設の會社又は慈善團の力を以てしては、兒童の爲めに如何に有益なる事と雖、兩親をして責任を以て之を勵行せしむること能はず、時には贈賂の方法に訴へて其兒童を誘導せんとするが如き窮策を弄することあり。されば實際、世の父母をして全く其責任を果さしめんと希望する有識者等が、私設慈善團の手に托するに貧兒救助の事を以てせずして寧ろ之を以て國家の經營となし、地方學務局に托

するに貧兒教育問題に關する總ての事務を以てし、一方遊惰放逸の性ある兩親をして其責務を勵行せしむると共に、一般社會に於ける兒童教養上の標準を高むることに努めしめ、兩親中資力十分なるものをして必ず其兒童教養の標準を高むべき方法に出でしむるを以て、社會改良上の捷徑と思ふものあるは決して故なきにあらざるなり。而して吾人若し更に眼を轉じて、普通の市民と其家族小兒の問題より低能兒の問題に就いて考へんに、如何なる博愛慈善の業と雖、其目的を達せんが爲めには、是非共、或懲罰的制裁と強制的監督との必要を感ずるに至るべく、所詮私設の團體にては之を行ふ力なきを以て、若し強制的に移轉隔離拘留又は監視を要すべき場合には、國家は其一般人民の自由保護の爲めに權力を使用して干涉する所あらざるべからず。

以上、吾人は一方に於て、私設慈善團體の弱點を知り、他方に於て、官公設救助機關の短所を悟りたれば、此上は兩者の關係を如何に調和すべきやに就いて考へ得る地位に立つものと謂ふべし。

第二、吾人の記憶して忘るべからざるは、社會公衆の利益の爲めには、如何なる

疾病なりとも必ず治療すべきものにして、其治療は必ず全治を期すべきものたること即ち是なり。されば如何に私設團體に於て十分に力を盡し、總ての働きに於て手の行き届くものありと雖、一般の調査は地方衛生官の力に俟つの外に途なければ、出産の場合には必ず戸別に調査して、危険なる疾病の有無を探知すべきなり。教育の事業に於ても之と同様に、私立學校が如何に善良なる教育を施し得べしとするも、一般社會の學齡兒童をして悉く或一定の程度の教育を受けしめんとするには、必ず地方學務官に於て十分の監督をなす所あらざるべからず。低能者の取扱上、私設慈善團が如何に丁寧親切を竭すと雖、一般の精神病者や癲狂者をして治療を受けしめんとするには、地方癲狂係委員の責任に俟たざるべからず。斯くの如く、事業の何れの部門に於ても救助すべきものを生ずるときは、必ず其全部を救助すべきものなれば、其中の一部を救ひて他の一部を残すことは官憲の働としては爲すべき事にあらざるなり。若し干涉を必要とすることある時は、必ず其全部に及ぼすべきものにして、其一をも残すことあるべからず。何れの場合に於ても、人民に對つて國民として規定の最低標準

を保たしむる所あるべきなり。而して一方には、各人に對つて必ず規定の最低標準を保つやう爲さしむると共に、他面個人としての義務を盡し、兩親としての責務を完うすべきものたることを社會一般の人々に對して強制する所あらざるべからず。一方に、治療の途を設けると共に、他方に於ては、必ず監督と取締とを嚴にして、違ふものは遠慮會釋なく懲罰するの法を設け、個人をして自ら進んで攝生治療を行ふやう奨勵すべきを要す。此等の事に就いては私設團體は無能なれば宜しく官憲の力を以て人民をして法を遵守し、實行せしむる所あるべきなり。

以上論ぜし所に依れば、一旦救助若しくは治療を要する場合の生ずる毎に、當局官憲に於て責任の存すべきは勿論なれども、さればとて是れ必ずしも總て斯かる場合に於て爲さるべからざる總ての事をば悉く官憲の手に於て之を爲すべしと謂ふにはあらざるなり。社會改良、矯風、其他の慈善事業に關しては、直接に官憲の手を煩すよりも、寧ろ私設の團體に一任するを以て適當となすべきこと甚だ多し。或種の治療又は或種の人民に對しては、全く私設の團體に俟つ

べきもの尠からざるを以て、此種の事柄は宜しく私設の團體をして之に當らしむべきなり。如何なる社會事業と雖、如何なる方法を施すを以て適當となすかに就いては、豫め實驗的に種々の方法を試みたる後に至りて始めて知らるべきものにて、私設の團體に於ては如何なる事に對しても、又如何なる階級の人に對しても、自由自在に試験的に行ふことを得べきが故に、社會事業に對する適當なる方法の案出は、之を私設の團體に俟つ所あらざるべからず。加之、實際、如何なる社會事業に於ても、其費す所の勞のみ非常に多くして、其結果の至りて微小にして見るべきものなきが爲め、個人又は團體に於て其結果の如何を顧みずして、非常の熱心と特別の盡力を以て之に當らざるべからざること甚だ多し。斯かる事は到底、公吏の手に委ねて善良の成績を見る能はざれば、是非共、私設團體の盡力に俟たざるべからず。例へば、兒童取扱上の事に就いても、低能者の爲めに盡すに於ても、或種の病者の治療介抱をなすに於ても、其他種々様々なる男女の墮落せるものに對しても、爾餘の社會事業、救貧事業に就いても、今後、益宗教團體の組織せる慈善團の助力を藉らざるべからざることの甚だ多かるべきは何人

も疑はざる所なり。事情斯くの如きもの存する以外に、社會事業より全く私設團體の働きを除外すること能はざるのみならず、苟も社會改良、矯風事業をして有效なるものたらしめんには、必ず大部分之を私立の慈善團體に埃つ所あるべきは、嗚々を須ひずして明らかなり。之と共に正當の理由の下に社會の救助を必要とすべきものに對し、宜しく私設團體の共同を埃つて、之に當るを適當とし、毫も之が協力を拒むが如き理由は存せざるなり。夫れ國家が觀て以て國家の救助を受くべき正當の理由なしとする人々こそ、實に國家に於て其始末處置に窮するものなるが、此等は宜しく私立の團體をして救助せしむべきものたることは、夙にブラス大將の明言せる所にして、至當の説と謂ふべきものなり。其他慈善同盟會に於て瀕りに救助すべき人々の區別を立て、さては慈善團に於て救ひ得ざる種類の窮民として拒絶せる種類の人々の如きも、宜しく私設の團體に托して始末せしむべきものなり。慈善同盟會に於て救ふに堪へざるとなす種類の窮民中、實際、正當に救助せられて差支なきもの枚舉に遑あらず。されば此等の人々は悉く之を私設の慈善團に托し、適當の方法を設けて救濟すべく、

社會事業の經營上、私設慈善團を排斥するの理由は全く存せざるなり。

以上、吾人は、公私救助機關を共存並行せしむべしと稱する所謂並行説の實際に施して全く無益なる所以を詳説したり。疾病ある時には何人と雖、容易に治療を受くることを得べき途を設け、人間として社會に生れたらんものは何人に限らず、總て文明の生活を爲し得る上に於て指定せられたる國民生活最低標準を維持することを得べく、何人と雖、其標準生活を爲すべき義務あることを強制的に一般人民に對つて知悉せしむべく、當局官憲の責任として努むる所あるべきなり。此法は被救助者をば種類に依り區別して、或は公私の機關に於て各、其擔當區域を別にすることなくして、公の機能を借るにあらざれば不可能なる事は公共團體にて之を爲し、私立慈善團の熱心に訴ふるにあらざれば、爲し難きことは之を私立慈善團に托するや、各、其用務に依りて其擔當區域を區別するものなれば、公私兩方共、其長所を以て窮民の救助の爲めに盡すことを得べく、所謂救助機關の統一を計る上に於ても、實際、有效なりと信ずるものなり。獨逸に於ては既に公私救助機關の間に互の氣脈を通じ、聯絡を取りて協同統

一の行動に出で、窮民の救助に盡す所あり。其成績の大に見るべきものあるを以て、茲に参考として其方法を記述すべし。世に「エルベルフルト救貧法」として知らるゝもの即ち是なり。

此法は公私各其責任を分擔して救貧事業の爲めに盡す所のものにして、茲に困窮せる貧民ありとせんに、之が救助の責任ある當局官憲に於ては、民間の篤志家に依頼するに各被救助者の人物、性行、家庭生活の状態等に就て巨細の調査を以てし、篤志家の働きは全く之を義務として報酬を與へざることとし、一見我が國古代の莊園、寺領區の制に類するものありと雖、單に義務的に公共事業の爲めに盡すことの外に、エルベルフルト法の特長として見るべきものあり。即ち民間の篤志家と當局官憲が互に氣脈を通じて全く一身同體となり、以て一目的の爲めに其行動を共にすることは是なり。例へば茲に一窮民ありとせんに、篤志家は其家族に對して親切なる友人又は同志の位置に立ちて救助の方法を考へ、如何にせば最も適當なる方法にて彼等を救ひ出すことを得べきやと考ふると同時に、他方に於ては、官憲と氣脈の通ずる所あるを以て、總ての點に於て官憲の働

きを助け、己が受持區域の被救助者に就いて日常、直接に目撃せる事實に基づきたる巨細の報告をなし、官憲より受けたる命令を取次ぎて実施すべきやう斡旋の勞を執り、病氣等の爲めに治療を必要とすることあらんには、適當の病院を紹介し、被救助者の必要を察して、それ〴〵國庫の準備金中より支辨し、總ての點に於て熟練なる市の吏員有司の監督指導の下に奔走盡力する所あるなり。換言すれば、篤志家なるものは救護協會の委員に兼ねるに救貧官を以てし、或は兒童保護會の委員に兼ねるに醫務局の往診醫員を以てし、郡部兒童日曜資金の募集委員に學齡兒童登校監督吏を兼ねる如きものと見るべし。其性質より言へば彼は斯くの如くして無報給の半官吏たるなり。エルベルフルト法の便利なる點は(一)如何なる事件にても悉く網羅し得ること、(二)國庫より支辨するを以て私設團體に於けるが如く費用に窮するの虞れなきこと、(三)民間篤志家の受持は極めて少數なるが故に、其職務施行上に於て時間と手數とを惜まず、萬事に周到なる注意を拂ふことを得るの益あること等なり。篤志家は官憲指導の下に働く

と雖、時と場合とに依り、或程度まで自由行動を執り得るものたるは勿論なり。

獨逸國の救貧法、所謂エルベルフエルト法が其形式に於て優れたるものあるも、其根本に於て缺點あるは吾人の遺憾とする所なり。他なし、そは何人も知悉せる如く、事件の發生後に至りて始めて之が救助の方策を施すものにして、救貧事業に於て最も必要とする豫防法、即ち救助せらるべき事件の發生以前に於て之が豫防法の存せざること即ち是なり。エルベルフエルト法は窮民の事情に應じて自宅救助を施すと云ふに止り、公衆衛生、教育癲狂者及び失業者救助の如きは全く救貧事業に何等の關係なくして行はれつゝあり。されど我が英國に於ても、公私救貧機關の間に存する所謂聯關説の盛んに行はれ、兩者の間に氣脈の通ずるものあれば、善良の模範をば遠く獨逸に求むるに及ばざるなり。英國到處の大都會にては、實際、豫防事業の各部に於て各種の市營救貧機關と民間篤志家の經營に成る各種の慈善協會との間に氣脈を通じて、兩者互に協力一致して事に當るの美風の行はるゝを見るなり。例へば、民間篤志家の手に成れる戸別往診隊の如きは、市の衛生官の指揮命令の下に各戸に就いて人民の衛生状態を調査しつゝあるなり。其他、各市に盛んに勃興せんとする風ある「母の學校」の如

き、各種の慈善病院、病後靜養所の如き一として民間有志家の施設に係るものならざるはなし。教育の方面に於ても同様、各種兒童救護會、學校用品給與所、野外遠足旅費募集會、眼鏡給與會、遊戯所、休暇學校、齒科診斷所、一般學齡兒童體格検査所等、民間有志團の經營に係る社會事業は、救護に遑あらず。目下の要は低能者、白癡等も民間有志家の經營する善慈團に托して其世話を爲さしむるにあり。從來低能者、白癡の世話は救貧局に於て取扱ひ、今後、地方局受持範圍の擴張と共に、地方局低能者救護班にて其事務を取扱ふこととなる曉には、弘く民間有志家の手を借りて之が世話を托するのみならず、各所に設けられつゝある救護所、癲癇治療所、低能兒依託所、成人低能者授産所の如き機關をも盛んに利用する所あるべきなり。近來は地方養老局に於て、民間特志者中より訪問委員なるものを組織し、且、年金受領者中の最貧者、最適者を收容し得べき慈善院を建設する爲めに有志の寄附金を募集し始めたり。職業紹介所は創設、日猶淺く、僅か二個年に及ばざるに、既に顧問委員、退院後監視委員、幼年者職業紹介委員等の部門を設け、各地に在る勞働團、授産場等と聯絡をなして銳意熱心に盡す所あり。従つて今

後當局官憲に於て若し豫防的社會事業に對して良結果を得んとするには、弘く民間篤志家の援助及び多くの私設慈善團の協力に俟つ所あらざるべからず。斯くの如き社會の傾向は従前未だ曾てあらざる所にして、救貧局が設置せられて以來既に七八十年の歳月を経過したるに拘らず、其間何等民間篤志家の助力を借らんとせしことなかりしに徴するも、近時の新傾向が未だ曾てなかりし一種特有のものたるを知るべきなり。

公私救貧機關の間に聯絡を保ち、市設救貧機關の各部を以て民間の篤志家又は私設慈善團の各部と聯結せしめ、公私共同、上下氣脈を通じて事に當り、茲に始めて目下の急務たる所謂救貧事業の協同一致の實を顯すことを得べし。從來、此事は慈善同盟會に於て四十年間も試み來りて全く失敗に終り、其事業としては團體的に組織せる各種の慈善團をさへ統一せしむること能はざるなり。其失敗の理由は明らかなり。從來の方法を考ふるに、既に其理論に於て根本的に誤れるを見る。即ち全國に於ける各種の救貧機關を統一するは、官憲の力にあらずんば得て不可能なるものなるに、公私救貧機關を以て全く性質の異なる

ものとし、救助せらるべき窮民の種類を區別して、甲の種類に屬するものは公立の機關に於て之が處置をなし、乙の種類に屬するものは私設の慈善協會又は特志家の手に托して之を救助せしむべしとあるが故に、各自箇々別々の行動に出て、救貧事業の統一を計らんとするに方り、官憲の力を用ふべき餘地なからしめ、果ては全國に在る公私救貧機關の全部を擧げて統一なきものとならしむるは、毫も怪むべきにあらざるなり。公私救助機關の全部を通じて統一する所なきが故に、各救貧機關は箇々別々に獨立分離して、相互に猜疑の眼を以て他の機關と競争せんとするに至るは自然の數なり。然るに一朝公私の救助機關は各、其獨得の長所に依りて、協力一致して同一の被救助者を救ふべき爲めに盡力すべきものたることの理解せられたる曉には、其事業を以て互に競争するが如き必要絶えてなきに至るべきは勿論なりとす。其時には、總ての救貧機關は同一の地位に在るものにして、上下の區別あることなく、互に其長を以て他の短を補ひ、兩者相俟ちて茲に始めて救貧事業の大成を期するを得べし。然らば當局官憲が主腦として命令を發すれば、直に私設慈善團は各自手となり足となりて、獨得

の長所に依りて官憲の志を助成せしめ、私設團體の力を以て成す能はざる所は官憲、其後援として飽くまで之を輔けて斬新なる方法を實施するに苦慮なからしむるを以て、各自互に分離し、單行獨立しては決して行ふこと能はざる事をも優に之を成し遂ぐるを得。例へば、民間特志家の施設に係る慈善農園或は慈善病院、孤兒院、又は兒童遊戯場の如きは、如何に其施設計畫に於て美點ありと雖、之が恩澤を被るものに於て其好意を無視する弊を除去すること能はざるべし。私設團體の力を以てしては收容の前後にまで十分留意すること能はざれば、折角の盡力も功半ばにして其儘に終ることあり。私設慈善病院などに於ては、無料施薬の事を行ふに官憲の如く人民の取締をなすこと能はざれば、往々、之が爲めに却て疾病を助長せしむる弊に流るゝことなしとせず。加之、病人をして、一旦全治せる病氣に再び冒されざらんと欲せば、他に訴ふべき途なき所以を知らしむること肝要なり。慈善農園にては未だ善人を收容すべき設備なき爲め、十分に其効果を擧ぐることは能はず。且、又、全く改悛の望みなき惡漢に對しても、之を懲治監に送るべき權能なきを以て、恐怖の念を起さしめて改悛を促すの便あ

らざるなり。民間の特志家或は慈善團の企畫する所は、其創意着眼に於て如何に善良にして效果の顯著なるものと雖、官憲に於て責任を以て之を全國一般に普及せしむることなき時には、全き效果を得る能はず、官憲に於て十分責任を以て人民に勵行するに生活の最低標準を維持するの途に出でざる限り、如何に立派なる事業と雖、其効果を擧ぐることは能はざるなり。されど若し官憲に於て十分責任を以て民間の特志家及び慈善協會の後援となり、斬新にして適切なる創意着眼をして、弘く及ぼさしむることを得ば、之に依りて一般人民の生活の標準をも高め、社會の各個人をして達し得らるべき秩序、自由及び美の極度に達せしむることを得べし。

以上論ずる所の如く、公私救貧機關の聯絡を謀り、各其特長に依りて他を輔け、自らも扶けられて、慈善救濟事業の上に一致協力することを得ば、其結果、私設の慈善團に與ふるに最高の義務と一大責任とを以てし、従前の如く私立の慈善團を以て單に官憲の所屬として蔑視するが如き陋風を一掃すべきは明らかなり。夫れ人を治めんと欲するものは、必ずや先づ人に使はるゝものならざるべから

ず。當局官憲の任務は普通一般の方面に對して一定の規則に準じて其事務を執行するに在り。従つて儀文に拘泥し、規則に束縛せられて、臨機應變の處置を執ること能はざるの虞あり。然るに民間特志家中、公共事業の爲めに力を盡す底の人々にして其身、市營の救貧事業に従事するが如きものは、各、其従事する方面の事に關しては一般に聰慧なる見識を備ふるものなれば、慈善事業又は社會事業に對して市の當局官憲の爲めに最善の助言を與へ、其言ふ所、往々、參考すべきもの尠からざるなり。吾人は、何れの市に於ても民間篤志家の中より斯かる監督委員を推選し、常に當局者の行動を監視する所あらんことを欲するものなり。之と同時に、私設慈善團は單に各當局者と協力一致して其一部の業務に執掌するを以て満足せず、更に進んで私設慈善團體が一丸となりて互に氣脈を通じ、全然、當局官憲の關係を離れて獨立獨歩の意見を發表するに足るべきものあるべきなり。此一一致協力の行はれてこそ、茲に始めて目下、何れの大都市にも勃興せんとする救助協會、市民同盟團、社會改良團等の存在の意義をも認知せしむることを得べけれ。恰も市會に於ける自治體が地方衛生課、地方癲狂課、地方年

金課及び地方警察課の業務を總括して、或意味に於て聯結せしめて、一箇の有機的行政機關として行動するが如く、救助協會は總て他の各有志家、各部門の慈善協會を聯合一致せしめて之が代表者たるべきなり。其曉には、救助協會は今日の如く各箇の他の慈善團と競争の地位に立つことなく、救助協會の中に包容せしむるに各種の慈善事業を以てし、各種の慈善事業を統一して、各、其特長に應じて他の足らざる點を補はしむることを得べし。救貧協會にては、常に當局官憲の要求を聴き、其事業を輔佐する上に於て助手として如何なる種類の篤志家を要し、如何なる種類の私設事業を起すべきかに就いて注意する所あるべし。救貧協會の幹事は、民間の有志家中、特志助手として働かんことを希望するものある時には、目下の如く、單に其人に托するに、受持區内の訪問を以てするのみならず、必ず其人物の如何、資産の有無、地位身分の如何等を考へ、且、其人の爲めに最も適當なる業務を考へて之に依頼する所あるべきなり。或は病人の見舞に適せる人あり、或は乳兒の世話に馴れたる人あり、或は兒童の監督、低能者の指導、職業紹介等、各自、其最も長ずる所に就いて依頼する所あるべきなり。又、其救濟の方

法に在りても、單に眼前の貧困者を救助するに止らずして、之と共に將來のことをも慮り、或は授くるに教育を以てし、或は其心に起さすに希望の念を以てし、時には無邪氣なる快樂を供しなどして、只管其心身の幸福を計る所あるべきなり。之と同時に、救貧協會會議を開き、一般民間の特志家を以て會員とし、各自社會問題に就いて意見を提出し、當局官憲の活動を指導すべく常に注意する所あるべし。斯くて救貧協會は一般慈善家の社會事業に關する斬新なる意見の交換所たるべく、其交換せられたる意見は後日、市の自治體の上に現れて、社會より救貧事業の爲めに選出せられたる代表者及び吏員の思想を向上せしむべき器となるに至るものなり。

第九章 一般登記及公給救助登記吏の必要

我が國の富強を以てして猶且、三四百萬人の市民が貧窮の淵に沈淪するものあるは、我が國文明の寒心すべき一汚點と稱すべきなり。然れども此悲むべき現象をして尙一層深く感ぜしむる所以のものは、此等窮民を救助すべき方策の整理行はれず、雜然種々の方策を試みるものあるが爲め、其救助の方法にして重復し、其弊をして益、堪ふべからざるものたらしむるにありて存す。私設慈善團の失敗により、各地共に救貧官の手にて處理することとなり、救貧法が前世紀に於て種々の窮困貧苦を豫防せんとして試みたるも、悉く失敗に終りたるよりして、遂に地方局の設立となり、疾病兒童、低能、老年、失業と、それ／＼分科して處理するの風をなすに至れり。斯かる結果、救貧機關は略、具備するに至りたりと雖、未だ以て各課各部の間に統一を計るものなきは、一大缺點と謂はざるべからず。

救助上の重複は都市に於て其弊の最も甚だしきを見る。大英國の大都市に於ては、宗教團體及び普通人民の組織せる無數の慈善團體や救濟會の設けあり

て、種々の方面に於て活動するものがあるが、其他公設の救貧機關にして窮困者に給するに衣食住醫藥等、一般生活に必要な物品を以てし、總て其經費の支出を同一國庫に仰ぐ所のもの少くとも四五箇時には六七箇もありて、何れも窮困者の困苦を救はんとの事にのみ焦心し、同一窮困者の救助上、重復の弊あるを認めざるもの如し。救貧係官の如きは、此點に就いては最も周到なる注意を拂ふにも拘らず、猶、實際に於ては多くの場合、其救助の上に重復の弊を免れざるなり。時には、同一窮民にして救貧局の私宅救助、慈惠院の寄附金、失業備荒準備金の交附、學校辨當の給與等を一時に受くるものあるさへ偶然のことより發見せらるゝこと屢なり。同一窮民にして地方學務係官より兒童教育費を、地方衛生係官より牛乳及び醫藥を、地方失業者取締係官より定期の救貧額、救貧局より臨時の私宅救助料を重復して受くるものあるは、救貧係官の屢、目睹する所なり。貧民の家族中には、其兒童の一部を貧民學校に入れ、他の一部を地方學務局の授産學校に入れ、他の一部を地方警察局の監督せる感化學校に入れ、兩親は救貧係委員、地方衛生係官、地方救難係委員の臨時救助を受け、祖父は嘗て貧民慈惠病院の

救護を受け、其之を受けざる時は地方養老係官の保護に依頼し、現に地方癲狂院の厄介となれるものあり。學齡兒童に就いて之を見るも、同様に其救助に重復するものあり、一百箇所以上の大市町の間には、其學齡兒童中、年々、地方學務係官より救助せらるゝ者、其數十萬人乃至二十萬人あるべく、之と同時に兒童中、救貧局の私宅救助を受けつゝある者殆ど之と同數に達せんとす。倫敦にては、困窮者全體の二分乃至三分、即ち一千人乃至二千人の家族は確に其兒童の養育料を地方學務係官及び救貧係官の兩方より同時に受け、他の家族もそれ〴〵他の係官よりの救護を受くるものありながら、當局官憲に於て毫も其重復に就いて知らざるものあり。何れの市町に在りても同様に此種の重復は免れざるべし。然らば此上、現在の救護機關以外に國家保險の方策を實施し、全國に在る幾萬の勞働者に與ふるに疾病治療費、失業荒備金を交附すべき計を以てする時には、救助重復は其絶頂に達し、其弊害は更に一層甚だしきものあるべきは必定なりとす。公立救貧機關の施す救助の斯く重復するものある上に、教會、宗教團に依りて組織せらるゝ無數の救護機關や慈善團の設けありて、其救助上に齎すに、より

甚だしき重複の弊を以てせんか、人をして奮勵努力、額上の汗に衣食せんより、伶俐狡猾に立ち廻りて、晏如たる間に在りて、公私慈善團の救助を仰ぎて生活することの却て安易なるべきを想はしめ、其依頼心を挑發助長すべきは、炳乎として火を觀るよりも明らかなり。是れ即ち貧民の人格を墮落せしめ、其自重心を傷け、人情の最も陥り易き弱點に於て不斷、貧民を誘惑するものと謂ふべきもの、貧民中には薄志弱行にして外部よりの誘惑に抵抗して之に打ち克つる勇なきもの、あるが故に、彼等をして各方面よりの救助に甘んじて生活せんとする依頼心を醸生せしむること、枚擧に遑あらず。慈善同盟會の調査に據れば、表面、困窮者として救助を乞ひながら、事實、其救助金を貯蓄して贅澤の生活を爲すもの、決して尠少にあらざるが如し。吾人若し多數困窮者の見るに堪へざる生活状態と之を救助すべき方法との絶無なる所以を想ひ、一面、公私救助金の濫出するもの、毎年、一千万磅の多きに達するものあるを見る毎に、單に國庫收入の濫費の莫大なるを思ふのみならず、其弊の滔々として流るゝ所、個人の性格を墮落せしむる大罪を犯すに等しきものあるを歎ぜざるを得ざるなり。

元來、救助法の組織的ならざるが爲め、莫大の經費を濫用して、其弊害の百出し、個人の道義心を破毀することの大なるものある所以は、慈善同盟會及び常に救貧事業に没頭する熱心なる社會學者の屢、指摘して世間の注意を喚起したる所のものなるにも拘らず、今に至るも之が改善法の講ぜられざるものあるは、豈、不思議の極と謂はざるべけんや。然らば如何にして之が改良の策を施すべきかと云ふに、先づ第一に要することは、地方に於て公給被救助者を精確に登録し、救助金額と其性質及び其理由とを明記せしむること是なり。若し之に加へて私設救助機關の給與する救助の全部をば同様、精確に登録することを得ば、餘儀なくして困窮に陥れるものを救ふ傍、自成窮民と稱し得べき者の醸出を防止することを得べきなり。

以上、陳述せるが如く、各地に設くるに一般登記所を以てすることの遅々として行はれず、或は却て其事を厭ふの風あるは、一には弊害の如何に甚だしきものあるかの實情を知らざると、一には、救貧局以外に、官憲の手に依りて物質上の救助をなすものある所以を察せざるに職として維れ因ると謂はざるべからず。

今日に於てすら慈善同盟會の會員にして、全國を通じて救貧法の救助以外に國庫の支給に依りて救助せられつゝあるもの、其二倍以上の多數なる事實を知るものあらざるなり。救貧法の救助以外に國庫の支給を得て救助せらるゝもの範圍が如何に廣く、其種類の如何に夥多なるかを知らざる所よりして一般登録の必要を悟るに至らず、種々の不都合の續出する所よりして私設の慈善團を初め、慈善同盟會又は社會改良會に於ては、それ〴〵登記所を設けて、甲の私設慈善團と乙の私設慈善團又は一私設慈善團と公設救助機關との間に救助の重複する弊を救はんと試みるに至りたるなり。過去三十年間に於て斯かる私設登記法の各所に行はれしもの枚舉に遑あらず。何れも最初は多數の私設慈善團をして共同一致せしむべき目的を以て興らざるはなく、多少、加入に反對したるものありしも、其顯著なる便益は依然として認められ、重複の弊の各所に行はるる所以を發見し、又暫くして熱心なる主唱者の無くなりしと共に、一時、中絶の姿を呈し、一張一弛、多年の間には全く廢棄せられて復用ひざるに至れり。今日尙、斯かる登記の風の行はるゝもの五六箇所ありと雖、孰れも殆ど有名無實の状態

にて舊時の盛況を見ること能はず。

此等登記所の實驗に徴するも、一般登記所の必要と其便益とは認むることを得べし。斯かる登記所にては精確と公平とを以て世の信用を招く所あらざるべからず。登記法は一寺領區に限りて行ふも其益少し。一寺領區に限りて登記法を適用するも、他の寺領區に於て施行せざる時は、狡猾なる輩は之を利用して救助金を他の寺領區より引出すに至るべければなり。救貧局の支給せる私宅救助料を受くる者のみを登記するも益なし。必ず之と共に牛乳給與所、其他の貧民醫療機關に來るものをも、同様に登記するを要す。單に地方慈善同盟會の給與を登記するのみならず之と共に學校辨當の給與、町村會の支給する養老金をも登記すべし。一般登記法は天下一般に普及するものにして、一點の洩るるなく、且、繼續的のものならざるべからず。加之、單に登記法を設け、各種の救助機關をして之を採用せしむると云ふのみにては、救助機關には之を適用せざるもの往々起るべきを以て、何等の效なきことは從來の經驗の證する所なり。地方衛生局又は地方學務局は地方救助機關の主要のものなるが、これすら往々、登

記所を煩はして、事實上の調査を正確にせんとは努めざるなり。消極的の遣り方を以てしては登記法の働をして有効ならしめ、重複の弊を除去すること能はざるは、従來の經驗に照らして明らかなり。單に全國を通じて如何なる形式のものたるを問はず、あらゆる救助を必ず登記すべき方法を設くるのみならず、之と共に登記簿の表面をして一目瞭然、被救助者、係委員の別なく何人も之を一見すれば、直に其家族の各方面に於ける救助の状態をば知悉し得らるべきやう記録せざるべからず。

以上の理由に依り、吾人は、當局官憲の職務として各地に設くるに一般登記所を以てし、法律を以て總ての場所に同一の義務を負はしむべしと懲慝するものなり。斯く市の権限は増大するも、何人も之に對して異存を唱ふべからず。若し世に私設團體には最も不適當にして、官憲の事業としては最も適當なるものありとせば、此種の登記事業の如きは必ず其一と謂はざるべからず。其事業として何等、創見を要することなく、卒先者を要することなく、何等、宗教上の感化、個人的同情の必要を見ることなく、専ら機械的精確と自動的登記の用を辨ずれば

以て事足るなり。加之、私設事業としては其登録をして全國一般に普及せしむること能はず、單に一地方に適用するに方りても遺漏なきを保し得ざるなり。且又往々、其事業を永續せしむること不可なりとす。之に反して、官憲の事業として着手せんには、全く私設團體の弱點を補ふことを得べきを以て、其效果の顯著なるべきは勿論なり。官憲の命令を以てすれば強制的に服従せしむることを得べく、何人に對しても登録簿を参照して事を決せしむることを得るの便あり。而して公平と確實は官憲に於てのみ望み得べき所なれば、宗派を異にせる慈善團體は競争上、一般登記簿を参照するを得べく、時には、當局官憲中、私設慈善團等にて國庫の補助を受くるものあるとき、事實調査上、官憲の権力を以て其等慈善團をして強制的に登録を命ずることを得るの便あり。登録簿には數萬の異なる家族の事を細大漏さず精確に記入するを以て、其帳簿調製の爲めには勢ひ數多の書記を要するに至るべく、従つて彼等に對して一定の俸給を支給するが如きは、獨り官憲に於て能くすべきなり。況やあらゆる場合に於て、登記簿に現れたる其家族の實情をば地方の係官に通知する通知料の如きに於てをや。

其他全區の人民より一定の方式に従つて統計上の材料及び報告を徴收するとは、官憲にあらざれば不可能の事に屬す。例へば、生死の報告の如きものに就いて見るも、若し之を以て私設の團體に一任せんには、其報告をして決して遺漏なからしむること能はざるべし。ハーバート・スペンサーの如きは随分極端なる論者なるに拘らず、社會事情の調査に就いて精確なる報告を得んには、必ず官憲の力に俟たざるべからずと言明するに照らすも、以上の言の誣ひざることを知るべきなり。

事情斯くの如きものあるが故に、今や吾人は各町、村會に於て其管轄區内に住居する人民中、苟も公私救助を受けつゝあるものをば、悉く一般登記法に依りて登録すべき時期なるを言はんと欲す。而して一般登記所として用ふべき場所は、救貧院又は救貧局の事務所よりも寧ろ市又は町、村役場を以て適當とすべきは勿論なり。町會即ち英國の地方區にては、地方衛生係官、地方學務係官、地方癩狂係官、地方養老係官、地方警察、救難係官、地方失業係官の働きをなしつゝある町會の手に依りて救助せられつゝあるものの數は、救貧係官の名簿上、支給する數

よりも遙に大なるものあり。而して救貧法調査委員の提議が容れらるゝと否とに論なく、市の業務の増大を來すと同時に、救貧局の手數の漸次減少せらるべきものあるは明らかなり。加之、吾人若し總ての公給救助を登録し、以て私設慈善團の協力を得んと欲せば、必ずや一般登記所の事務をして救貧院又は監獄の手より分離せしめざるべからず。

一般登記所の設置及び市區及び町會に於て其事務を取扱ふべきことの目下焦眉の急務たるは、何人も異存なきもの如し。登記所の設置なきが爲めに千百の弊害續出するの狀態なるを以て、之を設置せん曉には、其便益の多くして幾多の不便を補ふべきものあるは嗚々を要せずして明らかなり。然るに不幸にも地方局又は慈善同盟會は勿論最近に任命せられし救貧法調査委員の多數派すらも、猶且之に對して必要なる法律を設定するが爲めに何等の盡す所ありたるを聞かず。而して吾人、一度一般登記所の設置と共に、其事務は吏員を任命して之に當らしめ、其吏員をして兼ねしむるに他の業務を以てすべしと唱ふるや、必ず反對者の生ずるものなり。蓋し吾人其何の故たるやを解するに苦む。恐

らく一部は、惡意より出てて吾人の言を曲解するものなるべく、一部は、全く少數派の報告書中に載せたる吾人の言を誤解するに基因せるならんと察するを以て、吾人は、茲に吾人が謂ふ所の公給被救助者登記法とは果して如何なるものなるか、其實施の方法は如何にすべきかに就いて辯ずる所あらんとす。

第一 世には新奇の名稱を好まざる人あれども、其等の人々は假令、一般登記所を新設すと雖、之が爲め新しき局、新しき名稱、又、新しき事務所を設くるの要絶對的に存せざれば、何等心を勞することを須ひざるべし。若し町村役場に於て公給被救助者登録の事務を執るに於ては、此等の役場の都合上、時宜の處置を執るも差支なかるべし。斯かる時は、町村役場に於ては、他の事務の増加したる時の如く、町村役場の書記に命じて、其事務を處辨せしめ、彼に與ふるに他の事務執行の時に於けると同様の權能を以てすれば、事足る譯にて、何等驚く程の事あらざるなり。世には登記所設置の事を以て各區、町、村會の決議を無視し、區、町、村會を壓制するものなりと言ふものあれども、其等の人々も以上、吾人の辯ずる所を見れば、前日の考への誤れることを悟りて、徒に杞憂を懐くの要なきことを知る

べし。蓋し總て茲に提議する事は、在來の事務所にて、在來の事務執行の序に在來、町村役場書記に依りて處辨せらるべければなり。

然れども登記事務執行の書記には、別に與ふるに公助被救助者登記吏の名稱を以てし、他の書記と區別し、直接に町、村會委員の監督指揮の下に一般人民に對して職權を有するものたらしむべき要あるを見る。少數派報告書中に提議する所は、登記吏を以て副總務委員の下位に置くべしとあれども、總ての場合、必ずしも斯かる副總委員の存する譯のものにあらざれば、我は便宜上別に委員會を設くるも不可なきなり。或は公給被救助者登記委員會と稱するが如き特別委員會を設くるも妙なるべし。吾人が世人の注意を乞はんと欲するの點は、現に町、村役場の各課に分配せられて、殆ど歸一する所なき事業を統一せんが爲めに登記所を設け、一般登記の事務を執ることとせば、事務上の手数を省き、現在、雇用する監督官と試験官の數を大に減じ得べき便益あることなりとす。乞ふ、吾人をして茲にマンチェスター又はバロミンガム市の如き市役所に於て、如何なる風に施行すべきかに就いて所思を開陳する所あらしめよ。

本論の主旨を闡明せんとするに先立ち、便宜上、吾人は救貧局の廢止せられたることを假定し、村、町、區役所は各種の吏員、學務吏、公衆衛生吏、癲狂係吏、救難吏、及び養老吏を使用して全市内に住居する健康者以外の總ての窮困者を發見すべき責任あることを假定し、同時に一般失業を豫防し、失業者中、健全にして他に故障なきものを訓練すべき機關の國家に依りて設けられたることを假定し、更に如何なる種類の救助たるを問はず、總て公給救助を與ふるもの又は與へんとするものは、必ず其事件の詳細を具して一般登記所に通知し、登記を受くべき責任あることを假定するの要ある所以を斷り置かんと欲するものなり。

登記所には毎週人口稠密の都市にては毎日規定の用紙に記載せられし報告書は輻輳すべく、其中には學務委員、兒童保護委員、兒童食物給與委員等よりの各種の報告もあるべく、兒童を寄宿せしむべきや、將た産業學校に通勤せしむべきやに就き諮問し來るものもあるべく、或は眼鏡を給與すべきもの、醫療を施すべきもの、學費支給のもの等、千種萬別のものあるべし。一方には、衛生委員又は其副委員よりの報告あるべく、公設病院に入院せしむべき患者の件、或は郡部の病

院に入るを可とするもの、或は、病後靜養所に送るべきもの、戸主の入院中、其家族に扶助料を支給すべきもの、私宅療養を可とすべきもの、出産して助産婦を要するもの、時としては乳兒の爲めに牛乳の給與を必要とするもの、學齡兒童中の寄宿を可とするもの等、續々、依頼者の申込ありて枚舉に遑あらざるべし。其他、癲狂院よりは癲狂者に關する報告を送り來るべく、養老年金に關する報告は同係官憲より送附せらるべし。終りに、勞働局の地方分局或は失業者取扱係官よりは、授産場に收容すべき失業者の處分に就いて通知すべく、此等の者の家族妻子の處置法に就いても同様に通知あるべし。總て此等の事件、其中、最後のものを除くの外、總て今日、現存せざるはなきのみならず、其事實は上述せるよりも一層復雜に多數存在するを信ずるなりは、必ずや一般登記所に於て登記を要すべきものならざるはなく、登記簿を一見して各家族の各員が如何なる風に救助を受けるものなるかを容易に識別し得るものあらしむべきなり。勿論、小都會又は郡部地方に於ては、被救者の數も種類も尠少なるべく、從つて事務も極めて簡單なるべし。されど英蘭及びウィーンの大都會を代表する都市協會に於ては、救

貧法の施行上、各市に公給被救助者の登記を要するのみならず、市内の各小區内にも、地方區登記所を設くる要あることを認むる者あるは注意すべきことなりとす。

公給救助登記吏は、第一に輻輳し來りし報告は直に之を處理し、必要なる箇條は悉く之を登記簿に登録すべき責あるものなり。然れども單に必要事項を帳簿に登録するのみにては其任務未だ全く盡きたるにあらず。必ず之と同時に、各救助金に關して町、村役場が各人に遵守すべく命ずる所の規則に就いて監視する所あるべきなり。此等の規則の一部は法定のものにて、其他の一部は地方局又は其他の中央局の制定せし所謂省令なり。其他區郡役所にて特に設けたるものにして區會委員の必ず何時にても遵守せざるべからざるものもあるべし。區、町役所に於ては、一家族又は家族中の一員に給與すべき私宅救助料に關して或條件を定むることあるべし。區、郡、町、役場は或救貧局の如く、一人前の救助料最低額及び最高額、何程と決定することを得べし。同時に、一家族の最高收入額をも決定すべく、其收入額以内のものに限りて公然、國庫の救助料支給を正

當となすを得べし。或は又兒童獎學金の如き救助料の種類に依りて其金額を定むることもあるべし。區、郡役所は衛生上の設備に就き規則を設くることを得べく、學齡兒童に關しては必ず登録すべきものなることを規定することを得べし。多くの場合、取扱上、委員の力を以ては總て此等の條規が遵守せらるゝや否やを確知すること能はざるべく、或箇條に於ては或種の委員中斯く確むることを以て不便となすものもあるべし。殊に國民失業係官又は政府の補助を受くべき慈善協會又は慈善團の事に關して確知することの困難更に甚だしきものあり。吾人は、登記吏の職務中、區、町役場官吏の一員をして、總て私宅救助料給與の場合、區、町役場に於て定めたる常置規則又は一般普通の規則中の明確なる箇條にして其性質の確め得らるべきものの遵守せられ居るや否やを確むべき責任を負はしめんことを主張するものなり。此等は既に各區、郡、町、村役場書記の實行し來れる所にして、書記又は其代理者たる委員、又は副委員中、若し此等の常置規則又は一般の規則を遵守せざるか、或は之を破棄するが如きことある場合を發覺する時は、必ず其發覺せし事實を以て之を委員又は副委員に通知し、委

員より更に區、町、村役場に提出して、常置規則の適用を除外することを明らかにするまでは、書記に於て何等の行動も執るべからざるなり。

吾人は、公給救助登記吏も同様の行動に出づべしと唱ふるものなり。委員中、或個人に對つて救助を與ふることの通告をなすものある時には、登記吏は單に其通告せられたる事柄を以て帳簿に登録するのみならず、必ず即刻委員に傳達するに當該被救助者若しくは其家族に關して彼が知悉する總ての事項を以てすべし。若し其被救助者の家族中、未だ曾て救助せられたることなき時、又は救助金の全額が規定最高額に達せざる時、又は其家族の収入が規定最低額以内なるか、又は常置規則の要求する必要な醫療又は衛生上の證明書の正當に與へられたるものある時には、之を以て登記上「明白」なりと唱ふるものなれば、其場合には登記吏は其通知用紙に「重複せざることを證明す」との印を捺して之に記名し、區、町役場の規則及び命令に該當するものとして之を返却するなり。然れども若し登記吏の知悉する所にして、事項の登記せられたると否とを問はず、私宅救助料を支給することが區、町役場の定めたる常置規則に違反せることあらん

には、登記吏及び委員は其通知書に對して認可を與ふることなく、之に捺するに「重複せざることを證明す」との印を以てすることなく、即刻其通知用紙は委員、副委員又は係の吏員に返却して、之に通告するに指定通り行ひ難き所以の旨を以てすべし。此方法は登記吏に與ふるに區、町會以上の權能又は委員の決議を修正すべき權能を以てせずして、一方には、救助の上に二重又は重複の弊なからしめ、他方には、町、區會をして納税者を代表せしめ、其爲す所をして規則命令の施行者たる確證を得しむる所のものなり。斯くて登記吏及び其委員は、各事件に對する正當の處置に就いては何等容喙する所あらざるべし。彼は何れの委員の決議をも蹂躪するの權利なく、其行動をば批評することさへも許されず、意見がましき事は毫も言ふことなく、其義務として何等、判斷を要する所あらざるべし。登記吏としての職務は、單に自動的の知悉する條項に就いて通告し、傍委員の名を以て區、町會の設定せる常置命令に違犯する點をば指摘すべき義務あるのみ。若し其點に就いて意見の一致せざるものあり、之に關係する委員中、登記吏より齎したる新報告のあるにも拘らず、猶區、町會の命令を實施して差支なき

ことを唱ふるものある時には、町、村役場書記の會議を以て委員の決議を即時に實施すべきや、或は次回の區、町會に提出して其意見を諮問すべきやを討議し、登記吏としての義務を完うするなり。若し同事件關係委員に於て、該事件は假令、常置命令に抵觸する所あるも、全く例外として取扱ふべきものなりと思ふ時は、委員は之を次回區、町會の決議を經、或は常置規則の停止又は他の方法に依りて希望通り施行するを得るものなり。

然れども吾人は尙、一步進んで論ぜんと欲するものなり。抑、調査事項は各自専門の部門を分ちて分業法に依りて之を爲し、人民の家計に關する事項は、別に委員を設けて之が調査に任せしむるを以て最も適當の方法なりと信ず。例へば學務委員は専ら兒童の事に就いて考へ、如何にせば兒童の爲めに最善事を爲すべきやを思ひ、癲狂係委員は専ら精神病者に就いて思慮を廻らし、衛生委員は病者に對する處置に就いて考へ、戸主の給金、一家族の收入等を調査することなからしめんには、其便益は甚だ大なるべしと信ず。從來、救貧係官は種々の事項に就いて調査せんとし、病人の状態を調査し、或は精神病者の事に關して聴き質

さんとするものにして、必ず之と同時に家族の收入、生活の状態に就き聞知せんとするものあるを以て、貧民中には救貧官の來る毎に、幾度となく家計上の調査をせらるゝに就いて甚だしく迷惑に感ずるものあり。而して此家計上の調査が單に救貧係官のみならず、各種の係官の來る毎に再說せざるべからざるを以て、被救助者の迷惑は更に甚だしきを加ふべきや勿論なり。學務係は學齡兒童に關して其處置方法を考ふる傍、家計上の事に就いて聞知せんとし、衛生係は病人の處置に就いて病院に送るべきか、或は牛乳給與問題に就いて考ふる序に必ず家計の事に就いて知らんとする所あり。救難係は救濟上の必要よりして、若し其家に七十歳以上の老人ある時には、養老係よりして、癲狂病者あるときには、癲狂係は其病人の處置上、果して公給被救助者として取扱ふべきか、或は又自費患者として取扱ふべきやの問題を決する必要上よりして、何れも家計上の事に立入りて聞知せんとするを以て、被救助者が検査官の來る毎に、何れも皆貧民の内情をのみ探知して全く不必要の事のみを爲すものなりと誤解するは、決して故なきにあらざるなり。吾人以爲く、此際、若し家計上の調査は一切之を他の係

の職務より分離せしめて別に調査係を設け、各部門毎に専門の吏員を以て學務衛生等、一々分業的に調査せしむることとせば、積極的に調査係の數を減ずるの利益あるべく、他方には貧民の面倒をも減ずることを得て、一舉兩得の策たるを信ず。吾人が區の醫務官中、救貧局出仕のもの、又は衛生局出仕の醫務官にして事情に精通する者に對して其意見を聞かんと欲するものは、其等醫務官が病人の有無、其他衛生状態調査の際、各戸に就いて家計上の内密をまで探知するの要なく、専ら醫務衛生上の事に關してのみ調査することとせば、如何許り事務の進捗上に便宜を得べきか、即ち是なり。學務に關する委員に於ても、若し兒童に給するに學校にての食事を以てすべきか、或は醫療上の手當を要すべきものなるかを調査するに際して、斯かる被救助兒を有する家族の家計上の秘密まで探知すべき面倒なくして、専ら職務上の事項にのみ限りて調査することとせば、如何許り便利を感ずべきものなるかは、一度、其實際の調査に従事したる経験あるもの、の齊しく認むる所なるべし。勿論家計上の調査の必要なることは明らかならざれば、それは別に専門的に其事務に熟れたる者をして之を擔當せしめ、其結果を報

告せしむることとせば、何等、不便を感ずる所あらざるべし。學務公衆衛生、癲狂、養老、失業の各部に於てそれ／＼各戸家計上の調査に熟練なる吏員を置くが如きことは到底、不可能事に屬す。現在の如く一戸に就いて四五回も同一の調査を重ねるが如きは、經費の點より言ふも、被調査人の不便と迷惑の點より考ふるも、策の最も愚なるものと謂ふべし。されば調査委員は各部の受持區域を定め、各自、分業的に事實を調査することとせば、手數を省く上に於ても、救助の上に最善の方法を施し得べき點に於ても、多大の便益を得ることあるは勿論なり。故に吾人は、家計の調査の爲めに別に一課を設け、適當の才あるものをして専門的に其等の調査に従事せしめ、其調査材料をば公給被救助者登記所に報告し、他の救貧係官をして必要に應じて就いて参照すべき便を與へんことを唱ふるものなり。若し學齡兒童中、饑餓に瀕する者ありて適當なる救助法を施さんとするの際、若しくは病人ありて病院の治療を要すべきものあるとき、乃至精神病の爲めに監禁を要する時、學務委員、衛生委員、癲狂係委員等に於て適當の處置法を施す上に家計上の内情を知らんとすることある時には、宜しく登記所に就いて

聞知すべく、登記吏は其等の質問に對しては、從來、各専門調査吏が調査したる精確なる報告に基づきて巨細答ふる所あるべきなり。

從來は先づ第一に、被救助者の収入の程度如何を見て其救助すべきものなるや否やを決したりしが、上述の方法の如く當事者の處置と家計上の調査とを全く分離して考ふることとせば、必ずや救貧法の舊思想を脱せざる人々より反對を受くることあるは吾人の豫期する所なり。救貧法の立場に據れば、如何に救助を要するものと雖、其家計上の困窮者にあらざる限り、決して之を救助すべからずと言ふにあり。こは慈善同盟會の規定にして、其支配の下にある諸病院の施與係の規定も之と聊かも異なることなし。總て此等の慈善同盟會の本旨としては、自ら費用を負担し得べきものには、至急の場合を除くの外は、救助を與へずと云ふにあれば、必ずや先づ家計上の調査より始めて、其の調査の結果如何に由りて救助すべきや否やを決すべきなり。加之、從來、救貧係官の思惟したるが如く、救助を以て單に金錢の施與を意味するものとせば、救助必要の有無の調査は全く家計上の調査に歸することとなるべけれど、豫防策に於て謂ふ所の救助

は必ずしも金錢の施與のみを稱するにあらずして、當人の一身上、最も適切に必要を感ずる事物を以て之に給與するといふに在り。されば若し其給與すべき必要の存する限りは、當人たる困窮者の苦痛に同情すると言はんよりも、寧ろ社會全體の便宜の爲に、速に適當なる處置法を施すべき必要あるを以て、當人の家計上の状態如何の如きは豫め問ふ所にあらざるなり。勿論調査したる上に於て其費用の負擔し得るものなる時には、後に至りて之が徴收をなすと雖、家計上の状態の如何を問はず、先づ適當の方法を以て救助すべしと言ふことが現時の地方衛生係官、地方學務官、地方癲狂係官の本旨たるなり。されば若し茲に傳染病患者ありて避病院に隔離して療養すべき必要あるときには、地方衛生係官は其病人の爲めに適當の處置を採りて遲滯する所なかるべきなり。現に秩序の整ひたる市町に於ては、生後十二ヶ月以内の乳兒にして乳の缺乏せるものには、衛生係官の注意に依りて適當の方法を施して救助しつゝあり。之と等しく學齡兒童中、適當の教養を受けざるあり、或は兒童中、食物缺乏の爲めに困窮せるもの、眼鏡を要するもの、又は轉地休養を要するもの、又は身體不具によりて特別の

設備を要するものある時には、地方學務官に於て調査の上、それ〴〵必要の物を給與して一般の發育をなすに便ならしむ。其他、精神病者の場合に於ても、若し監視を要する時は、癡狂係官は臨機其必要に應じて方法を講じ、場合の如何を問はず、豫防を主とする所に於ては、必要物の救與を第一とすることとなるを見るなり。されば總ての場合に於て、先づ第一に必要な給與をなし、次に家計上の調査をなすことを主意とし、單に施物を與ふるが如き方法に出でざるなり。其火急を要する場合と尋常の場合とを問はず、何時にても先づ適當なる處置を施し、然る後、家計の取調を爲すといふことを以て立場となすことを忘るべからず。吾人は、此處置を第一とし、然る後、家計上の調査に移るの方法を以て、公給救助の總ての方面に適用せんことを希望して已まざるものなり。救助の必要ある場合、當局官憲に於ては必ず先づ施すに適當の方法を以てし、其救助の手段方法として現金を給與する場合に於ても、同じく其立場に依りて施行せられんことを希ふものなり。此方法は一見、奇論逆説パロディに似たるの觀ありと雖、社會困窮者の發生を豫防し、多くの不幸者をして其跡を絶たしむるのみならず、一方、天下の父

母をして兩親としての義務を行はしめんとするときは必ずや此方法に出でざるべからざるものたることを思ふものなり。事實、救貧係官の在るあり、困窮者に限りてのみ公給救助をなしたるが爲めに、天下の父母をして以上の大責任を完うすること能はざるに至らしむるものあるは歎きても餘りある事と謂ふべし。然れどもこは次章に於て論ずることとし、茲には單に公吏に於て必要と認むる場合、總て何人にも與ふるに適當の救助と給與とを以てすべきは勿論なれども、あらゆる場合必ずしも無代にて之が施與をなすべしと言ふにはあらず、或は近親の者にして費用を辨償し得べき者あらば、必ずしも之に辨償せしむべからずと唱ふるにあらざることを一言し置くを以て足れりとすべし。

終りに臨んで、吾人は、市役所の職務中、經費徵收の事に就いて一言すべし。現今に於ては、何れの官廳と雖、其勤勞に對して實費を課し、之を徵收すべき權能有し、殊に貧民の爲めに救助を施したる場合に於ては、直接、其本人よりするか、或は其近親のものより償却せしむるか、の途を執ることとなれり。然れども時と場合とに依りて條件に相違あり、官憲の施すべき勤勞にも種々ありて一概に論

すべきにあらざるは勿論なり。少數派報告書中、「課金と徴收の方法」の章に於て現時の課金徴收法には言ふに堪へざる不整頓と濫費の存する所以を詳述するものあり。其事の序に更に秩序を立て規律を設けて整頓すべき必要あることを論じ、國會に於て官廳が爲しつゝある勤勞に對し課金すべきものと然らざるものとを明らかに區別して一定し、右費用辨償者の資格と責任の範圍を定むべきことの急務なる所以を説きたり。一度、課金と徴收法が法律に依りて決定する時には、總て其事務は各市町の一定の官憲に依りて執行する所あらんことを希望するものなり。現在の方法を見るに、學務係官は一定の係官を用ひ、一定の規則と一定の方法とを以て經費の徴收に従事し、公衆衛生係官は他の課員を用ひて他の規則又は方法にて課金を徴收し、癩狂係官は又他の係官と他の規則方法を以て、救貧局は又、其係官と他の規則方法を以て、係を異にする毎に課金徴收官をも別にし、其規則と方法をも異にし、各自、其區域内に於て法律上の困窮者より一仙にても多く徴收し得るものを稱して技倆卓越の者として誇らんとするものあるに至りては滑稽も亦極まれりと謂ふべきなり。夫れ課金徴收の爲め

に此等の異なりたる係官が各方面よりして一人の窮困者を窘窮せしむるが如きは不合理と謂ふべし。茲に人あり、一方の官憲よりは法律上の窮困者として救助を受けつゝあるに、他の係官よりは課金の納附延滞の爲めに監禁に處せられんとするものあるが如きは、殘酷の處置なりと謂ふべし。或大都市の役所に於ては課金徴收の事務は一切、徴稅課を設けて擔任せしむるの風あり。吾人は、課金徴收の事たるや、一切、各區町、村登記吏の擔任とし、登記吏をして家政上の調査に従事する傍、國家の定めたる課金徴收上の法規と各區町、村會の規則とに準據して、適當なる方法の下に其職務を執行せしむべしと唱ふるものなり。登記吏を初めとし、總て窮困者身分の調査に執掌する吏員は、其守るべき條規を遵守するや否やを各人に就いて公平に探知し、課金すべき時には、法律及び一般の規則に照して之を決し、其課すべき金額は豫めよく各人の資力と事情の如何を精査し、實際、當人に於て負擔し得べき額を參酌して之を定め、單に法律の規定にのみ依りて決すべからず。從來の經驗に徴するに、此方法に依りて課金するの結果、一方には、全費用を負擔し得るものをば被救助者中より除外し得るの

利益あると共に、單に費用の一部を負担し得るものより莫大の金額を回収し、以て地方官の財源を増加するものなり。世には救助の方法の存する所には其救助の費用を回収し得ること能はずと唱ふものあれども、そは地方廳の實際の事情を解せざる者の言たるのみ。回収の見込如何を顧みずして漫に課金したる場合、或は學齡兒童に對する學校食事の如き窮困者にして費用負擔の能力なきものに對して課金したる場合にありては其費用を回収し能はざるべきは勿論なり。然れども癡狂者の場合の如く救助の必要を見て、補助を與へたる場合に於て、豫め各人の資力の有無如何を調査し、其收入を以て如何なる程度まで費用を負担し得べきかを考へたる上にて、例へば、兒童を感化學校に收容したる場合の如き、適當に課金したる爲め回収し得たる金額は驚くほど多きを見るなり。事實、此方法に依れる公給救助登記法のなきに拘らず、英蘭及びヴェールヌに於て、年々回収し得る金額は毎年、五十萬磅に達するものあり。吾人は、若し國會が現時、債務の償還を要求せんとするに方り、上記の方法を實施せんには、夥しく多額の金子を回収し得べきを信ずるものなり。

第十章 防貧策と人心道德の改良

吾人は、此最終の一章に於て、貧窮問題の根柢たるや、種々の意味に於て人格と人心道德の改善問題に存することを論ぜんとす。従つて「道念」の改良を以て社會改良の根本義となさんと欲するものなり。何事も速成にて出來得るものにあらず、社會改良の事業の如きも、豈一夜造りを許すべけんや。如何に物質上の状態を改良し、一家一族、一階級、乃至一時代の生活をして安易ならしむるものと雖、之が爲めに元氣を消耗し、知的標準を低下し、個人の理想と道念とを毀損し、社會全體をして無氣力たらしむることありては、人間社會に取りて益する所斷えてあらざるなり。蓋し國家民族の道念、理想を腐朽停滞せしむることは、是れ即ち更に一層の窮困と更に一層の悲痛とに陥らしむべきものたること、古來の經驗の教ふる所、總ての哲學の示す所なればなり。吾人若し此理を知りながら猶且、其改善進歩の爲めに盡す所あらざらんか、是れ怠慢にあらざれば心なきものの事のみ。社會の貧窮と道念との關係の深甚にして互に離るべからざる

ものありて、正確なる事實に基づき、學術的最高の知識に依りて割り出したる豫防政策をして、必須缺くべからざるものたらしむるなり。現今、社會の狀態に於て屢見ることなるが、常に窮困者を醸出しては之を救助し、救助しては復之を醸出すといふに至りては、人々の性格を毀損し、人格を墮落せしむるものにして、人類としては兎に角、社會の性格を失墜せしむるものなるを以て、國民としては之を不問に附して、永く放棄すること能はざるなり。吾人が茲に窮困に對して論議する所以のものは、單に物質的の缺乏を救ひ、肉體に關する苦痛を除去せんとするのみにあらずして、國民の性格上に及ぼす影響に顧みて之が救濟の急務たるを言はんと欲するに在り。即ち現時の都市窮民の狀態は、窮民間に於ける道念の腐敗精神の墮落と形影相伴ふ所以のものにして、其影響は社會全體をして貧富上下の區別なく、其道念理想の標準を低下せしむるに至るべきを虞ふればなり。

吾人以爲く、此道義的結果は全く道義的原因に基すと。吾人が本書の第七章に於て論述したる窮困の直接原因、即ち或意味に於て物質的原因是は全く道德的

のものと稱することを得べし。若し吾人、人類社會の秩序紊亂して窮困の慘苦に陥るべしとせば、あらゆる場合、其原因を以て悉く之を道德頹廢の招致する所となし得べし。即ち全然たる道念の缺如は兎に角、其觀念の薄弱にして、感覺の遲鈍となるか、若しくは道念の命令に従ふ能はざるか、二者其一に歸すべきなり。然れども道義心の頹廢は必ずしも總ての場合、悉く其責任を以て窮困者の身に歸せしむべきにあらず。成る程時としては、其不義不徳の責、全く窮困者の身に歸すべきものあり。而して其結果、總て人力を盡して之を輕減せんと試みるものあるに拘らず、種々の悲劇を演出することあり。然るに時には之に反して、他人又は社會の不義不徳の故を以て、自らは罪なくして犠牲となるもの尠からず。此場合には、往昔シロアムの塔の倒れたる時の如く、善人も悪人と等しく其不幸の爲めに犠牲となることあるは、吾人の常に目撃する所なり。

斯くの如く吾人は、窮困の原因を以て人心道德の頹廢に歸せんとするものにして、之と同時に多くの豫防し得べき疾病の爲めに犠牲となれる者の中、其原因を以て社會又は他の個人の不義不徳に歸すべきものあるを見るなり。世には、

自らの過失と罪の爲めにあらずして全く他人が義務責任を懈りたるが爲めに不健康者となり、従つて其結果たる窮困の状態に陥れるもの尠しとせず。こは往々小兒及び可憐なる從屬者中に見る所にして、何れも工場主又は傭主が其製造工場に於ける衛生上及び諸般の設備を怠るよりして身に害を被るものなり。工場の附近を清潔にし、衛生上有害なる塵埃を残すことなく、或は多數一室に雜居混棲して疾病の源をなすが如きは、傭主たるものの常に心して慎むべき所なるは、其注意を怠るよりして禍を招くもの甚だ多し。我が國の民法には總て不潔の事柄を禁止し、社會の責任として斯かる危害を避くべしと規定せるに拘らず、猶未だ十分に實施し難きものあるは吾人の知悉する所なり。傳染病の蔓延が屢々他人に對する公德心の幼稚なること、又は社會として盡すべき隔離室、遊病院の設備を怠れるに基因することあり。幼時、教養の方法を怠りしが爲め、成長後に至りて窮困者となれるものの如きは、其罪全く父母として其義務を盡さざりしに存するを見る。勿論、斯かる場合、健全無病なる労働者に與ふるに彼が父及び市民としての義務責任を盡すに必要なる職業と労働の機會とを以てせざ

りし罪は、一部分社會に其責任の存するは明らかたれども、之と共に親たるものの兒童に對する義務を怠りたる所以のものあるを忘るべからず。世に苦役スラフツインの存する所以は、其原因全く責任を重んずる傭主の缺乏、即ち傭主が法律又は輿論の制裁に餘儀なくせられて、労働者に賃銀及び休養時間と與ふるに過ぎざるが爲めに存し、労働者の健康を維持せんとするが如きは、之を等閑に附するに基因すと謂ふべきなり。而して吾人、一度失業と半失業の問題に想ひ到る毎に、吾人は、其原因が傭主の方に於て其義務を怠る者あるも、社會は之を見て其過失を看過するが爲め、職人傭雇の方法に悪しきものあるか、或は職工の方に於て就職中、正直と熱心を以て業務に服すること能はざりしか、或は一度職を離れし時に於ては進んで職を捜すか、或は手當り次第得らるべき機會を捉へて一時を編織すべき途に出づるか、必ず其一に居るものあるを見るなり。如何にも失業の故を以て窮困に陥る者の生ずる原因は、商工業界の循環的大不振又は季節に因りて生ずる市況の變動等に在り。其等の原因は一見純然たる經濟的のものにして、全く個人又は社會の道義頹廢に因れりとは稱すべからざるものあるが如し。

又新奇なる機械の輸入又は産業組織の改變の爲めに失業者を生じ、其結果窮困者を生ずることなり。此等は純然たる經濟的原因と稱すべきものにして、或社會の狀態に於ては、新機械の輸入又は新方法の發明の爲めに、從來の職業に従事するものの職業を奪ふ恐あるよりして、之を禁止するの風、存したることありしが、近世の社會に於ては、斯かる新機械の輸入又は斬新なる方法の發明の爲めに損害を被るものあれども、國民全般の富を増殖すべき利益あるが故に、自由勝手に其輸入を許可するものなり。然れども此等の經濟上の變動と變化とは人爲を以ては防遏すべからざるものたると同時に、又防遏すべきものにあらずと雖、さればとてこれが爲めに何等の必要もあらざるに、數十萬人の職工をして失業の渦中に沈淪せしめ、罪なき無数の家族をして飢餓凍餒の苦中に悶死せしめて之を救ふことをせず、袖手傍觀して毫も顧みざるが如きは、全く社會全體として先見の明なく、不親切の極なりとの譏を免るゝこと能はざるなり。夫れ豫防し得べき社會の疾患を斷えて豫防することを努めず、又労働者、職工の間に失業者の續出するをも顧みずして、徒に富を積むが如きは、國民として決して恕す

べからざることなりとは何人も感ずべきものなるが故に、豫防し得べき失業者の醸成を防止することに今猶着手せざるに至りては、社會全體として人心道徳の萎靡沈滞して振はざるの致す所と謂はざるべからず。文明國民としての一定の標準生活をなすこと、是れ蓋し天下一般の責任たるや論なきなり。而も之が實施は全く個人の力以外に存するものなれば、之を以て單に個人の義務とは稱すべからず。そは個人及び社會全體の連帶責任にして、二者孰れか其義務を怠るときには、決して目的を達すること能はざる所のものなり。されば一切窮困の禍源を以て廣き意味に於ける道義心の頹廢に關係せざるものなしと解釋するものあるも、必ずしも當を失したる言とは謂ふべからざれば、吾人は社會全體の間に於ける道義心の頹廢に就いて、先づ第一に改良の方策を施すべきことに注意し、常に此點に對つて力を致す所あらざるべからず。

事情、斯く如きを以て、社會としての吾人の義務は、全く吾人の知識程度の問題に依りて決すべきは明白なり。二百年以前にあつては、中世紀に於けるが如く、窮困者の續出するも之が豫防の方法に就いては何等知る所なく、悔過移善の方